

別冊 2

( 議案第 8 号関係 )

平成 27 年度事業計画について (案)

- 1 法人本部事業計画書
- 2 水内荘事業計画書
- 3 みのちグループホームセンター事業計画書
- 4 歩楽里事業計画書
- 5 八雲日和事業計画書
- 6 小春日和事業計画書
- 7 長野市地域活動支援センターこぶし事業計画書
- 8 信濃学園事業計画書
- 9 松本あさひ学園事業計画書
- 10 松本ひよこ事業計画書
- 11 ほっとグループホーム伊北事業計画書
- 12 ほっとグループホーム伊南事業計画書
- 13 ほっと居宅事業計画書
- 14 伊那ゆいま～る事業計画書
- 15 ほっとワークス・みのわ事業計画書
- 16 辰野町障がい者就労支援センター事業計画書
- 17 辰野町地域活動支援センター事業計画書
- 18 西駒郷事業計画書
- 19 上伊那圏域障がい者総合支援センター事業計画書
- 20 障がい者福祉センター事業計画書

## 1 法人本部事業計画書

長野県社会福祉事業団（以下「事業団」という）は、障害者総合支援法や県の「長野県障害者プラン2012」に沿いながら、平成24年11月に策定した『長野県社会福祉事業団第2次長期構想～「信州の自然を愛し、ゆったりとした暮らし」とともに紡ぎます～』に基づき事業を進め、障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会の実現を目指します。そのために、県、市町村、関係団体、そして地域住民やNPO法人等との協働やネットワークの形成を図りながら事業を進めるとともに、変化の激しい法制度に鋭敏に対応し、常に質の高いサービスの提供に努め、障がい者や県民から信頼される法人であることを目指します。

本年度においては、事業団第二次長期構想4年目に当たり構想期間も僅かとなってきています。については、未達成の内容への取り組みを行うとともに、次期構想への論点の抽出や新たな課題に対して解決に向けた取り組みを積極的に行います。特に外向的には、セーフティーネット機能の強化に努めます。内向的にはブロック運営の強化、職員の人権意識の向上、人材育成の仕組みの見直し等に取り組みます。

なお、県の指定管理者となっている信濃学園及び松本あさひ学園は、本年度が指定管理期間の最終年度であるため、次期指定管理者として再受託できるように努めます。

また、国において社会福祉法人制度の見直しが行われています。こうした制度改正の動向を注視し的確に対応できるように準備を進める予定です。

### 長野県社会福祉事業団第2次長期構想 経営方針

- 1 事業団は、県内障害福祉サービス事業の質の向上を目指します
  - (1)「信州自然的暮らし」の創造
  - (2)障害児から高齢障害者まで一貫性のあるサービスの提供
  - (3)「セーフティーネット的」サービス提供の充実・拡大
- 2 事業団職員は、福祉サービス従事者・組織人としての自覚と自立的組織構築を目指します
  - (1)「輪」と「和」を生み・持続していく集団形成
  - (2)ポリシーある専門家集団を目指して
- 3 事業団事業所は、自立的経営基盤の確立を目指します
  - (1)定期積立のできる事業所経営
  - (2)利用者・地域住民から高い評価のいただける経営

## I 総務課

### 1 経営・組織体制の確立

#### (1) 会議の開催

事業計画、予算、決算などの重要事項について下記会議を開催します。

- ア 理事会・評議員会の開催（年3回）
- イ 経営委員会の開催（月1回）、運営委員会（随時）
- ウ 所長会議の開催（年3回）

#### (2) 経営・組織

ア ブロック制がスタートし今年度5年目を迎えます。各ブロックにおいて活動の強弱はありますが、毎月代表者会議や職員研修、利用者のブロックサークル活動など、利用者への質の高いサービスの提供、職員の資質の向上や効率的な運営を目指した取り組みを行います。

なお、取り組みが弱いブロックへの強化に努めます。

ブロック名	事業所名	事業等
長野	水内荘、みのちグループホームセンター、歩楽里（名称変更）、八雲日和、小春日和、長野市地域活動支援センターこぶし	・代表者会議（毎月）、看護師会議 ・研修、グループだより（広報） ・利用者サークル活動 など
松本	信濃学園、松本あさひ学園、松本ひよこ	・代表者会議（年1回）、連絡調整、懇親会（年2回）
上伊那北部	ほっとグループホーム伊北、ほっとグループホーム伊南、ほっと居宅、伊那ゆいま～る、ほっとワークス・みのわ、辰野町障がい者就労支援センター、辰野町地域活動支援センター	・代表者会議（年4回） ・懇親会
上伊那南部	西駒郷、上伊那圏域障がい者総合支援センター（名称変更）	・連絡調整、研修会
障がい者福祉センター	障がい者福祉センター及び4地区のスポーツセンター	・チーフ会議（月1回及び随時）

イ 八雲日和においては、平成28年1月に開所予定の「従たる事業所」を設置し、生産性の向上を目指します。

ウ 信濃学園及び松本あさひ学園においては、5年間の長野県の指定管理期間の最終年度となるため両事業所とも再受託で

きるように努めます。

エ ほっとグループホーム伊南においては、前年度末に開設した支援困難者が多い「とことこ」「さんさん」を早期に安定した運営ができるように努めます。

また、ほっとグループホーム伊北と連携し効率的で効果的な新たな運営形態を検討します。

オ 西駒郷においては、宮田支援事業部に平成25年度末で廃止した就労移行支援事業を本年度は復活します。したがって宮田支援事業部の日中活動の部署は多機能型事所となります。 《新》

カ 事務局では、激しく変動する制度改正に法人として的確に対応できるよう事務局の機能を強化します。

また、事業団第二次長期構想に謳われている発達障がい者支援・障がい者スポーツ・障がい者文化芸術分野における研究部門の発足について検討します。<研究部門設置検討プロジェクト> 《新》

### (3) 人事管理

#### ア 目標管理制度

平成23年度から評価結果を勤務評価制度の評価結果に合算して、人事、昇給、給与（勤勉手当）等へ反映させ、職員の業務へのモチベーションアップを図っていますが、更なる定着化に努めます。

#### イ 勤務評価制度

幹部職員を対象に評価者研修を継続し、評価の標準化等改善点を検証して、本制度の定着化を図ります。

なお、前年度、リーダー職の勤務評価を独立させましたが一部未実施の部分があるため本年度から本格実施します。

また、本年度は、人材育成システムの見直しを行うために評価項目の変更が必要となった場合は検討します。

#### ウ 計画的な職員の採用

事業団の第2次長期構想の採用計画に基づくとともに、近年の職員の応募状況は新卒者が大変少なくなっていることと上下伊那出身の応募者が少なくなっている状況を鑑みて、募集方法や活動を工夫し募集をすることとします。

また、専門性が高く、実績があり経験豊富な職員の「交流人事」を実施し、支援の充実を目指します。

#### エ 雇用契約制度の改正

労働契約法の改正に対応し非正規職員の無期雇用制度を本年度から導入します。

### (4) 事業の拡大・改善

#### ア 事業団委員会の運営

事業団運営委員会は、第2次長期構想の推進役であると同時に進捗管理を行う重要な役目を担っています。また、本年度においては、第三次長期構想に向けての論点を抽出することの役目も担うこととなります。

なお、本年度においては次のとおり設置します。

○平成27年度事業団委員会

事業団委員会名		目的・実施事項	体制
管理部門	運営（随時） (エコ委員会を兼ねる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営に関する課題や緊急性のある問題等を事務局と一体となって検討</li> <li>・(エコ)予算措置や事業団全体で考える必要のある事案等を検討し経営委員会に提言</li> <li>・地域公益活動の検討</li> </ul>	委員長=事務局長、委員5=各ブロック1名
	広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「やまなみ」編集・発行等広報事業の企画、実施</li> <li>・ネームプレート、マスコットキャラクター製作の検討</li> </ul>	委員長=事務局、委員6=各ブロック及び事務局から選出
	研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業団研修」の検証、企画</li> <li>・研修体系の見直しと新たな人材育成制度（キャリアパス制度等）の検討</li> </ul>	委員長=事務局、委員6=各ブロック及び事務局から選出
支援部門	施設生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度単位で委員が検討する課題・テーマを決め、様式により経営委員会に提出した後、検討する</li> </ul>	委員長=事業所、委員3=ブロックから選出
	地域生活支援		委員長=事業所、委員3=ブロックから選出
	日中活動		部会長=事業所、委員4=ブロックから選出
	就労支援部会		部会長=事業所、委員3=ブロックから選出
	支援		委員長=事業所 委員3=ブロックから選出
プロジェクト	生活介護部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「駒ヶ根高原ふくしほセミナー」開催準備・企画案策定、実行 平成24年度～28年度</li> <li>・グループホーム生活者の実態調査を実施し「豊かな暮らし」を創造する方策を提言する</li> <li>・虐待防止体制の進捗管理</li> <li>・虐待防止マニュアルの作成</li> </ul>	委員長=理事長、委員8=各ブロックから選出
	相談・居宅支援		委員長=事務局、委員4=ブロック及び事務局から選出
	高原セミナー実行委員会		委員長=事務局長、委員6=各ブロック及び事務局から選出
プロジェクト	グループホーム調査・検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止マニュアルの作成</li> </ul>	委員長=事務局長、委員6=各ブロック及び事務局から選出
	虐待防止体制整備委員会		委員長=事務局長、委員6=各ブロック及び事務局から選出

高齢者支援検討	・高齢知的障がい利用者の支援方法、対策の策定（長期構想）	委員長＝事業所、委員 6＝ブロック及び事務局から選出
研究部門設置検討	・発達障がい者支援・障がい者スポーツ・障がい者文化芸術の検討	委員長＝事務局、委員 4＝ブロック及び事業所から選出
長野県社会福祉事業団設立 50 周年記念事業	・記念式典の企画　　・記念誌作成	委員長＝常務理事、委員 6＝各ブロック及び事務局から選出
第 50 回全国社会福祉事業団大会	・式典、実践報告、基調講演及び交流会の企画	

イ 新たな事業の取組み

(ア) 歩楽里

障害児通所支援事業の放課後等デイサービスを長野市から受託します。

(イ) 信濃学園

入所希望に対しては、社会的養護が必要な障がい児を優先します。

また、指定管理期間の最終年度にあたり業務の「実践記録集」を発行します。

(ウ) 松本あさひ学園

施設の機能を活かして、地域の子育てを支援するための公開学習会やミニ講座を開催します。

また、開設 5 周年を記念し「実践記録集」を発行します。

(エ) ほっとワークス・みのわ

当事業所が開設して本年度で 10 年となるため開設 10 周年記念事業を開催します。

(オ) 西駒郷

宿泊型自立訓練事業を平成 29 年度から実施予定です。そのための検討を開始します。

(カ) 上伊那圏域障がい者総合支援センター

前年度まで県事業として実施していた精神障がい者地域生活移行コーディネーター等事業は、上伊那圏域においては 8 市町村の事業として存続することとなったため受託し実施します。

## (キ) 障がい者福祉センター

本年度は、当県が担当して「東日本障がい者スポーツセンター協議会」（7県で持回り、開催時期9月頃）を開催します。

また、障がい者の文化芸術活動の質を高めるために、中南信地域の障がい者施設等の関係者と活動支援のあり方の検討会を開催します。

## ウ 施設整備

## (ア) みのちグループホームセンター

利用者の重度化・高齢化に対応するため「コーポやまなみ」に長野市の補助金を活用し本年度においてスプリングラ  
ーを設置します。《新》

## (イ) 八雲日和

本年度長野市豊野町内に、「従たる事業所」を立ち上げ、狭隘となっている製麺・おやきの製造場所を移転させます。  
また、長期構想に基づき就労継続支援A型について検討します。《新》

## (ウ) 松本ひよこ

塩尻市内の障がい者ニーズに応えるべく当該市内に日中活動の事業所1棟及びグループホーム2棟を開設する予定に  
なっています。前年に引き続き準備を進めます。

## (エ) ほっとワークス・みのわ

利用者の高齢化や地城市町村の需要に応えるため、新たに生活介護事業を加え、現在の就労継続支援B事業と合わせ  
た多機能型事業所を平成29年度に南箕輪村内に移転・開設を行う予定です。本年度においては、建設予定地の土地を  
取得します。《新》

## (オ) ほっとグループホーム伊北

ホームの老朽化や利用者の高齢化に対応するため、本年度「加納住宅」を廃止し「北割ハイツ（仮称）」を開設します。  
また、「みつかまちホーム」の建替え及び「さくらホーム」の今後のあり方について検討します。《新》

## (カ) ほっとグループホーム伊南

ホームの老朽化や利用者の高齢化に対応するため、「竹村ハイツ」を廃止します。

## (5) 管理業務

#### ア リスクマネジメントの強化

「利用者が安全で安心して生活できる環境」を用意するために平成22年度作成・発行した「事業団リスクマネジメントに関する指針」の遵守に努めます。

イ 前年度、運営の手引きプロジェクトから示された「個別支援計画」様式が、各事業所で円滑に運用が進むようにサービス管理責任者の職務にある職員への研修を実施します。

#### ウ 個人情報保護

「社会福祉法人長野県社会福祉事業団個人情報保護規則」に基づき個人情報を適正に取り扱います。

#### エ 権利擁護の充実

次のとおり利用者の権利擁護の充実を図ります。

(ア) 「社会福祉法人長野県社会福祉事業団虐待防止対応規程」に基づき各事業所単位又はブロック単位で虐待防止委員会を設置し虐待防止に努めます。 《新》

(イ) 虐待防止体制整備委員会により「虐待防止マニュアル」を作成し各自事業所に周知します。 《新》

(ウ) 身体拘束ガイドライン等の有効活用の徹底を図るとともに、権利擁護に関わる研修会やセミナー等への職員の参加促進に努めます。

#### エ 苦情解決の適正運営

「社会福祉法人長野県社会福祉事業団における福祉サービスに関する苦情解決要綱」に基づき、福祉サービスに対する苦情への適切な対応を行い、利用者に満足のいく福祉サービスが提供できるよう支援します。事業所にあっては、「苦情が言える環境づくり」にも配慮します。

#### オ 顧問弁護士の配置

事業の拡大により、利用者、職員とも増加する中で、「利用者が安心・安全な環境」「職員が安全に働く環境」を確保するとともに、トラブルの未然防止や起きてしまったトラブルに迅速に対応するため、顧問弁護士に相談し円滑な組織運営に努めます。

## 2 介護福祉士等修学資金貸付制度実施事業

県からの委託事業（平成25年度から4年間）である介護福祉士等を目指す学生への修学資金の貸付け事業は、毎年新規貸付約40人とし、円滑な実施に努めます。

## Ⅱ企画課

### 1 提供するサービスの質の向上

#### (1) 事業団倫理綱領等の徹底

事業団としては、近年発生させてしまった利用者への権利侵害を反省しつつ、今後、障がい者への虐待の根絶を目指して、職員に対し「倫理綱領」及び「職員行動規範」の周知の徹底を図ります。

#### (2) 利用者本位のサービスの提供と社会的評価の促進

事業所では、次のとおり利用者の基本的人権や主体性を大切にしたサービス提供に努めます。

ア 各事業所では、利用者、家族等を対象に「顧客満足度調査」を年1回実施します。

イ 利用者がサービスを選択する際の目安や事業所の内容を把握することが可能となるよう「福祉サービス第三者評価」を受審し、その結果をホームページで公表します。なお、本年度は3事業所（みのちグループホームセンター、信濃学園、西駒郷）が受審します。

#### (3) ケアマネジメント機能の強化

利用者ニーズに的確に応えるサービス提供を実践するために、個別支援計画等の充実を図ります。そのために、サービス提供責任者及びサービス提供管理者の資質の向上を目的とした研修を実施します。

また、松本ひよこにおいては、強度行動障がい者等の支援の困難性が高い利用者が利用していることから支援の充実を図るためにケース検討会等に発達障がい者支援の専門家を招聘します。 《新》

#### (4) 「本人部会」充実への協力

事業団関係のグループホーム利用者（以下「ホーム利用者」という）を中心とした長野ブロックの「やぐも会」、上伊那北部・南部ブロックの「ともだちの会」について、ブロック単位で各事業所が連携して活動の充実に協力します。

なお、本年度において松本ブロックの本人部会の立ち上げについて検討します。

#### (5) 実践論文集の発行

次年度において長野県社会福祉事業団実践論文集を発行するために、本年度は、各事業所に実践論文の募集を行います。

## 2 入所施設利用者の地域生活移行の推進

入所施設利用者の地域生活移行は、前年度で西駒郷基本構想時における主たる希望者への対応が終了したため本年度からは、各事業所においては、新たなニーズ調査によって地域生活移行を希望される方に対し本人や家族の意思を尊重したうえで積極的・継続的に行っていきます。

## 3 地域福祉サービス体制の整備

社会福祉法人及び福祉サービス事業所の役割が問われている時代に入り、事業団が地域においてなくてはならない存在となるために、障がい者等の地域生活を支えるシステムの整備と強化を図ります。

### (1) セーフティーネット機能強化

サービスを必要とする方が必要な時に利用できるよう入所支援事業及び短期入所事業の充実を図ります。特に、信濃学園の18歳を超えた利用者の対応への課題は緊急的な課題として検討します。《新》

### (2) 各種関係機関及び団体との連携

県、市町村及び関係団体等と連携して地域福祉の充実を図ります。特に、各事業所においては、地域自立支援協議会との連携を積極的に図ります。

### (3) 居宅介護サービスの充実

居宅介護サービスは、障がい者の地域生活を支えるサービスとしてなくてはならないサービスとして、充実が求められています。本年度は松本ひよこへの導入を検討します。《新》

### (4) 相談支援事業の充実

利用者すべてに計画相談が義務付けられています。未実施の利用者への計画相談が進捗するように努めます。また、相談支援専門員の質の向上を図るために研修等への参加促進に努めます。

### (5) 余暇(スポーツ(運動)・文化)活動支援体制の整備

グループホーム利用者等の余暇活動を支援するため、クラブ活動や障がい者福祉センター等の利用を促進します。また、地域での生活情報や仲間のくらしなど身近な情報を各グループホーム事業所毎に情報紙として発行します。

なお、本年度は「グループホーム調査・検証プロジェクト」を設置し、グループホーム生活者の豊かな暮らしの創造への提言を行うために第3回目のグループホーム生活者の実態調査を実施します。 《新》

(6) 高齢知的障がい者の支援方法等の検討 <高齢者支援検討プロジェクト>

事業団入所施設及びグループホーム利用者の高齢化に伴い、身体機能の低下等により近い将来生活の場に不安が生じることが予想されるため、平成23年度、事業団独自で作成した「退行アセスメントシート」を活用し事業団利用者に対し調査を行い、高齢化状況のデータ収集を開始しました。本年度は、これまでの調査結果を報告します。

(7) 駒ヶ根高原ふくしおセミナーの開催 <高原セミナー実行委員会>

本年度で第4回目となる「駒ヶ根高原ふくしおセミナー」を、参加者500人を目指して、6月26日（金）・27日（土）に駒ヶ根市及び宮田村において実施します。

なお、駒ヶ根高原ふくしおセミナーの一環である「第4回信州駒天駅伝大会」は、にしこま祭に合わせての開催とし、「アル・ブリュット展」は、駒ヶ根高原美術館にて9月～10月の開催とします。

(8) 地域公益活動の検討<運営委員会>

国の社会福祉法人制度の見直しの中で、社会福祉法人の地域公益活動の義務化が取り上げられています。こうした動きに対応するために事業団で可能な地域公益事業の検討をします。 《新》

#### 4 情報発信

今後、社会福祉法人に求められるものの1つに事業運営の透明性確保が上げられています。具体的には、財務諸表、活動状況や事業計画等の公表が求められてきます。そのためには、情報発信の機能が充実していることはたいへん重要です。

こうした状況を踏まえ、本年度は、さらに情報発信の推進を図り、「県民からの認知度アップ」「地域の人々からの理解と信頼、支持の向上」「職員間の情報の共有化」を推進するため、次のとおり取り組みます。

(1) 「事業団広報指針」に基づいて、事業団及び各事業所が統一した形で広報活動を行うため職員のネームプレートの統一化・マスコットキャラクターの導入を検討します。<広報委員会>

(2) 事業団広報紙「やまなみ」の発行 <広報委員会>

発行回数 年2回 発行部数 3,500部

### (3) ホームページの充実

法人のホームページの充実を図り事業運営の透明性を図るとともに、福祉サービスのニーズがある方へ効果的な情報発信ができるように努めます。

## 5 人材育成

福祉サービスは、「人を相手とし、人が行う専門的な対人サービス」であることから、職員の質を高めることの重要性が非常に高い職種と言えます。そのために、効果的な人材育成に努めます。

### (1) 人材育成システムの見直し <研修委員会>

これまでの、事業団の人材育成の目的や方法等が不透明な部分があり効果的な人材育成という点では課題があります。ついては、新たな人材育成制度（キャリアパス制度等）について検討します。 《新》

### (2) 事業団研修の開催 <研修委員会>

「長野県社会福祉事業団研修要綱」に基づき、下記のとおり事務局主催の「事業団研修」を実施します。

また、新たな人材育成制度の構築にあわせた研修内容を検討します。

### ○平成27年度「事業団研修」実施計画

区分		主催	内 容	区分	主催	内 容	
研修全体 階層別研修	全職員	事業団	・レベルアップ研修（松本、上伊那各1回）	専門研修 事業団	業務別	・経理事務研修（1回）	・看護師研修（2回）
	初任者 (新任職員)	事業団	・新規採用職員研修 (期首・期中・期末)（3回）			・栄養士研修（1回）	・発達障がい児者支援研修（4回）
		他団体	・公社公団新規採用職員研修		支援内容別	・心理・支援員研修（2回）	・サービス管理責任者等研修 (長野、上伊那各1回)
	中堅職員 (一般職員)	事業団	・5年目職員研修（1回）			・サービス管理責任者等研修 (長野、上伊那各1回)	
		事業団	・OJTリーダー研修 (各ブロック単位2回)				

リーダー職員 (主任・係長)	事業団	・リーダー研修（2回）			・相談支援専門員研修
	他団体	・公社公団係長研修			
幹部職員 (課長以上)	事業団	・評価者研修 ・管理者研修（2回）		他団体	・全事協社会福祉法人会計に関する研修 ・全事協専門性を向上させる研修 ・全事協関プロ研修
	他団体	・中央福祉学院 平成27年度福祉施設長専門講座 ・全事協指導者育成研修	派遣研修	事業団	・事業所間交流研修 ・先進地派遣研修（国内・国外）

## （2）「第50回全国社会福祉事業団大会」の開催準備

全国の社会福祉事業団の総会並びに相互の研究協議や情報交換、交流を図ることを目的に、毎年、全国社会福祉事業団協議会が主催して「全国社会福祉事業団大会」を開催しています。平成28年度は、長野県において開催することとなり10月20日（木）、21日（金）の予定で準備を進めます。

## （3）長野県社会福祉事業団設立50周年記念事業の実施

本年度は、長野県社会福祉事業団が設立して50年目を迎えます。については、50年の歴史を振り返り今後を展望する目的で記念誌の発行と記念式典を11月13日（金）に開催します。

《新》

## 2 水内荘事業計画書（案）

水内荘は、長野県社会福祉事業団第2次長期構想（以下、「第2次長期構想」という。）を基本に事業を展開しています。

今年度は、第2次長期構想で掲げる基本的な方向性に齟齬が生じていないか確認するとともに、残された課題に対しても積極的に取り組みます。

さらに、長野ブロックの主要課題となっている利用者の高齢化対策については、検討すべき課題は非常に多様であり、全体像を俯瞰するのが難しい状況にありますが、引き続き「長野圏域高齢知的障がい者支援検討委員会」をはじめ、保護者会、豊智福祉会「泉平ハイツ」等関係機関や行政機関との連携強化に努めます。

また、平成24年10月1日に施行された「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という。）については、全職員に周知徹底を図り、ブロック研修などを通して職員一人ひとりが人権意識や支援技術の向上など、組織として安心、安全な質の高いサービス提供に努めます。

### 長野ブロック事業計画

#### 1 ブロック運営

本年度は、ブロック運営をさらに円滑に進めて行くことを目指して事業を実施します。特に利用者支援については、第2次長期構想でも目標に掲げているとおり、事業所間で質の高い均一のサービス提供ができるよう職員の資質向上に努めるほか、利用者の意見や要望を丁寧に聴き取り業務に反映させるための体制整備や具体的な事業をブロックとして実施していきます。

## 2 ブロック事業

### (1) 代表者会議の開催

毎月1回定例で開催し、委員は、ブロック長、副ブロック長、八雲日和所長、みのちG Hセンター代表、こぶし代表、歩楽里居宅代表、看護師代表、相談支援専門員とします。

この会議は、虐待防止委員会、苦情解決委員会、リスクマネジメント委員会としての機能も併せて担います。

### (2) 職員研修の実施

研修委員を中心に毎月1回様々なテーマを設定し、勤務時間外で研修会を開催します。

### (3) サークル活動

ブロック内全事業所の利用者を対象にして5月から10月の間、月2回サークル活動を実施します。最終回には、活動内容を披露するサークル発表会を実施します。

### (4) ブロック広報紙の発行

編集委員会を中心に年2回広報紙を発行します。また、長野ブロックの事業所パンフレットも発行します。

### (5) 行事、環境整備等の協力

ブロック内事業所の利用者、保護者、地域の皆さん等との共同事業として泉水祭、合同環境整備等を実施します。

○ 実施事業及び職員体制

平成27年4月1日見込

事業名	定員	現員	職員数30人
施設入所支援	40人	39人	
生活介護	68人	67人	
短期入所（併設型）	6人	—	
特定・一般相談支援	—	—	内 訳 支援員 その他 26人 4人
			その他内訳 (所長1人、看護師1人、パート2人)

I 総務課

1 経営・人事管理

(1) 効率的運営

- ア ブロック内事業所間の連携強化、協力体制の構築を図り、効率的運営を進めて行きます。
- イ 当所において省エネや資源の無駄遣いを省くといったエコ活動を積極的に導入し、職員のエコ意識とコスト意識の徹底を図ります。

(2) 人材の育成

- ア 所内研修、ブロック研修、事業団研修といった法人内の研修の他、他団体主催研修等も積極的に活用し職員の資質向上を図ります。
- イ 新任職員にはOJT等を活用しながら事業団職員としての立場、職業人としての基本的なマナー等を身に付けてもらいます。
- ウ 目標管理制度・勤務評価制度を定着させ、効率的な業務遂行と職員個々の業務に対する自覚や責任感の醸成及び意欲喚起を図ります。

## 2 管理業務

### (1) 健康管理

- ア 日常生活におけるバイタルチェックの他、健康診断（年2回）、健康相談（月1回）その他眼科や歯科検診等の各種検診を通じて利用者の健康管理には十分配慮し、医療機関とは嘱託医を中心に一段と連携を密にします。
- (ア) 腫瘍マーカーによる各種がん発症リスクのスクリーニングを実施し、利用者の健診の負担軽減を図ります。
- (イ) 昨年度からの継続で歯科医に訪問診療と口腔ケア指導を依頼し、虫歯予防や口腔衛生に努めます。
- (ウ) P T（理学療法士）による機能評価と日常生活を行う上で基本となる動作の指導を受け、利用者個々の基本的動作能力の維持、回復に努めます。
- イ 感染症対策については、手洗い・うがいの励行・マスクの着用といった日常的な予防策の他、罹患者が出た場合は対応マニュアルに沿って迅速な対応を行い、感染拡大防止に努めます。
- ウ 長野ブロックの「看護チーム」を中心に職員を対象とした研修会や救命講習会を嘱託医や鳥居川消防署の協力を仰ぎながら実施します。なお、消防署主催の救命講習会にも引き続き支援課職員を中心に積極的に参加するようにします。

### (2) 食事提供

- ア 給食の業務委託は継続します。
- イ 委託業者を交えて給食委員会を隔月で開催し、献立内容の検討をはじめ日常的な衛生管理や当該月の行事、利用者の健康面での留意事項や利用者・家族の要望等について協議し上質な食事提供を求めていきます。さらに、食事の味だけでなく、利用者が居心地よく食事を楽しめる雰囲気づくりを大切に、食堂のレイアウト等、随時検討します。

### (3) 居住環境等の改善並びに衛生管理

清潔で心休まる住環境の提供を目標として、細かなところまで目が行き届くように心掛けていきます。

### (4) 個人情報保護

個人情報の取り扱いについては「事業団個人情報保護規則」に基づき厳格に対応し、利用者・家族から信頼されるよう努めます。

## (5) 権利擁護の充実

- ア 利用者の権利擁護の充実を図るために新たに虐待防止委員会を設置します。
- イ 職員の権利擁護に関する意識の向上を図るために研修会を開催するとともに、他団体主催の研修、セミナー等への参加を促進します

## (6) 苦情解決の適正運営並びに外部評価

- ア 長野ブロック事業所間の苦情解決委員会は月1回定例で開催します。さらに年1回は第三者委員を交えての検討会議を開催します。
- イ 苦情が寄せられた場合は、迅速に対応し問題解決を図るばかりでなく、その後の事業所運営の適正化に帰するよう改善策を含め、全職員にフィードバックしていく体制を整え、利用者が安心した生活が送れるよう常に工夫していきます。
- ウ 「福祉サービス第三者評価」の自己評価を実施します。

## (7) リスクマネジメントの強化

事故が発生した場合は、事業団「リスクマネジメント指針」に基づき迅速且つ適切な対応が図れるよう徹底します。また、インシデント報告や事故報告については傾向分析をし、再発防止に努めます。さらに、ブロック代表者会を通じて情報共有を図り、ブロック内事業所でのリスクマネジメント対応の強化に努めます。

## (8) 防災安全対策

有事の際、職員ひとり一人が適切且つ迅速な対応が図れるよう避難訓練を年3回実施し、通報訓練や消防設備の確認を行います。また、防災マニュアルについては、その都度見直し職員に周知し、非常時スムーズな対応が取れるようになります。

なお、地域防災協定に基づき、豊野区及び豊智福祉会「泉平ハイツ」との合同防災訓練を本年度も開催します。

## (9) 利用者・家族への満足度調査の実施

利用者サービスや施設設備の向上に資する事を目的とし、保護者会と協力して満足度調査を行います。

### (10) 関係機関との連携

地域自立支援協議会を中心とした地域福祉の体制作りに積極的に参加し、長野圏域の有効な社会資源となるように引き続き努めます。そのために援護の実施主体である市町村、近隣法人・事業所等とのネットワークの強化を図ります。

また、「長野圏域高齢知的障がい者支援検討委員会」(知障協北信支部)は、当所が中心となり、今年も継続します。

## 3 情報発信

### (1) ホームページの充実

水内荘の運営状況を適宜情報発信していきます。

### (2) 広報紙の活用

「水内荘グループだより」(年2回発行)を通じて、当所をはじめ長野ブロック内事業所の近況や保護者会、NPO法人「豊野結いの会」等の近況を紹介します。

## II 支援課

### 1 提供するサービスの質の向上

#### (1) 施設入所支援

- ア 利用者一人ひとりの楽しみや生きがいを重視した個別支援計画に基づいて利用者を支援します。
- イ 利用者の心身機能低下に注意し、より個別的な医療・介護の支援を実施します。
- ウ 利用者の旅行は、利用者の希望も参考にしてゆったりと楽しめるよう工夫して実施します。
- エ 65歳以上の高齢利用者を対象にして「ライフデザインノート」(「旅立ち」のための生前準備計画書)の作成に向け、利用者本人や家族とも相談します。

#### (2) 生活介護

- ア 利用者が移り変わる季節を行事とともに体感できるよう、お花見、七夕、夏祭り、クリスマス会、餅つき、節分などの季節行事を行います。また、利用者から人気の高い旅行や忘年会など潤いのあるサービス提供に努めるとともに、利

用者個々のニーズを把握し、個別支援計画に沿った質の高いサービス提供を行います。具体的には、「ものづくり班」と「うるおい班」の2班体制を中心に下記のメニューで支援します。多くの利用者に高齢化に伴う体力の低下が見られるため、今年度は2班ともウォーキングを中心とした「運動プログラム」に力を入れ、利用者が心身ともに健康で、現在の体力をできる限り維持できるよう支援します。

- ① 「ものづくり班」 … 農作業（野菜づくり、草花栽培、ウッドチップづくり、リサイクル活動等）  
受託作業（きのこキャップ清掃）  
運動プログラム、レクリエーション活動、機能訓練、創作活動
  - ② 「うるおい班」 … 運動プログラム、レクリエーション活動、リハビリ訓練、音楽療法、創作活動、  
個別活動（ネジ解体や組み立て、棒指し等）
  - ③ 「全体活動」 … 調理実習、環境美化活動
- イ 利用者の希望や要望に基づき、地域ボランティア等を活用しながらドライブ外出等外出の機会を増やします。

### （3）短期入所事業

短期入所事業は、個々のニーズに応じて定期的に利用されるケースの他、緊急性のあるケースも多く、依然として需要が高い状況のため、今後も実情に応じて積極的に受け入れます。なお、グループホーム等利用者（以下「ホーム利用者」という）で健康等の理由により生活が困難になったケースについては優先します。

### （4）相談支援事業

- 相談支援事業は、歩楽里の相談支援専門員とも協力し、円滑かつ質の高い相談業務を行うように配慮していきます。
- ア 特定相談支援  
入所利用者及びホーム利用者を中心に、作成依頼を受けたケースについて順次サービス等利用計画を作成します。
  - イ 一般相談支援  
「地域生活移行」等関係市町村や相談支援専門員等の照会や依頼ケースについて実施します。ただし、当面は水内荘を始めとした長野ブロック事業所利用者の相談に応じていきます。

(5) 環境整備事業＝「信州自然的暮らし」創造計画

水内荘周辺の環境整備を保護者会や地域ボランティア等の協力を得ながら精力的に行います。樹木の手入れをはじめ近隣農家の剪定枝の回収、ウッドチップづくりは継続します。

(6) 「本人部会」への協力

ホーム利用者にとって本人部会（やぐも会）の活動が潤いある生活の一助となるよう、引き続き協力していきます。

## 2 施設入所支援利用者の地域生活移行の推進

地域生活移行を希望する利用者には、「体験入居事業」、「地域移行支度経費支援事業」を活用して、スムーズに移行できるよう支援します。

## 3 地域福祉サービス体制の整備

(1) 余暇（スポーツ（運動）・文化）活動支援

「第2次長期構想」の「利用者お楽しみ倍増計画」に基づいてスタートした「長野ブロックサークル活動」も3年目を迎えます。ブロック内全事業所の利用者が月2回一堂に会し、「太鼓・踊り」、「カラオケ」、「スポーツ」、「創作」の4サークルに分かれて活動をします。

(2) 家族との連携強化

ア 家族の高齢化や世代交代等により疎遠傾向となる家族が増えていています。また、職員との交流も十分とはいえない状況で、保護者や家族に誤解と不安を与えてしまうケースも散見されます。保護者会役員等と十分連絡調整しながら保護者会活動が継続、発展するよう協力します。

イ 利用者にとって高齢になっても家庭や故郷は心の拠り所です。支援担当職員（プランナー）を中心に、家族と円滑な交流が継続できるよう、月1回は家庭通信を行い、利用者の近況や想いを伝えます。

ウ 利用者の個別支援計画等の説明をはじめ将来への不安等について保護者・家族との面談を年2回開催します。また、諸

事情から水内荘へ来られないお宅には必要に応じて家庭訪問を実施します。

(3) 地域住民との連携強化

- ア 施設の資源(体育館・電気炉等)を可能な限り地域の皆さんに開放します。
- イ 泉平地区と豊智福祉会「泉平ハイツ」の三者共催で行う「泉水祭」は地域との交流行事として引き続き開催します。
- ウ 長野市障害ふくしネットには継続参加し、積極的に情報提供を行い地域との関係強化を図ります。

(4) 豊智福祉会「泉平ハイツ」、「豊野結いの会」との連携強化

- ア 豊智福祉会「泉平ハイツ」との「連絡会」を隔月で開催し連絡調整、連携強化を図ります。
- イ 「豊野結いの会」と連携、協力して利用者の財産管理、権利擁護に努めます。

(5) ボランティア・実習生等の受け入れ体制の整備

- ア ボランティア係を中心に積極的に受け入れます。特に、利用者の日中活動や付添い外出をはじめ環境作業や樹木の手入れ等に係わってもらえるボランティアについて町内を中心とした近隣の皆さんを対象に募集します。
- イ 本年度も「ボランティア懇談会」を開催し、活動の充実を図ります。
- ウ 学生実習の受け入れを継続します。特に、社会福祉士・介護福祉士資格取得を目指す学生実習は積極的に受入れます。

#### 4 セーフティーネット機能の強化

短期入所事業を中心に当所の機能(施設入所支援、生活介護)を最大限発揮して対応します。また、他の長野ブロックの事業所と連携、協力しながら利用希望者の期待に応えます。特に、緊急性の高いケースについては関係市町村や関係機関等と連携してできる限り受け入れる方向で対応します。



### 3 みのちグループホームセンター事業計画書（案）

みのちグループホームセンター（以下「センター」という）は、昨年度に続き、14ホーム、定員71人の運営となります。世話人、支援員の資質向上を図りつつ、より一層利用者個々のニーズに即したサービスや住環境の提供に努めていきます。今年度3年目となる「信州自然的暮らしの創造」の活動については、世話人とともに「暮らしアンケート」を行い、利用者の生活実態や「思い」を把握し、より充実した「暮らし」を目指します。

また、利用者の高齢化・重度化に関しては、これまでどおり関係機関や他事業所との連携強化に努めるとともに、ホームのハーフ面中心の在り方検討や緊急時看護師が常時対応できる体制を強化します。加えて、近年県内でも自然災害が頻発することから、消防法施行令改正に併せ、ホームの防災安全対策や危機管理体制の整備に努めていきます。

#### ○実施事業所および職員体制

平成27年4月1日見込み

事業名	定員	現員	職員数 38人			
共同生活援助	71人	70人	内 訳	支援員	35人	
ホーム数 14か所				看護師	1人	
				その他	2人	
うちパート職員 32人（世話人 29人）						

## 1 提供するサービスの質の向上

### （1）グループホームの日常支援の充実

- ア 利用者の年齢や家庭環境、経済状況など、ニーズは多様化していますが、利用者一人ひとりの「思い」や「願い」に寄り添った支援を目指します。
- イ 利用者の高齢化や重度化対策として、個々のニーズに応じた生活支援員の配置を行います。また、65歳以上（第2号被保険者）の要介護者は、介護保険サービスの利用も適宜検討します。

#### ウ 信州自然的な暮らしの創造・活動

本サービスも3年目を迎えるため、各ホームの利用者・世話人が中心となって、郷土料理作りや季節行事等の日常生活への定着や改善等に配慮しつつ、四季折々、季節を感じながら家庭的で風土色豊かなホーム環境を目指します。また、今年度は外部との交流を意識した活動を積極的に取り入れます。

#### エ エコな暮らし・活動

今年度は、ホーム照明器具のLED化について検討します。また、リサイクル活動（エコバッグ、資源ごみリサイクル等）や省エネ対策（節水コマ、グリーンカーテン等）についても継続します。

#### オ 利用者の暮らし実態調査の実施

利用者の暮らしの充実を目指して、本年度以下の事業を実施・協力します。

(ア) 当センターでは、利用者の「思い」や生活実態を把握するため、世話人と連携し「暮らしアンケート」を行います。《新》  
(イ) 事業団が行う「知的障がい者の地域生活移行に関する地域生活実態調査・検証事業」（事業団ホーム利用者対象）に、協力します。

(ウ) 知障協北信支部加盟事業所が行っている「長野圏域高齢知的障がい者支援検討会」に、昨年に続き協力します。

#### (2) 「やぐも会」（本人部会）活動支援

「やぐも会」が発足して8年目（執行部会4年目）を迎えます。今年度も「執行部会」及び「やぐも会」の活動を引き続きサポートし、利用者主体の部会を目指します。内容については、今までのイベントや学習会のほか、新たにホーム間の交流を意識した「環境整備交流」を行います。

## 2 地域福祉サービス体制の整備

#### (1) 生活の場の拡大

近い将来に向けて、高齢化・重度化に対応した平屋建てのホームの新設等についての計画案を策定します。

#### (2) 余暇（スポーツ・文化）活動支援

ア 余暇情報紙「ふらっと」（隔月発行）は6年目を迎えます。より多くの利用者が活用できるように、内容・サポート体制

両面で「歩楽里」と連携しながら、掲載記事の内容や表示方法に配慮した余暇情報紙を目指します。

イ 今年度も長野ブロックのサークルや演劇サークル「空」の活動に協力します。また、3年目となるマレットゴルフサークルは、ヘルパー等の導入を検討しながら、積極的な余暇支援を目指します。

### (3) 家族及び地域住民との連携強化

#### ア 保護者・家族

世代交代や遠方に住んでいることにより、ブロック行事参加や帰省受け入れ等が困難な保護者・家族が増えています。

(ア) 日常的電話連絡をはじめ、「長野ブロックだより」や「みのちグループホームセンター通信」等で情報提供し、センターとつながりが保てるように努めます。

(イ) 個別支援計画の面談を日中活動支援事業所と連携しながら充実を目指すとともに、関係の薄い家庭へは積極的に訪問を行います。

#### イ 地域行事への参加

(ア) 高齢化により参加困難者は増加していますが、可能な範囲で参加できるように支援します。

(イ) 地元の夏祭り「豊野ヨイショコまつり」には、今年も「やぐも会連」として参加します。

ウ グループホーム体験入居支援は、ホームや利用者の状態に注視・検討しながら、慎重に受け入れます。

### (4) ボランティア受入れ体制の整備

長野市ボランティアセンターや豊野町住民自治協議会のボランティアセンター等の協力を得て、「やぐも会」イベントやサークル活動等に積極的に参加いただきます。

## 3 情報発信

### (1) 広報紙の活用

利用者の家族を対象に「みのちグループホームセンター通信」を年2回発行します。主な内容はセンターの行事予定や報告等とし、日中活動先での様子やホームの紹介等も掲載します。

## (2) ホームページの充実

担当者の技術レベルアップを図りつつ、センターのリアルタイムな情報やホームの「暮らし」を掲載し、ホームページを通じ、より多くの方に情報が行き届くよう努めます。

## 4 経営・人事管理

### (1) 効率運営

世話人の複数ホーム勤務化や定期的な勤務先変更を進め、ホームの風とおしを良くするとともに、勤務変更の対応や支援の協力など、世話人間でのバックアップ体制強化を継続します。

### (2) 組織体制整備

センタースタッフと現場スタッフとの連携強化を目的に、以下の会議を行います。

会議名	定例世話人会議	ホーム世話人会議《新》	月例会議	担当者会議
回数	年4回	年2回	月1回	月1回
参加範囲	管理者、サビ管、職員、全世話人	サビ管、職員、ホーム世話人	管理者、サビ管、職員	サビ管、職員

### (3) 人材の育成

ア 世話人の資質の向上を図るため、当センター独自研修会及び知障協北信支部等外部団体主催研修会参加を下表の通り行います。

#### 世話人研修計画

実施時期	5月	7月	10月	随時
研修テーマ	虐待防止	救急救命・防災	他法人視察研修	外部主催研修

イ 「勤務評価制度」を活用した世話人面談（年1回）や親睦を図るための世話人懇談会（年1回）を行います。また、人材育成の観点から、世話人より日常的に寄せられる相談に対し、悩みを共有したりフォローを行い、長期的に従事できる関係づくりに努めます。

ウ 世話人や生活支援員にヘルパーの資格取得推進を図り、移動支援サービスや通院介助の資質向上を図ります。

## 5 管理業務

### (1) 健康管理

昨年度は、高齢による疾患での長期入院者が増えました。今後も増加が予想されるため、早期予防・早期発見に努めます。

ア 人間ドック（年1回）や定期健診、定期通院のほか、看護師等の訪問健康相談（ホーム単位隔月1回）を実施します。また、「看護チーム」の企画する研修会に世話人にも参加を呼びかけ、レベルアップを図ります。また、高齢化に伴い、看護師を中心とした夜間支援の強化が図れるよう体制を組み、世話人に周知徹底します。

イ 感染症に関しては、ホームへ注意喚起の促し等日常的な予防に努めるとともに、感染症が発生した場合には迅速な対応を行い、拡大防止に努めます。

### (2) リスクマネジメントの強化

ア 事故報告書やヒヤリ・ハット報告に対し、対応策を検討し速やかに改善を図ります。

イ 定例会議や世話人会議、世話人研修会で事故報告及びヒヤリ・ハット報告を周知し、リスクに対する意識高揚と情報の共有化を図り、事故防止に努めます。

### (3) 防災・安全管理

ア 利用者の実態に即した防災訓練（年2回）を行います。また、防災設備の保守管理（年2回）のほか、自主点検を実施し、ホームの安全確保を図ります。

イ 昨年度事業団が策定した「グループホーム防災マニュアル」を基に、当センターの防災マニュアルを見直します。また、防災用具・備蓄品の検討・整備を進めるとともに、有事の際は近隣住民の協力や水内荘との連携が必要となるため、協力体制の整備を図ります。

ウ 消防法施行令改正に伴い、「コーポやまなみ」へのスプリンクラー設置及び自動火災報知器未整備ホームへの設置について、積極的に進めていきます。

### (4) 個人情報保護

個人情報の取り扱いについては、「事業団個人情報保護規則」に基づき、本人や家族に使用する内容及び情報提供先を明示し同意を得た上で使用します。また、業務上知り得た利用者の個人情報は守秘義務をもって厳正に管理するよう徹底します。

#### (5) 評価の実施

##### ア 外部評価

今年度、第三者評価を受審します。なお、実施結果についてはホームページ等に掲載、公表します。

《新》

##### イ 内部評価

顧客満足度調査に代わる「暮らしアンケート」を実施し、調査結果を業務に反映させるとともに、他事業所や家族に公表し、サービスの質の向上に努めます。

#### (6) 権利擁護の充実

ア 利用者の権利擁護の充実を図るため、今年度新たに長野ブロックで虐待防止委員会を設置します。

イ 職員の人権擁護に関する意識の向上を図るために研修会を開催するとともに、他団体主催の研修、セミナー等への参加を促進します。

ウ 世話人には、折に触れて「障害者虐待防止法」について周知徹底化を図ります。特に「経済的虐待」については、月1回小遣い管理のチェック体制を継続します。

#### (7) 苦情解決の適正運営

利用者からの苦情に対しては、サービス管理責任者が初期対応を行い、苦情受付担当者に引き継ぎます。そこで解決できない事柄は、第三者委員へ報告する等適切に対応します。

#### (8) 関係機関との連携

ア 長野市、須高地域の自立支援協議会に積極的に参加し、行政機関や他事業所等と連携を深め、協力関係の構築を図ります。

イ 水内荘や豊智福祉会「泉平ハイツ」、NPO法人「豊野結いの会」と連携協力して老後の生活に備えたり、利用者の財産管理や権利擁護に努めます。

#### (10) 施設整備

今後契約期間10年を満了するホームが増えるため、建物の老朽化等の状態や地域住民との関係等精査・確認しながら、契約更新を図ります。なお、今年度は「コーポやまなみ」の建物の改修等住環境を改善します。



## 4 歩楽里事業計画書(案)

歩楽里は、「小さなセンターから大きな安心をお届けします」を合言葉に居宅介護事業と相談支援事業を実施します。また放課後等デイサービスを今年度中に実施します。

居宅介護等事業は、障がい児の放課後や休日・長期休業中の支援を中心に家庭・学校等と連携しながら、利用者それぞれの成長にあった支援を行います。

相談支援事業は、地域で生活する障がい者の皆さんのが住み慣れた地域で安心して生活していくよう事業体制をより強化し、関係機関等とも一層連携し対応していきます。さらに、地域での生活を希望する皆さんの相談にも積極的に応じていきます。

### ○実施事業及び職員体制

平成27年4月1日見込

事業名		職員数 24人	
地域生活支援事業	長野市障害者相談支援事業 (長野市委託事業)	内 訳	支援員 10人
	移動支援、タイムケア 長野市障害児自立サポート		その他 14人
基準該当事業 (指定居宅介護事業)	身体介護、家事援助、行動援護、 通院介助		
《新》 障害児通所支援	放課後等デイサービス	その他内訳 (所長1、ヘルパー等11人、事務2人)	
相談支援事業	特定、一般、障害児相談事業		

## 1 提供するサービスの質の向上

### (1) 地域生活支援事業

#### ア 長野市障害者相談支援事業（長野市委託事業）

長野市在住の障がい児(者)を中心に、生活全般にわたる相談に対応します。

(ア) 利用者・家族の意向や希望に沿った目標設定を行い、その実現に向けて一緒に考えます。

(イ) 精神障がいや発達障がい等の相談は、医療や教育関係者と連携したチーム支援を行います。

(ウ) 長野市障害ふくしネット（協議会）の運営に「ケアマネジメント連絡会」等を通じて積極的に関わり、市関係者や関係機関、事業者と協力して相談事例の解決に臨みます。

### (2) 相談支援事業

長野ブロック事業所利用者の計画相談に対応するとともに地域の相談者の相談にも積極的に応じていくよう体制を整えます。そのため、外部研修等にも積極的に参加し資質向上に努めます。

また、歩楽里・水内荘の2カ所の指定となっている相談事業の統合については、引き続き長野ブロックで検討します。

#### (ア) 特定相談支援

継続して関わってきたケースに加え、地域の相談支援についてより充実したものとなるよう、本人や家族の想いを大切にしながらサービス等利用計画を作成します。

#### (イ) 一般相談支援

障害者支援施設や病院に居て地域生活移行を希望する方を対象に相談支援を行います。また、単身者が地域で継続して生活できるよう、緊急時の対応・支援体制も整備していきます。

#### (ウ) 障害児相談支援

今後開設予定である放課後等デイサービスの利用を希望する児童を中心に障害児支援利用計画を作成します。また、昨年度からの支援経験を生かし、地域の児童の相談にも積極的に応じます。

### (3) 居宅介護等事業

利用者が地域で安心して豊かな生活を送るための支援を行います。利用者の心身の状況や環境を考慮し、サービス利用に関する意向や要望等を踏まえサービスを提供します。なお、サービス内容については、関係者間で定期的に見直し

や評価を行います。

- ア 利用者のアセスメントを丁寧に行い、個別支援計画に沿ったサービスを提供します。
- イ 長野市障害ふくしネットの「こども」部会に参画し、関係事業者と情報共有等を図ります。
- ウ 「信州自然的シンプルな暮らし・活動」の創造
  - (ア) 四季の自然を体感できるよう屋外活動を積極的に行います。(野菜作り・果樹の収穫、お散歩、お花見 等)
  - (イ) 外出時は、JR やバス等公共交通機関を利用することでエコな暮らしに配慮して行きます。

#### (4) みのちG Hセンターへの協力

みのちG Hセンターと連携・協力して、ホーム利用者の生活上の悩みや希望等を聞き、生活不安を解消し、希望が叶えられるよう支援します。

- ア 外出や旅行等個別の要望に応えます。
- イ 通院介助や移動支援を精力的に行います。

## 2 地域福祉サービス体制の整備

### (1) 居宅介護等事業の充実拡大

学齢児には放課後等デイサービス事業を中心に放課後や休日、長期休業時の各種支援、大人は移動支援事業による外出支援を行います。利用者・家族の要望に応えるように努めます。

#### ア 学齢児童

利用者一人ひとりの力や可能性を引き出すような支援目標を設定し、日々の活動を通じて、目標がひとつでも達成できるように支援します。また、安心して活動できる環境を提供するため、必要に応じて個別スペースの確保や個別対応、小グループでの外出を行います。家庭や学校等関係機関と定期的に支援会議を重ね、利用者の発達や成長を確認しながら統一した支援に心がけます。

#### イ 大人

移動支援事業を中心に、個々のニーズに応え充実した休日や余暇が送れるよう支援して行きます。

ウ 訪問

家庭の事情を考慮し、必要に応じて身体介護、家事援助等のヘルパー支援を行います。

(2) 余暇（スポーツ（運動）・文化）活動支援

ホーム利用者の余暇活動充実に向けて、みのちG Hセンター やサンアップル等と連携して支援に努めます。また、ホーム単位で外出できるように外出計画を立案し実施します。

(3) 家族及び地域住民との連携強化

家族間の親交及び職員と家族との信頼関係をより深められるように親子レクリエーションを年3回実施します。また、レクリエーションだけではなく『学ぶ』をテーマに研修会を兼ねて実施します。

(4) ボランティア・実習生の受け入れ体制の整備

ア 水内荘、八雲日和と連携し、ボランティアの方々と良好な関係が築けるようにします。

イ 福祉の職場に興味を抱いたり、資格取得を目指す学生の実習を可能な限り受け入れます。さらに当所でアルバイトを望む学生についても、積極的に受け入れます。

### 3 情報発信

(1) ホームページの作成

日頃の活動内容やイベント情報等を紹介し、歩楽里をPRします。

(2) 「ふらりだより」の発行

日頃の活動内容について、写真を掲載して利用者・家族をはじめ他事業者や関係機関等に向けて毎月発行します。

### 4 人材の育成

### (1) 計画の策定・実践

- ア 個別支援計画を策定、実施する中で、積極的に利用者と向き合い「できた！」時の達成感を利用者と共感できるよう、すべての職員で利用者情報を共有し対応します。
- イ 居宅事業は、登録ヘルパーやアルバイト従業員中心ですが、業務分担により役割と責任を明確にし、チームで検討・協議のできるチーム制の体制を整備し、上質なサービス提供ができるよう努めます。
- ウ 全職員がひとり一企画の季節イベントを計画し、実践を通して責任感やチームワークの向上を目指します。

### (2) 会議・研修会への参加

- ア 所内定例会議をはじめ、外部の支援会議等に当所代表として参加し、他の事業所と積極的に意見や情報交換を行いスキルアップを図ります。
- イ 事業団研修や外部機関が実施する研修会へ積極的に参加することで、職員の資質向上を図ります。

## 5 管理業務

### (1) 個人情報保護

「事業団個人情報保護規則」に沿って、個人情報の保護について、職員間で常日頃から意識し合い、徹底します。

### (2) 権利擁護の充実

- ア 利用者の権利擁護の充実を図るために新たに虐待防止委員会を設置します。
- イ 職員の権利擁護に関する意識の向上を図るために研修会を開催するとともに、他団体主催の研修、セミナー等への参加を促進します

### (3) 苦情解決の適正運営

- ア 日頃から利用者・家族との信頼関係が築けるように努めます。
- イ 苦情受付職員を定め、内容に応じてブロック内の「苦情解決委員会」で斡旋や調停等を行い、改善事項は全職員に徹底します。

#### (4) リスクマネジメントの強化

「ヒヤリ・ハット」事例をスタッフ間でその都度確認します。また、その事例について振り返り作業を行い、事故の再発防止に努めます。

#### (5) 利用者・家族への満足度調査

定期的に利用者・家族との面談や懇談会(年1回以上)を実施し、要望や満足度等について伺います。

#### (6) 関係機関との連携

ア 相談支援専門員を中心として、長野市の委託を受けている他の事業所と日常的に連携・協力して長野市障害ふくしネット（長野市自立支援協議会）の発展、充実に努めます。

イ 長野圏域障がい者総合支援センターを構成するひとつの事業所として、他地域の協議会や相談支援事業所と連携・協力し「障がいのある方が安心して暮らせる地域づくり」に向けて県や関係市町村に施策提言等を行います。

ウ 居宅介護等事業では、関係事業所と合同研修や交換研修等を積極的に行い、お互いのサービス内容等を情報交換しながら職員のスキルアップに努め、利用者へのサービス向上を目指します。

## 5 八雲日和事業計画書(案)

多機能型事業所としてそれぞれの事業の特性を最大限に活用するため、「就労継続支援 B型事業」では、長野市豊野町に「従たる事業所」を新たに開設し、利用者一人ひとりが『そのひとらしくいきいきと』活躍でき、地域の中で安心して豊かな生活を送ることができるよう支援します。また、サービス等利用計画に基づいた個別支援計画を作成し、相談支援専門員と連携しながら利用者的心身の状態に応じた専門的サービスの提供に努めます。

既存の事業においては、養護学校を卒業された方や精神科病院を退院された方を中心に、生活を送るうえで、必要な知識、技能、態度及び習慣を得るための支援を継続します。

なお、引き続き長野ブロックの各事業所、保護者会、NPO法人豊野結いの会等関係事業所と連携していきます。

### ○実施事業及び職員体制

平成27年4月1日見込

事業名	定員	現員	職員数 18人		
就労継続支援 B型事業	25人	25人	内 訳	支援員 その他	15人 3人
生活介護事業	25人	20人			

### 1 提供するサービスの質の向上

#### (1) 就労継続支援B型事業

利用者個々の思いを大切にし、一人ひとりに応じた「就労」や「社会参加」から達成感を得られ、充実した日々を送ることができるよう支援します。

年度内に製麺・おやきを豊野町内の「従たる事業所」へ移転する事を契機に、作業内容の見直しを行います。また、長期構想に基づく「就労継続支援 A型事業」の立ち上げに向けて、引き続き「長野ブロック改築検討委員会」により検討していきます。併せて、引き続き生産性の向上及び工賃アップに向け、職員・利用者共にスキルアップを図る方策の研究に取り組みます。

#### ア 就労支援

自主生産活動及び企業からの様々な受託作業での生産活動（仕事）支援を通して、働きがいや働くための基本的な姿勢を養う中で、一人ひとりが意欲を持って生活できるよう支援します。なお、利用者にとって、作業内容・作業時間・作業量等が過重にならないよう配慮します。

##### 《自主生産活動》

###### （ア） 製麺、おやき

- a 豊野町内に新たに製麺、おやきの「従たる事業所」を開設、生産性を向上させ、消費者のニーズに合った製品づくりや販売を通して利用者がいきいきと活動できる場を提供します。また、活動に従事する利用者の高齢化が進んでいる為、将来的な見通しを含めた「後継者」の確保・育成に努めます。
- b 定期的に「販売促進会議」を開催し、商品開発・販路拡大・接客マナーの向上を通し工賃アップ（月平均 28,600 円）を目指します。
- c 当事業所の販売会（年1回）の開催や地域のイベント等へ積極的に参加し、日頃の活動の理解と交流を図ります。

###### （イ） ドライフーズ製造販売・農作業

信州の特産果物や野菜を加工（ドライフーズ）食品にすることで、食物の旨味を凝縮した商品の開発を継続し、製麺とのタイアップでの売り上げ向上を目指します。

##### 《受託活動》

空き缶分別作業・清掃作業・靴下加工作業・セルフ斡旋作業・他施設との合同農作業・援農

- （ア）企業からの業務請負や資源回収を通じ地域に密着した就労を目指します。
- （イ）事業主からの要望に応えられるようスキルアップに努めます。
- （ウ）かつて水内荘で培った「援農作業」を継承、農家の高齢化・後継者不足の手助けを含めた地域密着型就労を目

指します。(農家お助け隊)

《信州自然的な暮らし・活動》

- ・ドライフルーズ作業は、昨年度に引き続き地元農家等から、商品とならない野菜や果物を仕入れ、加工・販売するシステム作りを目指します。
- ・高齢化、重度化等で現在の作業に参加しにくい利用者を中心に、自然に親しみ地域の方々とふれあうことできる農作業や援農作業の充実を図ります。

《エコな暮らし・活動》

- ・ペットボトル、ダンボール、牛乳パック等の回収を通し、リサイクル事業に参加します。
- ・不要な紙等を加工し、レジ袋として再利用します。

イ 生活支援

地域での暮らしをより豊かにするために、必要なマナーやスキルの習得を目指します。また、仕事と余暇等の生活が両立できるよう、メリハリのある日課を構築します。

- (ア) 日課が単調にならぬよう、気分転換も兼ねたレクリエーション（施設内外でのカラオケ・散歩・お茶会・外食等）、季節の行事（花見・忘年会・慰労会・研修旅行等）を実施します。
- (イ) 身体機能の回復及び低下予防を兼ね、適宜にリハビリ的運動を行います。また、新たに理学療法士の指導による機能訓練を実施します。

(2) 生活介護事業

「八雲日和」と「ほのぼのハウス」の2箇所の事業所によるサービス提供を実施します。年齢やニーズ・障がいの状況に沿ったグループごとの支援を通し、介護の必要な利用者が、個別の特性と希望を今まで以上に配慮した中で、食事や排泄の介護、身体能力及び日常生活能力の維持・向上を図るための支援を提供します。また、健康状態には、より一層注意をし、健康保持、増進に必要な支援を継続します。

ア 生産活動

心身の状態や適性・能力に応じた生産活動に従事することにより、働く喜びや生きがいを見出し「その人なりに精一杯生活していく力」が身に付くよう支援します。(町内公共施設へのプランター設置・花壇の管理・小動物の飼育・

空き缶つぶし・果物ネット梱包作業・うどん販売配達、ほのぼのハウスでうどんの販売 家庭菜園)

イ 創作活動

「メリハリある日課」と「生きがいに通じる創作活動の場」を提供します。さらに、与えられ、楽しむ活動に終わらせらず、文化的活動に繋がる継続的な活動や発表する機会等を持てるよう支援します。(音楽療法・調理・権堂七夕祭りへの作品の製作ほか)

ウ 健康増進活動

心身の健康状態を検証し、一人ひとりの年齢等に合った「体力レベルの維持」に向けて活動を実施します。

(ア) 看護師を中心に疾病の早期発見、早期治療に努め、重症化を防ぎます。また、バイタルチェックや心の相談などを継続します。さらに身体機能の維持の訓練を理学療法士の指導のもと実施します。

(イ) 障がい者福祉センターのストレッチ教室に参加します。(月3回)

(ウ) 健全な食生活のために、食べる力を育みます。(姿勢・咀嚼力の向上、アレルギー・糖尿病への配慮、口腔衛生等)

(エ) 音楽療法を通して、心身の健康の回復、集中力の向上や情緒の安定を図ります。

エ レクリエーション活動

利用者個々の趣味や嗜好を十分に把握し、四季を通じ心豊かな生活を送ることができるよう支援します。(クリスマス会・忘年会・豆まき・研修旅行等)

《信州自然的な暮らし・活動》

四季折々の風情を感じられるよう、季節の外出や行事を実施し、地域の行事にも積極的に参加します。(花見、権堂七夕祭り、紅葉狩り、温泉での足浴)

《エコな暮らし・活動》

- ・所内の生ゴミを処理し、肥料化して施設内での花壇等に利用します。
- ・雨水を集め、花壇や夏の打ち水に利用します。
- ・緑のカーテンを設置、冷房器具の使用を減らします。
- ・洗面台に節水コマを設置し、節水に努めます。

(3) 本人部会「やぐも会」への協力

グループホームで生活する利用者の活動を通して、自主性を促し利用者が主体的に活動できる場となるよう協力します。

#### (4) 作業環境の改善

- ア 利用者の活動環境をより快適なものにするために、建物の補修や周辺環境整備、老朽化した備品の買い替え等に関し、計画的予算執行に努めます。
- イ 利用者及び来訪者が居心地よく過ごせるよう、施設内外の環境美化に心がけます。

## 2 地域福祉サービス体制の整備

### (1) 余暇（スポーツ（運動）・文化）活動支援

日課の充実と交流を深めるため、長野ブロックの利用者・職員が一堂に会した「サークル活動」に参加します。また、グループホーム利用者等が潤いのある生活が送れるようみのちグループホームセンターの活動に協力します。

### (2) 家族及び地域住民との連携

- ア 家族会の運営に協力するとともに、家族と連携して、当所の適切な運営と課題解決にあたります。
  - (ア) 個別面談や懇談会を適宜に実施し、家族の希望を個別支援計画に反映させます。
  - (イ) 当所での様子や帰宅中の様子等、連絡用紙や電話にて積極的に情報交換し、利用者の状態把握に努め、家族との良好な関係を築きます。
- イ 地域に開かれた施設として、地域の社会資源としての機能を備えた施設運営を目指します。
  - (ア) クラブ活動の講師依頼など、気軽に地域住民と利用者が交流できる機会を設け、開放的な施設運営に努めます。
  - (イ) 近隣の保育園・小学校等の訪問や交流を積極的に受け入れ、施設や障がい者への理解を促進します。
  - (ウ) 地域の区や学校等との相互のふれあいの機会を持つよう、様々な催しに参加します。

### (3) ボランティア・実習生の受け入れ体制の整備

- ア 障がい福祉の知識や経験を社会に還元するために、短大や専門学校を中心に福祉・保育分野の実習生を積極的に受け

入れ、次代を担う人材の育成に貢献します。

イ 地域の方や学生ボランティアを積極的に受け入れ、風通しの良い施設運営に心がけます。

#### (4) 利用希望者への情報提供及び体験実習等の実施

ア ブロック内の相談支援専門員や養護学校・関係機関等と連携をとり、現場実習・体験等積極的に受け入れを進めます。

イ 多くの方に活動の内容を知っていただくため、長野市障害者ふくしネットが主催する「施設説明会」や販売会・イベントなどに積極的に参加します。

### 3 情報発信

障がい福祉に対する理解を深めながら、地域に開かれた施設として、事業の予定や日頃の活動報告などの情報提供に努めます。

#### (1) ホームページの充実

活動の内容や自主生産品の紹介を含めた情報提供のため、内容・紙面の見直しを行います。

#### (2) 広報紙の活用

地域及び関係機関の方々に日頃の活動などを広く伝えるため、当所に関する記事を長野ブロック広報紙（年2回発行）に掲載します。また、家族向け広報紙も発行します。

### 4 経営・人事管理

#### (1) 効率的運営

安定した事業所運営および収入の維持を図るため、新規利用者の確保に努めます。また、コスト削減による利用者へのサービス低下を招く事がないよう、職員にはより一層の理解を求めます。

#### (2) 人材の育成

ア 適切な支援と障がい福祉に係る幅広い見識を高めるために、法人内研修、外部研修等への積極的参加を推進します。

また、事業所内において定期的に復命報告会や研修会を実施し、職員の意識改革や働く意欲の増進、支援サービスの質

の向上に努めます。

イ 情報の共有や職員の資質向上のために、他施設の見学や他施設職員との交流の機会を活かします。

## 5 管理業務

### (1) 健康管理

ア 嘴託医及び協力医師による定期健康診断（年4回）ほか看護師による健康相談（月1回）を実施し、各種疾病・成人病等の早期発見・早期治療に努めます。

イ 加齢にともなう身体機能の低下などに対し、日常的に注意を払い、迅速かつ適切な対応が図れるよう努めます。

ウ 感染予防については、マニュアルに添い予防管理を徹底するとともに、日常的な衛生管理も徹底して行います。

### (2) リスクマネジメントの強化

ア 事業団が進めている「リスクマネジメントに関する指針」を基に対応の強化を図ります。

イ 利用者の生活上の事故や災害など未然に防止するために、救急救命等必要な研修の機会を設けます。また、「リスクマネジメント委員会」による所内研修等を行い、リスク管理強化を推進します。

ウ ブロック内で開催している「苦情解決委員会」（月1回）において、ヒヤリハット事例や事故報告を基に策定した改善策を周知し再発を防ぎます。

### (3) 防災・安全管理

ア 防災教育 研修会や学習会をとおし、職員の防災意識を高めます。

イ 防災訓練 火災や自然災害を想定した避難訓練を（年6回）を実施し、防災意識を高めます。

ウ 防災チェック 非常時、消防設備や避難に必要な設備が機能するよう平常時の点検に心がけます。

エ 啓蒙啓発 地震等の自然災害や交通事故について、職員への啓発とともに利用者にも日常的に情報を提供する等の啓蒙を図ります。

オ 安全管理 食品製造を行うにあたり、法令に定められた衛生管理を実施し、器具類の安全管理に充分配慮します。

#### (4) 個人情報保護

「事業団個人情報保護規則」に基づき、職員やボランティア等が業務上知り得た情報を、正当な理由なく他に漏らす事のないよう周知徹底します。また、必要に応じて他からの情報提供を求められた場合には、本人もしくは家族の同意のもと、最小限の情報のみを提供することとします。

#### (5) 権利擁護の充実

- ア 利用者の権利擁護の充実を図るために新たに虐待防止委員会を設置します。
- イ 職員の人権擁護に関する意識の向上を図るために研修会を開催するとともに、他団体主催の研修、セミナー等への参加を促進します。

#### (6) 苦情解決の適性運営

- ア 苦情解決の仕組みについて、利用者及び家族等に十分周知し利用を推進します。
- イ 所内に設置した「何でも相談ボックス」により、苦情や要望を広く受け、利用者の立場に立って速やかに解決します。
- ウ ブロック内で「苦情解決委員会」（月1回）を開催、再発防止に努めます。

#### (7) サービス評価の実施

よりよいサービスを提供するために、利用者・家族を対象に「満足度調査」を実施します。なお、調査の結果については広報紙に掲載し、改善すべき箇所があった場合は、速やかに対処します。

#### (8) 関係機関との連携

- ア 生活の拠点となる家庭やグループホーム等と連携し、相互理解を深めるよう支援します。
- イ 情報の共有化を図るため、長野市障害ふくしネット（長野市自立支援協議会）、セルフセンター協議会をはじめ、関係機関、保健福祉事務所、養護学校、病院等との連携を強化します。

## 6 小春日和事業計画書（案）

障がいのある方の就労については依然選択肢が少なく、十分応えることが出来ない現状の中、当事者の多様なニーズと多くの働き方があり、個々に応じた支援が必要になります。小春日和ではその人その人が「仕事」を持ち、「就労活動を継続していく力」を身に着け地域社会で豊かな人生が送れるよう将来を見据えた個別支援計画を作成、一般就労に必要な技能や知識の習得から職場定着に向けた幅広い支援を行います。また、長野ブロックの各事業所とは今まで以上にグループとしての機能が充分発揮できる基盤作りに努めます。特に、同ブロック就労支援事業所とは共通の課題解決に取り組みます。

さらには、保護者会はじめ、NPO法人豊野結いの会等関係機関とは、引き続き連携して行きます。

### ○実施事業及び職員体制

平成27年4月1日見込

事業名	定員	現員	職員数 10人		
就労移行支援	12人	10人	内 訳	支援員	8人
就労継続支援 B型事業	10人	9人		その他	2人

### 1 提供するサービスの質の向上

#### （1）就労移行支援事業

##### ア 移行計画

一般就労を望む障がい者に対して、適性や能力、希望される就労先等のアセスメントを基に就労に必要な技能や知識の向上のための支援を行います。また、施設内作業や企業実習等を通じて、本人の能力や適性に応じた職場への就労、定着支援を図ります。なお「就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメント」については、課題等圏域事業所等の進

摵状況を共有する中で体制整備を図ります。

(ア) 基本練習（6ヶ月程度）

施設内での、請負作業や清掃作業・併設されている店舗での作業を通して、就労のための安定した生活リズムを整えます。また、基礎体力や集中力、挨拶、協調性等の基礎的な事を身に着けます。さらには、ミスする事なく丁寧な作業が出来るようになります。また、共同作業や報告・連絡・相談の習慣化、グループワーク、コミュニケーション力等就労の基礎的習慣を身につけます。

(イ) 職場体験（6ヶ月～12ヶ月程度）

協力企業での職場体験を通じ、自分のやりたい事、適した仕事、就職に向けての課題等を明確にすると同時に、作業スキルの向上、労働習慣、職場マナー等の習得を目指します。

(ウ) 職場実習（6ヶ月程度）

希望する就職先での実習を通じ、就職後のイメージを持っていただくとともに、作業スキルの向上、職場でのマナーやルール等の習得を目指します。

イ 就労に向けた支援体制の充実

(ア) 相談支援

「どの職種を選択されるのか」「どのような形態での就労が可能なのか」等利用者が悩まれている内容について、随時相談に応じます。

(イ) 求職活動支援

各利用者に合わせて、関係機関と連携し、求職相談、面接への同行、職場開拓等を行っていきます。

- ・ハローワークの利用支援と連携
- ・障害者就業・生活支援センターの利用支援と連携
- ・企業見学、実習、面接への同行
- ・雇用前実習中の職場訪問、電話連絡等

(ウ) 就労支援ネットワークの構築

- ・長野障害者職業センターや圏域就労支援ワーカーの協力を得ての職業評価や定着支援に向けた支援体制を整備します。

- ・ハローワークや中小企業同友会の協力を得て職業紹介や就職活動支援に向けた支援体制の充実を図ります。

#### (エ) 定着支援

就職後、他機関と連携し個別面談、職場との連絡調整などの対応を実施、職場定着に向けたフォローアップを実施します。また、万一離職した際も、本人の希望によりその後の支援を行います。

#### (オ) マナー、スキルアップ講座、講習会の開催《新》

- ・就労支援セミナー 一般企業等で働くために必要なマナーやルール、就労へ向けての必要な知識など学ぶほか、履歴書の書き方や面接練習など行います。
- ・生活支援セミナー 「働きながら生活する」をテーマに、就労後も働きながら安定した生活が続けられるように、就労生活に必要なコミュニケーションや生活技術の習得を目指します。

#### (カ) 生活支援《新》

一般就労をするうえで必要な、健康管理や身辺整理の向上、心身のリフレッシュを目的とした余暇支援（土曜レク）等積極的に取り組みます。

### (2) 就労継続支援B型事業

就労移行支援事業を利用したが一般企業等の雇用に結びつかなかった方や、働くことを希望しているが就労移行支援の困難な方に対し就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった方には、一般企業への移行に向けた支援を行います。

#### ア 就労支援

##### 《自主生産活動》 弁当・ランチの製造販売

(ア) 消費者のニーズに合った製品づくりや販売をとおして利用者がいきいきと活動できる場を提供します。

(イ) 定期的に「販売促進会議」を開催、商品開発・販路拡大・接客マナーの向上をとおし安定した工賃支給（月平均18,000円）を目指します。

(ウ) 定期的なイベント等を開催、店舗の認知度及び集客率の向上を図ります。

##### 《受託活動》 企業からの請負作業・清掃作業

利用者個々の障がい状況にあった安定した作業確保に努めます。また、事業主からの要望に応えられるようスキ

ルアップに努め、安定した工賃支給（月平均8,800円）を目指します。

イ 生活支援

安定した就労活動に取り組めるよう、仕事と余暇等のメリハリのある日課を構築します。

- (ア) 日課が単調にならぬよう、気分転換も兼ねたレクリエーション、季節の行事（花見・忘年会・慰労会・研修旅行等）を実施します。
- (イ) 身体機能の低下予防のため適宜にリハビリ的な運動の時間を設けます。
- (ウ) 就労を継続するうえで必要な、健康管理や身辺整理等の向上、心身のリフレッシュを目的とした余暇支援（土曜レク）等積極的に取り組みます。《新》

## 2 地域福祉サービス体制の整備

(1) 家族及び地域住民との連携

- ア 利用者・家族・施設が本人の将来について共に考え取り組んでいけるよう、個別支援計画時の面談（就労移行支援事業年4回・就労継続支援B型年2回）・保護者会年4回・他行事等に参加していただきます。
- イ 家族に対しては、安心して支援が受けられるよう情報提供に努めます。
- ウ 地域や企業に対し施設の特性や制度について理解してもらうための情報提供に努めます。

(2) ボランティア・実習生の受け入れ体制の整備

- ア 地域住民、学生ボランティアを広く募り、積極的に受け入れます。特に今年度は地元学生ボランティアとの交流事業を実施します。
- イ 大学・専門学校等からの施設実習生を積極的に受け入れ、障がい者福祉に対する理解を広め、福祉人材の養成に努めます。

(3) 利用希望者への情報提供及び体験実習等の実施

多くの方に活動の内容を知っていただくため、近隣養護学校への訪問や長野市障害者ふくしネットが主催する「施設説明会」などに積極的に参加します。

### 3 情報発信

施設の活動や障がい福祉に対する理解を深めるとともに、地域に開かれた施設として啓発のため、イベント、ホームページの作成、また機関紙（長野ブロック広報誌年2回、保護者向け広報誌年2回）をとおし情報提供を行います。

### 4 経営・人事管理

#### （1）効率的運営

- ア 利用定員に満たらず、経営面では苦しい運営となるため日々業務におけるコスト削減は必須ですが、利用者へのサービス低下にならないよう、職員にはより一層の理解を求めます。具体的には、水道光熱費・消耗品の節約、設備・備品等長期間使用するためのメンテナンスに努めます。
- イ 経営安定を図るため、支援実績を上げると共に積極的な広報活動に務め、利用者充足を目指します。

#### （2）人材の育成

質の高いサービスを提供するため、事業団や長野ブロック、外部機関が実施する研修会・学習会に積極的に参加するほか、事業所内で行う研修会などをとおし、障がい者支援に関する専門的知識や技術等の習得に努めます。

### 5 管理業務

#### （1）健康管理

- ア 繼続した就労活動が出来るよう、体力づくりやリハビリ活動を日課に取り入れます。
- イ 常に利用者の健康状態を確認、感染症の予防、疾病の早期発見および発生時の適切な対応に努めます。

#### （2）リスクマネジメントの強化

- ア 事業団が示す「リスクマネジメントに関する指針」を基に対応の強化を図ります。
- イ ブロック内で開催している「苦情解決委員会（月1回）」において、ヒヤリハット事例や事故報告を基に改善策の検討、職員周知徹底を図り事故の再発を防ぎます。

#### （3）防災・安全管理

- ア 研修会や学習会をとおし、職員の防災意識を高めます。

- イ 火災や自然災害を想定した避難訓練を（年6回）を実施し、利用者・職員の防災意識を高めます。
- ウ 非常時、消防設備や避難に必要な設備が機能するよう平常時の点検に心がけます。
- エ 食品製造を行うため、法令に定められた衛生管理を実施するとともに、器具類の安全管理には充分配慮します。

#### (4) 個人情報保護

- ア 個人情報については、「事業団個人情報保護規則」に基づき適切な保護に努めるとともに、利用者のプライバシーが守られるよう環境づくりに配慮します。
- イ 個人情報については、目的に沿った情報の収集、利用、提供等適切な運用を行います。

#### (5) 権利擁護の充実

- ア 利用者の権利擁護の従実を図るために新たに虐待防止委員会を設置します。
- イ 職員の人権擁護に関する意識の向上を図るために研修会を開催するとともに、他団体主催の研修、セミナー等への参加を促進します。

#### (6) 苦情解決の適性運営

- 苦情相談への対応については「苦情解決要綱」に従い、第三者委員の活用を図りながら利用者や保護者等の思いを汲み上げるとともに、相談しやすい環境づくりに努め、相談者の立場に立った苦情への速やかで適切な解決に向けた取り組みを行います。

#### (7) 関係機関との連携

- ア 生活の拠点となる家庭やグループホーム等とは常に連携を密にし相互理解を深めるよう支援します。
- イ 情報の共有化が図れるよう、長野市障害ふくしネット（長野市自立支援協議会）、長野障害者職業センター、関係機関、福祉事業所、養護学校、病院等と連携の強化を図ります

## 7 長野市地域活動支援センターこぶし事業計画書（案）

こぶしは、長野市の指定管理を受け地域活動支援センターとして運営して今年度で4年目を迎えます。

地域活動支援センターは、創作活動や生産活動の機会の提供、社会と交流の促進を主たる目的にしているため、平成15年開設以来の実績を踏まえながら、今年度も第2次長期構想にある「信州自然的暮らし」の創造をベースとし、より一層充実したセンターとなるよう利用者本位のサービス提供に心掛けます。

### ○ 実施事業及び職員体制

平成27年4月1日見込

事業名		定員	現員	職員数5人		
地域生活支援事業	長野市 地域活動支援センター	15人	14人	内 訳	支援員 その他	3人 2人
その他内訳（所長1人、事務1人）						

### 1 提供するサービスの質の向上

#### （1）日中活動の充実

ア 日中活動は、信州自然的暮らしの創造事業として創作・レクリエーション活動を行います。また、作業活動では、これまでの八雲日和の麺製品等に加え、昨年新たに導入した焼き菓子の販売を引き続き行い、活動範囲拡大及び工賃アップに努めます。

活動名	活動内容
自主活動	花（鉢植え）の栽培、沢蟹・鈴虫等の採集、飼育
受託作業	靴下作業、うどん・おやき・焼き菓子の販売、牛乳パックの回収等
創作レクリエーション活動	郷土食づくり、花見・BBQ・里山歩き等季節行事、スポーツ・レクリエーション活動等

イ 「長野ブロックサークル活動」に参加し、他事業所の利用者、職員等と交流を深めます。また、当センターの二階ホールは、サークル会場として使用可能であることから引き続き予約等の利用調整を行います。

(2) 「本人部会」(「やぐも会」)への協力

ホーム利用者による本人部会の運営には、引き続き協力していきます。

(3) 家族及び地域住民との連携強化

利用者は、障がい種別や年齢、家族環境が多岐に渡っています。利用者が継続して当センターを利用するには、家族や関係機関等との連携が欠かせません。必要に応じて家族や市の保健師、相談支援専門員等を交えたケア会議を開催し、意思疎通、情報共有を図っていきます。

また、地区文化祭での物販や老人福祉センター催事への参加は、地域住民との大切な交流の場であり、利用者も積極的に関わっているため今年度も引き続き実施します。

(4) 関係事業所との連携強化

長野ブロックの一事業所として他事業所との連携を密にします。「長野ブロックサークル活動」への積極的参加や事業所間交流研修を行うなど、メリットを生かした事業を展開します。特に、八雲日和及び小春日和とは販売活動や昼食弁当・食事会等で引き続き連携協力を深めていきます。

## 2 地域福祉サービス体制の整備

(1) 余暇（スポーツ（運動）・文化）活動支援

みのちGHセンターが中心に行う「余暇活動支援体制推進委員会」の活動に協力します。また、当センター独自でもこれまでの市障害者スポーツ協会の出前スポーツやカラオケ外出に加え、サンアップルの定期利用、また昨年度実施した墨あそび（自由習字）や花栽培は、文化祭等での作品展示により地域住民との連携強化が期待できる上、利用者自身の大きな喜びに繋がっていることから、今年度は年間事業として発展・深化させて行きます。さらに、新たな取り組みとして、マジック講座（年6回）・クラフト講座（年6回）を実施。余暇活動の質・量ともに充実に努めます。

## (2) ボランティア・実習生等の受け入れ体制の整備

- ア 地域住民に当センターの扉をいつもオープンにし、自発的ボランティアを積極的に受け入れます。
- イ 学生の実習、他事業所職員の研修等も継続して受け入れていきます。
- ウ 特別支援学校等生徒の職場体験の場として実習生を受け入れ、進路選択の参考にしてもらいます。また、町内の小中学校の特別支援学級とも可能な限り交流します。

## 3 情報発信

### (1) 広報紙の活用

「地域活動支援センターこぶし概要」を年度当初に発行します。広報紙は長野ブロック共通の「水内荘グループだより」を年2回発行し、当センターも編集委員を中心に協力します。また、利用者・保護者向けに活動報告として「こぶしだより」を年3回発行します。

### (2) ホームページの活用

25年度開設したホームページの充実を図り、当センターの紹介を行います。

## 4 経営・人事管理

### (1) 効率的運営への努力

当センターは、市の老人福祉センター内に併設しており、独自での効率的運営の徹底は難しいため老人福祉センター管理者と協議しながら運営していきます。また、職員へのコスト意識の徹底を引き続き図ります。

### (2) 組織体制整備

当センターが利用者や家族並びに地域から信頼を得るよう組織体制の効率化、透明化を図ります。なお、職員会議は毎月、外部関係者を交えた調整会議を3か月に1回のペースで開催します。

### (3) 人材の育成

支援技術の向上を目指して、関係機関等の専門家から助言を得る機会を設けるとともに、本年度も事業所間交流研修、他団体等の専門研修や学習会へ積極的に参加します。

## 5 管理業務

### （1）健康管理

利用者には、日々のバイタルチェックや必要に応じて血圧をチェックします。また、月1回長野ブロックの「看護チーム」による健康相談を行うなど、利用者の健康状態について見落としのないように心掛けるとともに、季節を問わず手洗いやうがいを励行するなど健康への意識向上を図ります。また、インフルエンザ等感染症に対しては、家庭と連絡を密にして早めに対応します。

### （2）防災・安全管理

老人福祉センター管理者と連携して、防災設備、避難経路等について先ずは職員に徹底します。また、老人福祉センターの防災訓練に年2回参加し、利用者の防災意識の向上を図ります。

### （3）個人情報保護

個人情報の取り扱いについては、事前に利用者や家族の同意を得ること、十分な管理のもとで取り扱うこと等職員間で徹底を図ります。

### （4）権利擁護の充実

ア 利用者の権利擁護の充実を図るために新たに虐待防止委員会を設置します。

イ 職員の権利擁護に関する意識の向上を図るために研修会を開催するとともに、他団体主催の研修、セミナー等への参加を促進します

### （5）苦情解決の適正運営

ア 苦情が寄せられた場合は、迅速に対応し問題解決を図るよう心掛け、利用者にとって当センターが安心、信頼できる

場所にしていきます。

イ 長野ブロック事業所間の苦情解決委員会は月1回定例で開催します。さらに、年1回第三者委員を交えての検討会議を開催します。

(6) リスクマネジメントの強化

ヒヤリハット事例等を活用して職員意識の向上を図り安全な運営に努めます。事故等が発生した場合は迅速に対応するとともに、事故後の検証をきちんと行い再発防止に備えます。

(7) 利用者・家族への満足度調査の実施

利用者及び家族を対象に年1回満足度調査を行い、利用者サービスの向上に努めます。

(8) 関係機関との連携

長野市とは、当センターの運営について常に連絡調整に努め、利用者本位のサービス提供ができるよう心がけます。また、その他の関係機関等とも引き続き連携強化に努めます。



## 7 信濃学園事業計画書（案）

信濃学園（以下「学園」という。）は、指定管理者（長野県社会福祉事業団（以下「事業団」という。））に運営が移行されて指定期間（5年間）の最終年を迎きました。学園は、長野県社会福祉事業団第2次長期構想のもと、県下唯一の知的障がいを主とする福祉型障害児入所施設という社会的役割を認識し、利用者の人権尊重と権利擁護を前提に、生活の充実と、さらなる福祉サービス向上を図るとともに、地域の社会資源としての一翼を担うことができるよう努めています。

また、5年間指定管理者として行ってきた事業を検証しつつ、再び指定管理者として指定を受けられるよう支援技術の向上、サービス内容の充実を図りつつ、より一層の効率的運営に努めます。

さらに、地域との連携を強化し、地域に愛される開かれた施設づくりを目指していきます。

学園では、次のとおり今年度の基本方針を定め利用者支援に当たります。

- 1 小集団のユニット（寮舎）での生活をとおして、利用者の安心・安全を確保し、一人ひとりのニーズに即した専門的療育の提供に努め、集団生活においても利用者一人ひとりが自分らしく安心して生活できるよう家庭的な「暮らし」の創生や社会体験等の充実を図りながら利用者の発育・発達を促進します。
- 2 施設利用の「有期有目標」の考えのもとに、利用者の望ましい将来像を描きながら、保護者とともに個別支援計画を策定して支援します。
- 3 利用者が地域に戻って生活（地域生活移行）ができるように、家族をはじめ児童相談所や学校、市町村を含む地域自立支援協議会等関係団体や関係機関との連携・協力体制の強化に努めます。
- 4 18歳以上の利用者については、日中活動の充実を図り、地域生活移行を優先課題として支援します。
- 5 入所にあたっては関係機関との連携を図るとともに、特に社会的養護が必要な障がい児を優先的に進めます。
- 6 利用者及び保護者の意見・要望に耳を傾け、またサービスの適正性の検証を行うとともに、職員の自己及び相互の研鑽を奨励し、より質の高いサービスの提供に努めます。
- 7 短期入所、日中一時支援、こまくさ教室等のセーフティーネット機能の充実を図り、在宅障がい児への療育支援に努めます。
- 8 学園の現状や実績を公開・発信して、地域の方々の理解・協力を得て、開かれた施設運営に努めます。
- 9 利用者が地域住民の一員として当たり前に生活できるよう、学園は地域との連携を強化します。

## ○実施事業及び職員体制

平成27年4月1日見込

事業名	定員	現員	職員 43人	
障害児入所支援	30人	26人	内訳	支援員 36人
障害者入所支援		4人		その他 7人 (うちパート2人)
生活介護		4人		
短期入所支援 (空床型)				
日中一時支援				うち県派遣職員3人

## I 総務課

## 1 経営・人事管理

## (1) 経営

## ア 効率的・効果的な運営

全職員は、利用者・家族の意見を尊重しながら、常にサービスの継続と向上を図りつつ、運営の効率化を意識して業務に当たります。特に、将来の地域生活移行に向けた体験、訓練事業について重点的に予算を配分し、実施します。

## イ サービス評価と情報公開

提供するサービスの評価を実施し、結果を公表することで、学園の透明性を確保するとともに事業に反映させ、サービスの質の向上に繋げます。

(ア) 利用者及びその保護者・家族に対する満足度調査の実施 年1回

(イ) 信濃学園職員によるサービス自己評価の実施 年1回

(ウ) 「信濃学園福祉サービス評価委員会」の開催 年2回

【委員構成】 学園保護者の代表者、地域住民の代表者、学園ボランティア団体代表者、地域の社会福祉協議会、松本圏域の障害者相談支援機関の代表者、学識経験者等の外部有識者

(エ) 福祉サービス第三者評価の受審

今年度は、外部の評価機関にサービス評価を委託して受審します。また、結果についてはホームページ等で公

表します。

## (2) 人事管理

職員は、経営理念を自覚・認識し、「長野県社会福祉事業団職員就業規則」、「非常勤職員就業規則」及び「施設運営規程」に基づき、業務に当たります。また、職員が明確な目標を持って業務を遂行することや資質の向上を図るために、事業団人事制度を実施（県派遣職員を除く。）します。

### ア 勤務評価制度

職務遂行上職員一人ひとりの優れている点や改善する点を明らかにし、上司による指導を通じて、やる気と能力の向上を図るため実施します。また、その評価結果を、昇給・昇格・勤勉手当に反映させます。

### イ 目標管理制度

職員が年度ごとに業務目標を設定し、上司との面談やアドバイスを受ける中で、目標達成に向けて意欲的に業務を遂行することを目的に実施します。評価結果は、勤務評価制度へ反映させます。

## (3) 人材育成

職員は、事業団研修要綱に基づく事業団研修へ積極的に参加するとともに、学園においても事業所研修計画を策定・実施し、職員の資質向上に努めます。また、他施設等への派遣研修も行います。

### ア 新規採用職員を中心に学園の歴史及びその役割について理解を深めます。

イ 職員には、長野県社会福祉事業団第2次長期構想について十分な理解を求めていきます。また、OJTを活用しながら事業団職員としての立場、職業人としての基本的なマナー等を身に付けるよう指導します。

ウ 事業団の各種研修を中心に研修の機会を積極的に活用し、利用者本位のサービス提供体制の確立、職員の人権意識の高揚、経営に対する理解を深めるよう努めます。

エ 可能な限り、外部の福祉関係機関が開催する有益な専門研修等に職員を派遣し、知識及び支援技術の向上に活かします。

オ 年に1回全職員対象に「サービス自己評価」を実施し、自らの支援方法・技術を顧みることにより、資質の向上を図ります。

## 2 管理業務

### (1) 健康管理

ア 日常の健康管理は、「信濃学園健康管理実施要領」に基づき看護師を中心に支援員等と連携を図りながら、快適な生活ができるよう健康状態の把握と健康増進に努めます。また、年2回の健康診断、歯科検診、ぎょう虫及び尿検査を実施するほか、必要に応じ嘱託医又は協力医療機関等に診察を求める。

なお、感染症については特に素早い対応と適切な処置により、感染の拡大を最小限にとどめるよう努めます。

イ 精神疾患、自閉症、生活習慣病等様々な疾病や行動障害のある利用者については、医療機関と緊密な連携を図り支援します。

ウ 重度化及び多様化する利用者の健康管理の充実、休日及び夜間の対応に備え看護体制の充実を図ります。

### (2) 食事提供

ア 委託業者を交えて給食委員会を定期的（月1回）に開催し、利用者の健康状態を考慮した対応や利用者・家族の要望を反映させるよう協議し、良質な食事提供を目指します。

イ 管理栄養士が支援員や看護師と連携を図りながら個々の栄養ケア計画を作成し、適正な栄養が摂取できるように努めます。この内容は個別支援計画にも反映させます。

ウ 刻み食やおかゆ等の特別食など、利用者の咀嚼状況や疾病状況等に合わせた食事を提供します。

エ 個人の嗜好を考慮しながら、好き嫌いなく食べられるように、食材や調理の工夫をします。

オ 誕生日には、希望の特別献立やおやつ献立の日を設けます。また、七夕やクリスマスなどの季節の行事献立を提供します。

カ 利用者が、楽しく落ち着いて食事ができるようユニット（寮舎）毎、少人数での提供を行います。

キ 食材はできるだけ地産地消に努め、信州の郷土食メニューを取り入れ地域性や季節感のある食事、おやつを提供します。

ク 社会体験の一環としてレストラン等での外食や各寮での調理体験を通して、「食」に関する知識や「食」を選択する力を習得できるようにします。

### (3) 居住環境の整備及び安全管理

利用者の目線に立ち、より快適に暮らしやすい居住環境の改善・整備に努めます。

#### (4) リスクマネジメントの強化

職員がリスクマネジメントの意義や対応ノウハウを正しく理解する中で、ヒヤリ・ハッとした事例や事故報告に基づく傾向分析や再発防止に努め、事故等の予防や発生時の迅速かつ適切な対応が取れるよう徹底します。

#### (5) 防災安全対策

「信濃学園総合防災計画」に基づき、職員の防災意識・技術の向上や利用者のスムーズな避難、避難時における危険箇所確認のため、火災事故を想定した避難訓練を毎月、大規模震災を想定した総合防災訓練を地域住民の参加を得て年1回実施します。

また、自然災害、非常事態及び不測の事態を最大限に予測した十分な対応策を講じるとともに、波田学院及び地域と締結している防災協定により、防災懇談会を年1回実施し、波田しなのハイツも含め地域住民の協力により相互理解を深めて、有事に備えます。

#### (6) 権利擁護の充実

(ア) 長野県社会福祉事業団「虐待防止対応規程」に基づき、権利擁護の充実を図ります。

1)利用者の権利擁護の充実を図るために新たに虐待防止委員会を設置します。

2)職員の人権擁護に関する意識の向上を図るために研修会を開催するとともに、他団体主催の研修、セミナー等への参加を促進します。

(イ) 信濃学園「さわやか宣言21」(職員行動指針)に基づいて、利用者の人権尊重と権利擁護に努めます。またサービス向上委員会の中で学園内でのサービスの検証を継続的に行います。安全管理上の施設内施錠箇所については、委員会内で十分調査検討を行い、利用者の権利擁護の観点から、安全を確保した上で徐々にオープン化(施設内の開錠)を推進していきます。

#### (7) 個人情報保護

利用者の個人情報を適正に管理するため、「長野県社会福祉事業団個人情報保護規則」を遵守するとともに、「信濃学園個人情報保護マニュアル」により、利用者に関する個人情報の取扱いについて厳格に対応し、利用者・家族から信頼さ

れる施設運営に努めます。

#### (8) 苦情解決の適正運営

利用者及び保護者・家族等からの苦情等の改善提案に対しては、「長野県社会福祉事業団苦情解決要領」に基づく苦情解決責任者及び苦情受付担当者を中心に迅速に対応するとともに、サービス向上のヒントとして活用します。

また、苦情解決の公正性や客観性を確保し、利用者等の立場や特性に配慮した適切な対応をするため、第三者委員2名を置き、必要に応じて助言・立会いを求めます。苦情解決の結果は、「事業団事業報告書」や学園広報紙等で公表します。

さらに、年1回保護者への「満足度調査（アンケート）」を実施し、満足度以外にも要望や苦情などを積極的にくみ取る環境を作ります。

#### (9) 金銭管理

預り金及び児童手当の管理については、「信濃学園預り金取扱要領」等に基づき適切に処理し、年2回保護者に確認を得ます。

### 3 情報発信

#### (1) ホームページの充実

学園ホームページを通じて、事業内容、日々の暮らしの様子、在宅者サービス等の情報を積極的に発信し、知的障害や信濃学園の役割について理解が深まるよう努めます。

#### (2) 広報紙の活用

「信濃学園通信」（年3回）を継続して発行し、開かれた施設運営の一助とします。

#### (3) 実践記録集の発行

学園が指定管理者指定期間の最終年を迎えるため、業務の実践記録集を編集発行します。《新》

#### 4 地域参加と地域交流

地域参加を積極的に行い、地域住民との関係作りを目指します。

- (1) 学園が置かれている町会に年間を通じ、職員が参加し、地域と関係作りを行います。
- (2) 利用者が楽しめるような町会の育成会行事に参加していきます。

## II 支援課

### 1 提供するサービスの質の向上

「さわやか宣言21（職員行動指針）」を基本として、権利擁護の観点から障がい児（者）入所支援及び日中活動（生活介護）に当たります。

#### (1) 施設入所利用者への支援

ア 個別支援計画を作成するとともに、定期的に見直して、一人ひとりに適した支援を実施します。

- (ア) 利用者及び保護者の意向を尊重します。
- (イ) ケアマネジメント手法を活用します。
- (ウ) 自立支援及び利用者のQOLの向上を目指します。
- (エ) チームによる支援体制により支援内容の充実を図ります。

#### イ 日常に関するサービス

日課に基づき、利用者の暮らしを意識して支援を行います。

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者が落ち着いて食べられるよう食事環境に配慮します。</li><li>・利用者個々の食事状況を見ながら、栄養士と連携し、栄養ケア計画に繋げていきます。</li></ul>
排泄	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の状況に応じて、適切な排泄の支援を行います。</li></ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則一日おきに入浴を行います。（必要に応じて、夏季等は柔軟な対応を行います）</li></ul>
睡眠	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の状態に応じた援助を行い、安眠できるよう配慮します。</li></ul>
着脱衣	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の個性や好みを尊重し、場面や季節に応じた服装ができるよう支援します。</li></ul>
整容	<ul style="list-style-type: none"><li>・個性に配慮し、適切な整容が行われるよう援助し、身だしなみを整えます。</li></ul>

	・食後の歯磨きは毎食後行い、口腔内が清潔に保てるよう支援します。
移動	・利用者の状態に応じ、安全に配慮した援助を行います。特に、養護学校通学等、自動車を使用する場合の移動には十分注意します。
洗濯・清掃	・清潔で衛生的な暮らしができるよう支援します。

#### ウ 余暇・文化活動に関するサービス

##### (ア) 休日及び学校の長期休業中における支援

必要な休養を確保しつつ、利用者が豊かで潤いのある生活を送れるよう余暇活動の充実を図ります。また、周辺地域のイベント等の情報を積極的に提供し、利用者が興味を持って参加できるよう配慮します。

- ① 寮ごとの活動：自然や伝統行事、季節の行事を体験できるよう、ドライブ、初詣、書初め、夏祭りなどを実施します。また、家庭的な雰囲気を味わい、生活体験の幅を広げられるよう、調理実習、野菜作りなどにも取り組みます。
- ② グループ外出：社会体験の幅を広げ、将来の地域生活移行も視野に入れて、公共交通機関を利用した外出、レストラン等での外食、買い物体験や嗜好品の購入、文化芸術鑑賞などの機会を増やします。
- ③ 個別外出：利用者の好みや興味に応じたプログラム「ふれあいタイム」を実施し、利用者と1対1でじっくりと関わる時間を設けます。

##### (イ) 季節の行事

七夕、クリスマス会、もちつき会、豆まき、ひな祭り等、利用者が全員で参加する行事を計画し実施します。

##### (ウ) のびろ祭（文化祭）

学園と松本養護学校信濃学園分室との共催により、学習の成果を発表する場や芸能文化に触れる場等を通じ、地域の方々と交流を深める機会とし、保護者とともに楽しい一日を過ごすことができるよう計画します。

#### エ 自閉症療育支援事業

(ア) 自閉症等発達障がいを併せ持つ利用者の生活の安定及び発達の促進を図るとともに、学園の職員個々の療育支援の技量向上と療育体制構築の基盤作りを目的として実施します。

(イ) 外部講師を招き、専門的療育支援（視覚化等による構造化された支援）の実践過程について指導、評価を受けます。

(ウ) 事業実施の目的、経過、効果、課題などを取りまとめて、報告書を作成します。

#### オ 社会体験事業

- (ア) 将来の地域生活移行を見据えて、様々な社会体験や生活体験を通じて、地域で暮らしていく力を高められるよう、利用者のニーズに合わせて積極的に企画・実施します。
- (イ) 余暇・文化活動において、公共交通機関の利用料、文化施設等の入場料、買い物体験、外食などの経費を援助します。

#### (2) 18歳以上の利用者への支援

- ア 利用者一人ひとりのニーズに合致した個別のプログラムを作成し、日中活動（生活介護）のサービスを提供します。
- イ 地域生活移行に向けて、基本的生活習慣の獲得や創作的活動等の機会を提供します。
- ウ 成人施設等での体験実習を積極的に行うなど、地域生活移行に至るまでの支援を充実させます。

#### (3) 各種療法に関するサービス

外部の講師等による以下の療法を実施し、利用者の生活の質の向上を目指します。

種類	内容
音楽療法	音楽に親しむことにより心のケアを進めます。
作業療法	日常生活の諸動作の向上を図ります。
心理療法	利用者個々の心の安定を図り、全般的な発達を支援します。

#### (4) 関係機関との連携

円滑な学園運営や利用者の支援に当たり、個別支援計画に基づき、市町村、児童相談所、学校、医療機関、圏域障害者総合支援センターなどの関係機関とケア会議を開催し、利用者一人ひとりを支えるネットワークを構築します。特に、松本養護学校とは連携を密にして統一的支援に努めます。

#### (5) 家族との連携

保護者懇談及び家庭訪問を実施するとともに、利用者一人ひとりの学園での生活や成長の様子等をお知らせする「なないろ通信」を年3回発行し、家族と多面的な協力関係を築きます。

また、各種行事への招待、職員と協働で行う環境整備等を通じて良好な関係を維持していきます。

#### （6）地域生活移行の促進

個別支援計画に沿って、関係機関と連携して、地域生活移行に向けた取組を進めます。

#### （7）ボランティア・実習生等の受入実施

ア ボランティアの受入については、「信濃学園ボランティア受入マニュアル」に基づいて積極的に受け入れ、地域との交流、連携を図りながら、学園への理解を得るとともに学園活性化の機会とします。

イ 保育士、社会福祉士、介護福祉士等の人材育成への協力等を目的に「信濃学園実習生受入マニュアル」に基づき、実習生を受け入れます。

## 2 在宅障がい児への療育支援

#### （1）こまくさ教室の実施

在宅の障がい児及びその家族への療育支援の場として、年8回「こまくさ教室」を開催し、専門スタッフによる医療・各種療法・心理・発達・生活などの相談に応じるとともに、年1回公開講座を開催することで療育への関心が高まるよう努めます。

#### （2）短期入所

介護を行っている方が一時的に家庭で介護できない状況にあり、かつ、短期的な療育を必要とする在宅障がい児を対象に、セーフティーネットの機能として、短期間の入所による支援を行います。また、当該利用者の中・長期の生活設計が整うよう関係機関と連携し、在宅における利用者支援の仕組みづくりに協力します。

#### （3）日中一時支援事業

在宅障がい児について、介護を行っている方の一時的な負担軽減を図ることを目的に、市町村から委託を受け、利用者の日中における活動の場を提供して支援します。

## 9 松本あさひ学園事業計画書（案）

松本あさひ学園（以下、「学園」という。）は、旧長野県諏訪湖健康学園（昭和42年開設、諏訪市）が、松本市に移転・新築された平成23年度から、社会福祉法人長野県社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）が、指定管理者として管理運営しています。今年度は、指定管理契約期間の最終年を迎えることから、事業団本部と連携し再受託が円滑に進むよう努めます。

情緒障害児短期治療施設は、全国的に見ても被虐待や発達障がい等による心理的な課題を有する子ども達が増え、より専門的な治療とケアが必要になってきています。当学園では、常勤の医師を配置するなど支援体制の充実を図るとともに、児童相談所、学校など関係機関と連携して、家庭、学校等での対人関係のもつれや歪みなどの心理的な原因で不適応を起こしている児童の治療支援に積極的に取組みます。

さらに、当学園を利用する児童が地域社会の中で成長していくよう、生活力を身につけていくための応援団としての立場を明確にし、児童一人ひとりにとって、当学園が「オアシス」と感じられるように努めます。

また、学園機能を地域社会に還元することを通して、県内で唯一の情緒障害児短期治療施設として、より一層県民から信頼を得るように努めています。

### ○実施事業及び職員体制

平成27年4月1日見込

区分	定員	現員	職員数 25人		
入所	30人	25人	内訳	心理治療員	5人
				支援員	14人
				医師	1人
通所	5人	4人		その他	5人

## I 運営理念

学園は、平成23年度に事業団が指定管理者となり、移転・新築による松本地域での新たな運営となったことから、旧諏訪湖健康学園での運営や支援方法等、今までの実績やノウハウについて十分な引継ぎを受けるとともに、関係機関との連携体制を構築してまいりました。本年度は、さらに事業団の独自色を醸し出し、『**自分らしく みんなと共に**』の理念の下、安心・安全が感じられる環境づくりと主体性を育む個別のニーズに応じた支援の提供に努めます。

## II 運営方針

### （1）人権尊重の視点を基本とした治療・支援の提供

児童が安心して生活でき育ちあい成長できる施設とするため、児童の人権尊重の視点を基底とし、個を大切にしたより家庭的な雰囲気でのケアを実践します。

### （2）総合環境療法の確立

ここ数年来増加している被虐待、発達障がいなど重複化する入所児童にも対応するため、研修を充実し施設の専門性を高め心理・生活支援・教育・医療の総合的な治療支援体系を確立します。

### （3）関係機関、家族及び地域との連携強化

児童相談所、学校など関係機関及び地域との連携をさらに強化して、社会のニーズに応える運営を行います。また、家族との連携をより深め、家庭復帰等の促進を図ります。

### （4）公平、公正な施設運営

施設運営の透明化及び情報共有ができる運営システムの構築を図ります。また、外部者によるサービス評価や苦情解決機関の活用等により学園運営をチェックし、開かれた施設経営に努めます。

### （5）効率的で効果的な施設運営

職員一人ひとりがコスト意識等を自覚し、効率的で効果的な施設運営に努めます。

### III 総務課

#### 1 経営・人事管理

##### (1) 効率運営

ア 職員は、常にサービス向上を図りつつ、ランニングコストの縮減を意識して業務に当たります。特に、給食業務については、外部委託する中で、効率的で効果的かつ上質な食事の提供を行います。

イ 「松本あさひ学園福祉サービス評価委員会」による外部のサービス評価を年1回受け、運営の透明性を確保するとともに、事業に反映しサービスの質の向上に繋げます。

##### 【委員構成】

地域住民の代表者、地域の人権擁護委員、松本圏域障害者総合相談支援センター代表者、児童相談所代表者、児童養護施設関係者、学校関係者等外部有識者

ウ 職員による自己評価を実施するとともに、第三者評価機関の「第三者評価」及び「指定管理者第三者評価」を受審した結果に基づき改善事項に迅速に取り組むなど、施設運営の質の向上を図ります。

エ 目標管理制度等の仕組みをより活用し、職員一人ひとりの意見が反映される運営を目指します。

##### (2) 組織体制の整備

組織は、総務課、治療支援課の2課制とします。

治療支援課は、心理治療係と生活支援3係（男子ユニット、女子ユニット、ホームユニット）とし、診断治療及び治療全体の統括として常勤医師を配置します。

##### (3) 人材の育成

ア 策定された研修計画に基づき、事業団研修要綱に基づく研修や全国情緒障害児短期治療施設協議会の研修等外部研修に積極的に参加するとともに、学園独自の内部研修の充実を図り、職員の資質向上に努めます。

イ 目標管理制度及び勤務評価制度を活用し、人材育成と業務の効率化、活性化を図ります。

## 2 管理業務

### (1) 健康管理

- ア 嘴託医による児童の健康診断を年2回実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。
- イ 日常の職員間の連絡調整に加え、看護師及び栄養士による予防教育等を実施し、児童の健康状態の把握に努めます。

### (2) 食事提供

- ア 給食は、食育に配慮し児童の成長に応じた質の高い食事を、委託業者により提供します。
- イ 委託業者とは、栄養士を中心に給食委員会を定期的に開催し、衛生管理や児童の要望等について協議し、良質な食事提供を目指します。

### (3) リスクマネジメント

- ア リスクマネジメント委員会の機能を強化し、事故報告及びヒヤリ・ハット報告は、職員間で情報の共有化を図るとともに、迅速な改善を図ることで再発防止に努めます。
- イ 職員研修にリスクマネジメント研修を組み込み、スキルアップを図ることで事故防止等に努めます。

### (4) 防災・安全管理

- ア 児童の実態に即した防災訓練を毎月実施します。また、有事の際には近隣住民の協力や連携が必要となるため、協力体制の整備も図ります。
- イ 事業団が管理業務を行う隣接の松本旭町庁舎並びにあさひ分校とも連携し、災害発生時に適切な協力体制が取れるよう、防災計画に基づき防災訓練を年1回行います。
- ウ 児童には、交通安全を含む日常的な安全管理について、「ルールブック」等により徹底します。

### (5) 権利擁護

- ア 利用者の権利擁護の充実を図るため、新たに虐待防止委員会を設置します。
- イ 職員の人権擁護に関する意識の向上を図るため、職員研修を行うほか、他団体主催の研修やセミナー等への参加を促進します。

(6) 個人情報

事業団の「個人情報保護規則」に基づいた適正な取り扱いが行われるように、職員への研修を徹底します。

(7) 満足度調査

児童の満足度調査を年1回実施し、結果は迅速に業務に反映させ、サービスの質の向上に努めます。

(8) 苦情・要望解決

児童からの苦情・要望に対しては、苦情対応責任者が責任をもって解決に努めるとともに、必要に応じて第三者委員へ報告する等適切な対応をします。

(9) 関係機関

ア 原籍校との連携

児童は退所後、原籍校に戻ることを原則とします。そのため、入所中から原籍校との連携を密にし、退所に向けての試験登校等を実施します。

また、学園が主催し、原籍校や児童相談所等関係機関による連絡調整会議を年1回実施します。

イ 児童相談所との連携

入所は、児童相談所の措置により決定されます。そのため、児童相談所とは随時連絡を取り合い、適宜自立支援計画を見直すなど支援体制を整えます。また、児童が、家庭や学校生活にスムーズに戻れるように連携して支援します。

ウ 社会的養護機関との連携

① 学園は、短期治療施設です。児童が退所後、それぞれの地域で落ち着いた生活を送れるように、入所中から、関係機関が連携・協力し、当該児童の治療や支援を進め、入所目的が達成されるよう協力体制を整えます。

② 学園の専門性を生かし、相談を受けたり支援のネットワーク化に向けた取組みを行います。

エ その他関係機関との連携

学園運営に日常的に関係の深い、信州大学附属病院、松本市教育委員会、県児童福祉施設連盟、全国情緒障害児短期治療施設協議会及び松本ブロック事業団事業所等の関係機関とは、特に連携を図り対応します。

今年度は、全国情緒障害児短期治療施設職員研修会・生活指導部会の当番施設として、円滑な開催を目指します。

### 3 情報発信

開設し、5年目を迎えることから、これまでの支援実績に基づき「実践記録集」を発行《新》するとともに、ホームページによる情報提供のほか、視察・見学を積極的に受け入れ、広く情緒障害児短期治療施設について広報するよう心掛けていきます。

また、学園だより「ふれあい」を年4回発行し、家庭、地域等幅広く施設の理念や内容等を伝えていきます。

## IV 治療支援課

### 1 提供するサービスの質の向上

#### (1) 基本方針

治療・支援は、児童の特性に配慮して、「入所部門」と「通所部門」により行います。さらに、小規模ケア（グループホーム）の機能を活用し、多様なニーズに対応できるようにします。

#### (2) 心理治療

ア 心理治療は、自立支援計画に基づき、個別の治療方針・プログラムを策定、実施するとともに、定期的に評価、更新を行います。

イ ケースカンファレンスは、個別的・効率的に実施します。

ウ 外部から心理治療アドバイザーを招へいし、援助技術の向上を図ります。

#### (3) 生活支援

ア 生活支援は、自立支援計画に基づき、基本的な生活習慣の習得を図りながら、児童自身で主体的に課題解決ができるよう支援します。

イ 集団の持つ治癒力を重視し、大人に見守られながら集団で生活することにより、最終的には、児童個々の生活力の向上を図ります。職員は、児童との距離感を大切にしつつ、必要な時は迅速に介入・対応します。

ウ 信州の自然環境を生かし、松本地域の伝統や文化を取り入れた暮らしや自然的シンプルな暮らし・活動を創造し治療を展開することで、地域で生活できる力を育むよう支援します。

エ 太陽光発電を継続活用できる環境を生かし、エコな暮らし・活動が身近なものとなるよう支援します。

#### (4) 医療

医師は、個々のケースの心理治療及び生活支援等治療支援の基本的な枠組みについて、より濃密に助言し方向付けを行うとともに、治療全体について管理統括します。

#### (5) グループ活動

児童の中には、コミュニケーションや人間関係のとり方が上手くできないため、不適応をおこしているケースが見受けられます。学園では、学園祭や季節行事並びに奉仕活動等の地域活動やあさひクラブなどのクラブ活動等、目的意識を持ったグループ活動を実施することや、学校行事、児童福祉施設連盟等が主催する球技大会等の関係団体の行事に参加する中で、児童が集団の中で生き生きと活動し、集団への適応力を高めるようにしていきます。

#### (6) 家族治療

児童の問題の背景や原因を明らかにし適切な治療方針を立てるとともに、家族関係の修復・改善を図るため、家族治療を行います。具体的には、以下の内容によります。

- ① 家族面接・心理教育
- ② 家庭訪問、電話による相談・連絡
- ③ 治療帰省
- ④ 宿泊体験
- ⑤ 親子レクリエーション

#### (7) アフターケア

児童が、自立支援目標を達成し退所後安定した生活が送れるよう、いつでも相談及びその他の支援を行うアフターケアを推進します。

#### (8) 学校教育

児童は、学園内に設置された分校に通学します。児童が、分校での教育を通じて学習や対人関係等に対する自信を回復していくよう、分校教職員と連携を図り治療・支援に当たります。

- ① 小学校教育・・・岡田小学校あさひ分校
- ② 中学校教育・・・女鳥羽中学校あさひ分校

## 2 地域福祉サービス体制の整備

### （1）家族支援

学園は、現在、被虐待等複雑な親子・家族関係に起因して、心理的に不適応を起こしている児童が多数を占めます。そのため、児童の家庭復帰を進めるためには、家族治療を行いながら家族を「協力者」と位置づけ、家族のニーズに応じた地域の支援体制を構築するよう努めます。

また、児童が家庭復帰した場合には、地域支援体制に協力していきます。

### （2）地域との連携

ア 通所部門（定員5人）は、学園の持つ社会資源を近隣地域に還元するため、松本市を中心に通所可能な児童を対象とし、早期に原籍校に戻れるよう治療支援に当たります。

イ 学園は、県内に1か所しか存在せず運営形態も極めて専門的なため、地域の皆さんに学園を知ってもらい理解を得る機会を持つように努めます。

① 施設の機能を活かして、地域の子育てを支援するための公開学習会やミニ講座を開催します。《新》

② 地域住民に、「ほほえみ祭」等行事参加の呼びかけやボランティア依頼などを積極的に行い、児童との交流を進め、地元の社会資源として学園を有効に活用していただけるようにします。

③ 学園児童には、治療や生活支援の一環として、地域行事への参加・協力（太鼓発表等）及び地域に貢献できる活動（奉仕活動等）を積極的に採り入れます。

### （3）ボランティア・実習生等の受け入れ体制

ア 開かれた施設運営を進め、学園の生活を潤いのあるものにするため、地元大学生等の地域ボランティアを積極的に受け入れます。

イ 学園の専門機能の社会還元を進めるためにも、心理・医療・福祉・教育等を学ぶ学生の実習を積極的に受け入れ、地域の人才培养を支援します。

## 10 松本ひよこ事業計画書（案）

通所利用者やグループホーム等利用者に対して、身辺介護、療育的支援、生産活動及びエコな暮らしを目指し家庭菜園やエコ植物の活用を図ります。また、パンの製造・販売、喫茶、ウエス作業、資源回収、施設外作業などの作業活動を行い、就労に向けた訓練の場も提供し雇用に向けた学習会やマナー学習を行い、地域とのつながりが深まるよう支援していきます。

重度障害者等包括支援事業では、健康維持を優先し能力開発や日中活動の幅を広げます。

外部からの訪問も積極的に受け入れ、民生児童委員のボランティアも活用します。

虐待防止策として内外の研修等を利用し、人権擁護の理解促進を図ります。

### ○実施事業及び職員体制

平成27年4月1日見込

事業名	定員	現員	職員数 37人
生活介護事業	21人	18人	
就労継続 B型事業	18人	15人	
共同生活援助業	23	22人	
※重度障害者等包括支援事業	(5)	(5)	(生活介護・共同生活介護に含む)
相談支援事業（3種）	—		

  

内 訳	支援員	33人
	その他	4人

### 1 提供するサービスの質の向上

#### （1）日中活動の場の充実

##### ア 生活介護事業

##### （ア）介護支援

日常生活に介護を必要とする利用者の生活ニーズにあわせた介護等を行います。また、行政機関との連携を図り介護サービスがより効果的に提供されるようアセスメント・個別支援計画作成・モニタリングを繰り返しより良い支援を行っていきます。

## (イ) 生産活動

一日の中で一定時間軽作業の場を提供します。また、新作業種を導入し定着を図ります。

## (ウ) 療育的活動

心身機能・健康の維持増進に寄与するための運動・機能訓練等が提供出来るよう、場所（ラーラ松本、ゆめひろば庄内屋内プール等）の確保やサンスポート松本の活用をし、健康に留意します。特に成人病予防や精神安定を必要とする利用者には積極的に活用を促し、状態変化やニーズを把握し個別支援計画にも反映させます。

## (エ) 創作活動

外部講師による陶芸教室（隔週）、絵画教室（月1回）の開催や園芸・音楽など創作的活動の機会を継続し、うるおいのある日課が送れるよう支援します。作品はひよこ祭等で販売を目指し、創作活動の意欲喚起と社会との繋がりの意識作りを行います。

## (オ) 季節行事

信州自然的暮らしを目指し季節行事を行っていきます。利用者が計画・準備から積極的に参加し、季節感を感じ楽しみな時間を過ごせるよう支援します。

## (カ) 調理実習

調理実習では、おやつ作りを中心に健康に留意したメニューを選び、食の楽しみや調理の基本を学習します。

## (キ) 入浴サービス

介護を要する利用者を主な対象に、要望に応じて週3回実施して、衛生面の保持を図ります。

## イ 就労継続B型事業

## (ア) 施設内作業活動

- ・パン製造、販売、製品管理
- ・ウエス製作
- ・喫茶営業
- ・クリーニング作業（タオル類の畳み作業・検品）
- ・企業委託作業（内職）

5つの作業を通じて、利用者個々の適性などを観察しアセスメントを行い、仕事の達成感・対価を得ることの喜び等の体得を目指しつつ、就労意欲や継続性の向上を図ります。ウエス製作やクリーニング作業の低迷が予測され、新作業種の習得、開拓も行っていきます。また、セルフ斡旋作業にも協力していきます。

一般就労希望者には、可能な限り就労学習会や作業実習、就労体験へのアプローチを行い支援します。

(イ) 施設外作業活動

- ・合庁清掃（県松本合同庁舎での清掃活動） 月 1 回
- ・老人施設清掃（あづみの里サルビアでの清掃活動） 月 1 回

(ウ) 工賃の維持

月平均工賃 17,000 円をめざします。

(エ) 生活支援

生活習慣・社会生活スキルについて、利用者個々のニーズに応じた相談・助言・指導を行います。

(オ) S S T（ソーシャルスキルズトレーニング）の活用

社会性の技術の訓練法を用い、就労のみならず社会生活のルールやチームワーク、コミュニケーションの向上を目指します。

(2) 共同生活援助事業

- ・島内ホーム
- ・第 1 三郷ホーム
- ・第 2 三郷ホーム
- ・波田しなのハイツ

ア 利用者のニーズや個性を重視した個別支援計画を策定するとともに、必要に応じ関係機関と連携を図り計画が実施可能となるよう、支援体制を整備します。

イ 日常活動動作に常に介助が必要な利用者には、24時間対応の支援体制で充実を図ります。

ウ 医療的ケアや常時治療を必要とする利用者には、看護師を中心に健康管理の充実に努め、緊急時も看護師が常時対応できる体制を強化します。

エ 休日には、買い物外出等余暇支援や地域行事への積極的参加により、地域での暮らしの質の向上を目指します。

オ 利用者定員の充足を目指します。

カ 虐待の無い健全な生活が送れるよう管理者を中心に日々の支援の確認と職員の支援方法、メンタルケアの検証を行います。

キ 事業団が行う「知的障がい者の地域生活移行に関する地域生活実態調査・検証事業」（事業団ホーム利用者対象）に協力します。

(3) 重度障がい者等包括支援事業

常時介護の必要程度が著しく高い者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいの状況及び環境に応じサービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。

- ア 生活の場の支援は、強度行動障がいを併せ持つ利用者を個別的支援するため、「波田しなのハイツ」を中心に提供して行きますが、ハイツ外でも活動ができるよう活動の場を模索していきます。
- イ 日中活動は、生活介護事業を利用し、行動分析に基づいたケアマネジメントを行い、落ち着いた潤いのある日課を提供します。障がいが重い人でも作業やパズル等での体験を通じて社会生活を営むことを目標に掲げ、個々にできる作業を開拓していきます。
- ウ 専門的かつ、統一的な支援をするため、定期的に専門アドバイザーによる助言を受け、担当者間の支援方法の共有化を図りつつ支援します。
- エ サービス提供責任者は、日々変化に応じた支援をするため、一週間単位で個別サービス計画書を作成し、支援に当たります。
- オ サービス提供責任者は、随時家庭の相談を受付けるとともに意向を取り入れた支援を行い、結果を各家庭に報告する等家庭との連携を密にします。
- カ 可能な限り地域行事、外出、買い物、外食等、地域資源を活用し、社会性を身につけるよう支援します。

#### (4) 相談支援事業

松本圏域を中心とした障がい児（者）・保護者・介助者からの相談や松本ひよこ利用者等の相談を信濃学園や松本児童相談所、松本圏域総合相談支援センターと連携して行います。

- ア 一般相談支援事業  
地域生活移行及び地域での生活の定着を目指す利用者に対して、地域移行支援計画を作成し、自立した日常生活、社会生活を実現するよう努めます。
- イ 特定相談支援事業  
松本ひよこを利用する方の自立支援受給者証更新時に、新規利用者には利用開始時に希望する活動を具体的に示したサービス等利用計画書を作成し、後にモニタリングも行います。
- ウ 障がい児相談支援事業

信濃学園や松本児童相談所と連携して、障がいを持つ児童やその保護者や介助者に対して情報提供・相談・指導を行います。サービス利用に際しては、関係機関との調整・連絡などの支援を総合的に行ないます。

(5) 権利擁護の充実

ア 利用者の権利擁護の充実を図るために新たに虐待防止委員会を設置します。

イ 職員の人権擁護に関する意識の向上を図るために研修会を開催するとともに、他団体主催の研修、セミナー等への参加を推進します。

(6) 計画相談

サービス等利用計画の作成をする時は外部の関係機関の協力を入れケアマネジメントによりきめ細かく行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて個別支援計画を作成していきます。

(7) 環境の改善

個々の障がい特性に合った環境について検討し、設備の整備や日課・各種活動の内容が理解できるような環境づくりに努めます。

(8) 自然的シンプルな暮らしとエコな暮らし

ア 共同生活援助事業

地域行事や季節行事を取り入れ生活の幅を広げ、よしずや緑のカーテンを取り入れ、エアコンに頼らない生活をめざします。

イ 生活介護支援事業

社会資源を活用し日中活動の拡充をしていきます。ゴミのリサイクルや回収に努め排出を減らしていきます。

ウ 就労継続 B 型支援事業

目で見てわかる作業工程を掲示して作業の単純化を図る一方、季節感を先取りした商品を販売します。また、効率性や経費削減を行い、収入増を図ります。

(9) 家族及び地域住民との連携強化

ア 家族

(ア) 家族懇談会を開催（年1回）します。

(イ) 家族主体の家族連絡会では、日常的な行事等への参加や家族間の情報交換、意見交換ができるよう、地区事務担当職

員が連絡を行い、要望や相談をしやすいものにします。

- (ウ) レクリエーションを計画し、秋季に利用者、家族、職員、ボランティアの交流を深める行事を計画します。(11月)
- イ 地域住民
- (ア) 通常時だけでなく災害時等にも地元の方々から協力が得られるように、日常の交流を大切にするとともに地域行事にも積極的に参加します。
- (イ) 地域住民や松本ひよこ利用者・家族、職員の更なる交流を目指し、ひよこ祭りを開催します。(6月)
- (ウ) 喫茶営業では、一般の方々が利用しやすい店内のレイアウト、商品の陳列方法等見直し・改善を行います。
- (エ) 職員も積極的に地域活動に参加し、地域と関わることに心掛けます。
- (オ) 地区の民生児童委員との関係を継続し、平時から情報交換を行い地域とのつながりやボランティアの受け入れを行います。

#### (10) 本人部会の立ち上げ支援と運営サポート

ホーム利用者の本人部会立ち上げを支援し、利用者主体のサークル活動やレクリエーション、旅行の企画等が推進できるよう運営をサポートします。

## 2 地域福祉サービス体制の整備

### ボランティアの受け入れ

地元住民・学生のボランティアを広く募り、積極的に受け入れます。ひよこ祭り等のイベントや休日余暇支援にボランティア要請を行い、地域に開かれた施設になるように努めます。

また、各種学校の実習や体験、松本養護学校・安曇養護学校実習生の受け入れを積極的に行います。

## 3 情報発信

- (1) ホームページでは、当所の状況や活動内容報告、パンをはじめ製造品の宣伝等情報発信の充実に努めます。
- (2) 利用者確保や施設を広く知ってもらうため、広報紙「ひよこ通信」を発行(年2回)して家族をはじめ地域の方々や公的機関、協力機関等に配布します。

## 4 経営・人事管理

### （1）効率的運営

- ア 利用者のサービス低下にならない範囲で経営意識・コスト意識を持つよう職員には一層の理解を求めます。
- イ 安定した経営を確保するためにも事業の充実、在宅利用者の確保を図り、利用者の欠員解消も図ります。
- ウ 照明器具類でLEDに変更可能なものは随時交換し、経費の削減に努めます。

### （2）人材の育成

- ア 事業団研修や外部機関が実施する研修へ積極的に参加することで、職員の資質の向上を図ります。
- イ 事業所間交流研修を活用し、職員の交流、事業所の見聞を図ります。
- ウ 新規職員にはOJT研修を実施します。
- エ 5事業を抱える事業所の利点を最大限発揮し、各事業間及び各ホーム間が相互理解を深め連携を密にしていくために、職員会議、調整会議、世話人会議等を開催します。
- オ 急な職員の欠員等により事業間でも職員の応援体制ができるよう柔軟に対応します。

### （3）医療が必要な利用者に対する支援体制の強化

- グループホームに住み続けられるよう、日常的な健康管理や、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれるよう、グループホーム専門の看護師を雇用します。
- 松本ひよこの看護師と連携し利用者のより健康的な生活や作業ができるよう看護師間の連携をしていきます。

## 5 管理業務

### （1）健康管理

- ア 看護師を中心に、日ごろの健康チェックを行い、各種疾病の早期発見・早期治療に努めます。また、嘱託医による定期健康診断を年1回実施します。
- イ インフルエンザをはじめとする感染症予防に努め、必要に応じて予防接種等を行い、季節を問わず手洗い、うがいの励行を奨励します。

### （2）リスクマネジメントの強化

- ア 事業団の「リスクマネジメントの指針」を基に対応を徹底します。
- イ 波田しなのハイツをはじめとする共同生活介護事業所では、誤飲誤食や事故、インシデント等が多いため、事故報告や

ヒヤリ・ハット事例を基に迅速に改善策を策定し、周知徹底を図り速やかな対応がとれるよう職員の連携を密にしていきます。

### (3) 防災・安全管理

- ア 防災計画を策定し、法令に基づく年2回の防災訓練などを通して防災の要点を確認し、利用者や職員の意識を高めるよう努めます。また、そのうち1度は消防署に立ち合いを要請し指導を仰ぎます。
- イ 被災時の被害を最小限にするため、作業所、ホームの防災設備点検（年2回）を行います。
- ウ パン製造、喫茶営業では、法令に定められた衛生管理を実施するとともに器具類の安全管理に十分配慮します。
- エ 消防法の改正に則り、第1三郷ホーム、波田しなのハイツの2棟へスプリンクラー設置について調査・検討を進めます。

### (4) 個人情報の保護

- ア 「事業団個人情報保護規則」を基に、個人情報を保護、管理する体制を確立します。
- イ 職員や情報提供先には当所の情報管理に関する理念を周知し、個人情報の収集、利用、提供には十分に注意を払います。

### (5) 苦情解決の適正な運営

- ア いつでも誰でも苦情・要望を言いやすい雰囲気づくりを目指し、利用者及び家族にも十分な説明をします。
- イ 苦情解決のための第三者委員を配置し、苦情に対する迅速な対応と苦情解決がサービスの改善に寄与するような仕組みをつくります。
- ウ 意見箱を設置し要望、希望、苦情を誰でも気軽に訴えられるようにします。（松本ひよこ、島内ホーム、第1、第2三郷ホーム、波田しなのハイツ）

### (6) 権利擁護の充実

- ア 利用者の権利擁護の充実を図るため、新たに虐待防止委員会を設置します。
- イ 職員の人権擁護に関する意識の向上を図るために研修会を開催するとともに、他団体主催の研修、セミナー等への参加を促進します。

### (7) 関係機関との連携

- ア 松本市や安曇野市を中心に関係市町村、圏域障害者総合支援センター、他施設等と連携を密にし、福祉サービスの向上と円滑な施設運営に努めます。
- イ 松本養護学校、安曇養護学校との連携を密にし、相互の情報交換を積極的に行います。

ウ 松本ブロックとして松本あさひ学園、信濃学園とも情報交換、交流を行います。

エ 松本圏域自立支援協議会の専門部会に加入し、福祉事業の情報や利用者の希望等の情報交換を行います。

#### (8) 利用満足度調査の実施

松本ひよこ利用者への満足度調査を毎年実施し、利用者の希望や事業所、ホームの改善点を把握し、より良い支援に役立てます。

### 6 新規事業計画

- (1) 『塩尻第二ひよこ(仮称) (多機能型事業所)』の建設計画を進めてきましたが場所の選定が難航しているため休止状態ですが塩尻市の要望は継続中であり利用者の候補も提示されていることから塩尻市とは連絡調整を続けより良い方向性を見つけていきます。
- (2) 松本ひよこの通所利用者の中にグループホーム入居の希望者がいることと、西駒郷の利用者の地域移行促進とひよこ利用者増のために1棟のグループホームの建設に向けて検討します。
- (3) 松本ひよこのグループホーム利用者を中心に、通院介助等日常的な生活支援が行えるよう事業体制を強化し、新たに居宅介護等事業の立ち上げについて検討します。

1 0 -10

## 11 ほっとグループホーム伊北事業計画書（案）

当事業所はこれまで、利用者の障がいの多様化や重度化、高齢化に柔軟に対応できる組織体制の構築を目指し事業を進めてきました。その中でも余暇支援、本人部会(ともだちの会)、旅行企画・付き添い、職員研修、ホームページ作成について、ほっとグループホーム伊南、ほっと居宅と連携、協力をし取り組んできました。課題であった職員のレベルアップ、労務管理の徹底については、前年度から引き続き取り組み、多種多様な働き方がある世話人の質の向上を目指します。

また、相談支援事業(特定相談支援)において、ほっとグループホーム伊南、ほっと居宅、行政機関や他機関、他事業所等との連携を図ってきましたが、今年度は、相談支援専門員が効率的に事業に取り組める環境の整備について検討を行い、さらに質の高い相談支援業務の遂行を目指します。

その他、ホームの老朽化や、利用者の高齢化による状態変化を見据えての建て替えや住み替えについて、ほっとグループホーム伊南と協力し、みつかまちホームの建て替え、北割ホーム(仮称)の支援体制構築について具体的に進め、さくらホームの今後について検討をします。それと共に、利用者個々の生活のあり方について考え、緊急時、看護師が常時対応できる体制を強化し、具体的に事業所内で取り組める新たな支援体制や、介護保険制度等を利用した事業所外での連携体制の確立の可能性について検討します。

そして、平成28年度当初を目処に組織体制の再構築に向けて、ほっとグループホーム伊南と協同で検討します。

### ○ 実施事業及び職員体制

平成27年4月1日見込み

事業名	定員	現員	職員数 66人		
共同生活援助	81	76	内 訳	支援員 63人	3人
うちパート職員 59人(世話人 58人)					
いずみ・西みのわホーム・いなにしホーム・おおがやホーム・高遠陽だまりホーム・まどか・みつかまちホーム・北大出庄屋 平出ホーム・新町ホーム・さくらホーム・伊沢屋・おおはら・朝日が丘・さやか・加納住宅 (16箇所)					

相談支援(特定)		相談支援専門員 2 人
----------	--	-------------

## 1 提供するサービスの質の向上

### (1) グループホームの支援の充実

- ア 利用者の高齢化や障がいの重度化等による多様なニーズに対応できるよう支援の充実を図り、住環境の整備や人員配備の再検討、地域の社会資源の活用等を図ります。そしてほっとグループホーム伊南と連携をし、具体的にみつかまちホーム建て替えについて進め、北割ホーム(仮称)の支援体制の構築、さくらホームの今後のあり方について検討します。
- イ 自然的シンプルな暮らしとして、家庭菜園作りやプランターでの花栽培で自然に触れ、地域の旬の産物を摂取することによって、健康な心と体を育みます。
- ウ エコな暮らしとして、節電・節水を推進するため、月1回の各ホーム世話人会において話し合う機会を作ります。
- エ 空室を利用して、グループホーム体験希望者を受け入れます。
- オ 単身生活を希望する利用者には、民間のワンルームマンションやアパート利用といったサテライト型住居について検討し、将来の夢を実現する手助けをします。

### (2) 日中活動先との連携

日中活動先とこまめに情報交換・連携を行い、利用者の暮らし全体の質の向上を目指します。また、利用者の状態変化に合わせて柔軟な対応が行えるよう必要に応じて話し合いの機会を持ち、協力をていきます。

### (3) 本人部会の充実

サークルやレクリエーション、旅行の企画等、ほっとグループホーム伊南と協力をしながら、利用者本位の部会運営をサポートしていきます。

## 2 地域福祉サービス体制の整備

### (1) 余暇(スポーツ・文化)活動支援

- ア ボランティアによるダンス教室や手芸教室等独自のイベントや、ほっとグループホーム伊南と連携しながら企画・実施し

ます。それと共にサンアップルやサンサポート主催のイベントへの参加、地域のサークル等へ参加できるよう支援します。

イ 他法人を含めた居宅介護等支援事業所や様々な事業所との連携を密に行い、余暇活動の幅を広げ、充実を図ります。

#### (2) 特定相談支援事業の実施

ア 特定相談支援事業計画に則り、関係者との連携・協力を図り、利用者本人の思いを汲み取りながら、グループホーム利用者のサービス等利用計画書を作成します。そして計画に沿ったサービスの提供・調整・モニタリングに取り組みます。また、関係者との連絡会議やケア会議も必要に応じて隨時開催します。

イ 相談支援専門員のレベルアップを図るため、積極的に研修・勉強会等に参加します。また、他事業所の相談支援専門員との情報交換にも努め、業務に活かせるよう努めます。

ウ 効率的かつ質の高い業務を遂行するための環境整備(業務の分担を含めた見直し)について検討します。

#### (3) 家族及び地域住民との連携強化

ア 保護者・家族に対して随時利用者の近況報告をし、年3回の小遣い使用状況報告を行います。また、必要に応じて家族の方々との面談を行う機会を設けます。

イ 地域行事への参加や、花や野菜作りを通して、地域住民との連携・交流を深めます。

ウ 災害時等には地域住民の協力が必要となるため、ネットワークを強化しつつ、地域の一員として安心して暮らせる地域づくりを目指します。

エ 近隣市町村の福祉祭り(ふれあい広場)等への参加・協力を積極的に行います。

#### (4) ボランティア・実習生の受け入れ体制の整備

利用者の余暇の充実、将来に向けた人材育成への貢献等を目指し、積極的にボランティアの受け入れを行います。ボランティア確保に向けては、市町村社会福祉協議会へ協力を要請すると同時に、他事業所や地域住民の人脈や情報を活かし、円滑な導入を目指します。

#### (5) 他の地域や団体への協力

ア 西駒郷を退所した利用者の会「コスモス会」(西駒郷主催)の運営や、役員会、交流旅行等の開催に協力します。

イ 圏域地域障害者自立支援協議会に積極的に参加し、地域で活動する皆さんと共に圏域の障がい者福祉向上のため、必要な事項に取り組みます。

### 3 情報発信

- ア 利用者の近況、福祉制度の情報提供や支援事例紹介、当事業所内外のイベント、地域の社会資源紹介等を盛り込んだ広報誌「ありがとう」を年3回発行します。
- イ ほっとグループホーム伊南と協同のホームページを活用し、行事やグループホームの日々の暮らしをこまめにアップし、多くの方にグループホームについて知ってもらえるような場に出来るよう努めます。

### 4 経営・人事管理

- (1) 効率運営
  - ア 多様な利用者に対応するため、世話人や生活支援員、ヘルパー等支援スタッフを適材適所に配置し、定着化や効率化を図ります。
  - イ 昨年度に引き続き労働基準監督署の指導の下、全ホーム勤務シフトの見直しを行い、運営の効率化を図るために労務管理体制を強化します。
  - ウ 様々な社会資源や情報網を活用し、世話人の確保、長期的な雇用の維持を図ります。
- (2) 組織体制整備
  - ア サービス管理責任者の全体的なレベルアップ、業務の整理、責任の明確化、機動力の強化、多種多様な勤務体制にある世話人の意識向上を図り、より質の高い支援の提供を目指します。
  - イ 全体世話人会議(年4回)、各グループホーム担当者会議(月1回)、サービス管理責任者・主任生活支援員会議(月1回)、を開き、事業所と現場スタッフの連携を強化します。
  - ウ ほっとグループホーム伊南と協同し平成28年度当初を目処に効率的かつ合理的な組織体制の再構築について検討します。
- (3) 人材の育成
  - ア 2事業所協同で研修会を開催し、スタッフの資質向上に努めます。

実施時期	4月	6月	10月	1月
研修テーマ	権利擁護について(仮)	高原セミナー参加	接遇について(仮)	傾聴について(仮)
対象者	サビ管・主任・世話人	主任・世話人	サビ管・主任・世話人	サビ管・主任・世話人

※ 世話人は毎回ホームから必ず 1 名は参加し、1 年を通して多くの世話人が出席するようにします。

- イ 各ホームの世話人会には所長・サービス管理責任者が参加し、相談支援計画、個別支援計画に基づいた支援が出来るよう助言します。また、世話人の資質の向上を図るため、勉強会の開催、外部の研修会や個別支援会議、ケア会議への出席、他施設見学等について促していきます。
- ウ サービス管理責任者が中心となり、世話人から寄せられる相談への対応、世話人面談(年 1 回)、全体世話人会(年 4 回)等の機会を通してコミュニケーションを深め、世話人が抱えている支援上の悩みや心身の健康の維持等に対してのアドバイスを必要に応じて行います。
- エ ほっとグループホーム伊南と協同し、サービス管理責任者が集まって勉強会や報告会等を行う機会を月 1 回設けます。その他必要に応じて設けます。

## 5 管理業務

### (1) 健康管理

- ア 看護師は月 1 ~ 2 回ホームを訪問し、利用者の健康相談を行います。その中で食事や運動についてのアドバイスを行い、健康維持・増進を図ると共に、必要に応じて緊急時の対応や通院の付き添いを行います。また緊急時、常時対応できる体制を強化します。
- イ 日々の通院や服薬管理等に活かすため、個人健康記録簿等の様式を見直します。
- ウ 地域及び就労先事業所で年 1 回の定期健診や、各種検診を実施し、生活習慣病の早期発見・早期治療に努めます。
- エ 希望によりインフルエンザの予防接種等を実施し、感染症に関しては、注意喚起を促すと共に、感染者が出た場合には迅速な対応を行い、拡大防止に努めます。
- オ 感染症予防、緊急時の対応マニュアルについて徹底します。
- カ 従業する全ての職員に対し、感染症の防止及び対応についての教育を行います。

### (2) 権利擁護の充実

- ア 利用者の権利擁護の充実を図るために、新たに虐待防止委員会を設置します。
- イ 職員の人権擁護に関する意識の向上を図るために研修会を開催すると共に、他団体主催の研修、セミナー等への参加を促進します。

## (3) リスクマネジメントの強化

- ア 利用者の事故を未然に防ぐ意識を支援スタッフが常に持ち、もしも事故が起こった場合には、速やかに対応策を検討し、改善を図ります。
- イ 成年後見制度について、積極的に本人や家族への説明を行う機会を設け、財産や人権を守ることが必要と思われる利用者には利用を勧めます。
- ウ 利用者に事故が発生した場合の生活保障として、傷害保険への加入を継続します。

## (4) 防災・安全管理

- ア 防火管理者を配置し、消防計画に基づく訓練や設備点検を行い、良好な状態を維持できるようにします。
- イ 全ホーム消防設備点検を消防設備士に依頼し、建物を常に正常な状態に保つようにします。
- ウ 火災や地震等非常時に利用者の安全を確保するために、「緊急対応マニュアル」を見直します。
- エ 支援スタッフ、利用者双方が防災意識を身に付けるため、世話人会等で防災についての話し合いを持つと共に、避難訓練を各ホーム毎に年2回実施します。また必要に応じ、地域の防災訓練に参加することを通じて、地域社会の理解を求めます。
- オ 車両運行に当たっては、交通法規を遵守、運行前の点検を行い、交通災害の防止に努めます。
- カ 労働安全衛生法に定められた衛生管理者を配置し、産業医に指導を仰ぎながら、職場内の衛生管理を行います。

## (5) 個人情報保護

個人情報の取り扱いについては、本人や家族に使用する目的、内容、情報提供元を明示し、同意を得た上で使用します。また、業務上知り得た利用者の個人情報は、守秘義務をもって厳正に管理するよう徹底します。

## (6) 利用者への満足度調査

利用者のニーズを把握するため満足度調査を実施し、今後の業務・運営に反映させ、サービスの質の向上に努めます。

## (7) 苦情解決の適正運営

- ア 利用者等からの意見・要望・不満に対して、サービス管理責任者が迅速に対応を行い、必要に応じて第三者委員会を交えて、適正な対応をします。

- イ 第三者委員会から適正なアドバイスや助言がいただけるよう、連絡会を年1回開催します。

## (8) 関係機関との連携

市町村等行政機関、他事業所、医療機関、地域自立支援協議会等と連絡調整を行い協力関係の強化を図り、利用者の意向

に沿った安全で適切な支援が出来るように進めていきます。

(9) 事業団が行う調査・検証事業への協力

事業団が行う「知的障がい者の地域生活移行に関する地域生活実態調査・検証事業」(事業団ホーム利用者対象)に協力します。



## 12 ほっとグループホーム伊南事業計画書（案）

当事業所は、障害者総合支援法の基本理念と事業団第2次長期構想の基本的方針をふまえた事業運営を行い、利用者一人ひとりに寄り添った支援を目指します。市町村、圏域の自立支援協議会、相談支援事業所、居宅介護等事業その他関係事業所と協力しながら、利用者の思いに可能な限り対応するよう努めます。

利用者の障がいの多様化や重度化、高齢化に対応できる持続可能な組織を目指し、昨年度末に開設した「とことこ」「さんさん」への支援を中心に利用者一人ひとりに寄り添った支援を目指します。《新》また、①自閉症や行動障がい、重度の心身障がい者、現入居者の高齢化に対応するための、全職員に対する教育、②竹村ハイツ閉鎖、③家族懇談会、④利用者本人部会「ともだちの会」、⑤余暇の充実、⑥ホームページの運営管理、⑦労務管理等については、従来どおり「ほっとグループホーム伊北」と協同して実施します。平成28年度当初を目処に組織体制の再構築が行えるよう、協同で検討をします。

### ○実施事業および職員体制

平成27年4月1日見込み

事業名	定員	現員	職員数 60人		
共同生活援助	53人	50人	内 訳	支援員 57人	その他 3人
小城の家・竹村ハイツ・のどか・みやのまえ 松崎ホーム・あいホーム・せせらぎ・ねむの花 とことこ・さんさん（10箇所）					うちパート職員 53人（世話人 51人）

### 1 提供するサービスの質の向上

#### （1）グループホームの日常支援の充実

ア 可能な限り利用者個々の意思や思いに寄り添った支援をするために、相談支援事業所と連携してサービス利用計画に沿った個別支援計画を作成します。

イ 重度の障がいをもつ方、行動障がいをもつ方、精神障がいをもつ方等、多様な利用者に適合しうる環境整備と人員の配置を

します。

ウ 入居者の加齢にともなう心身の変化について対応しうるよう、検討を行います。

エ 信州自然的暮らし創造計画

(ア) 伊那谷の雄大な自然、特色ある郷土食、豊富な歴史や文化を活用した、より自然的な暮らしを体験していただけるようなサービスの提供を心がけます。

(イ) 日々の節電・節水に努め、残飯による堆肥作りを行い家庭菜園や花栽培等に利用します。

(2) 日中活動先との連携

日中活動先ときめ細かな情報交換を行い、情報と目的意識を共有します。

(3) 本人部会の充実

ホーム利用者の本人部会「ともだちの会」は、利用者本位の運営が出来るように支援します。

## 2 地域福祉サービス体制の整備

(1) 生活の場の拡充

現行ホームのリニューアルに伴い、「竹村ハイツ」を6月中に廃止します。また老朽化や二階建てにより使いにくくなつたホームの整理統合・リニューアルを検討します。(あいホーム)

(2) 余暇（スポーツ（運動）・文化）活動支援

ア ボランティアによる手芸教室やダンス教室、当所独自のイベントを企画し、実施します。

イ 余暇活動に対するニーズや実態を把握・分析し、他事業所と連携して利用者の余暇活動の支援や情報提供をします。

ウ 本人部会と連携を図りながら、利用者の希望に応じた団体旅行や個別に行動できる小規模旅行（2～4人程度）を実施します。

エ 利用者に対して、当事業所のイベント等の情報のほかに、地域の福祉情報やグルメ、エンターテイメント情報を広報誌にて発信します。

オ 平成26年度ほっとグループホーム伊南で実施した利用者アンケート調査の結果を踏まえ、ニーズの具体化について検討します。

(3) 家族及び地域住民との連携強化

#### ア 家族

年3回、家族に対して利用者の近況と小遣い使用証拠書等を連絡します。また、必要に応じて家族の方々との面談をする機会を設けます。

#### イ 地域住民

(ア) ホームの生活が隔離的・閉鎖的にならないように、地域住民との交流や自然とのふれあう機会を設けるように努めます。

(イ) 地域により障がい者への理解に差があるため、それぞれの地域の実情に応じた方法で、地域との連携を図ります。

(ウ) 災害時等には地域住民の協力が必要となるため、市町村や地域住民とのネットワークを強化し、住民共々安心して暮らせる地域づくりを目指します。

(エ) 各市町村のふれあい広場、地区のお祭り等のイベントには、利用者の意見を尊重したうえで参加します。

#### (4) ボランティア・実習生の受け入れ体制の整備

利用者のQOL向上に繋げるため、広くボランティアや実習生を受け入れます。ボランティア確保に向けては、市町村社会福祉協議会や西駒郷、サンスポート等が持つ人脈が活用できるよう、各事業所との情報の共有化に努めます。

#### (5) 他の地域や団体への協力

ア 圏域地域障害者自立支援協議会に積極的に参加し、地域で活動する方々と共に、圏域の障がい者福祉向上に取り組みます。

イ 西駒郷を退所した利用者の会「コスモス会」(西駒郷主催)の運営や役員会、交流旅行等に協力します。

### 3 情報発信

(1) 利用者の近況や当事業所内外のイベント、福祉制度の情報提供、支援事例・地域の社会資源紹介等を盛り込んだ広報紙を、ほっと居宅と協同して、年3回発行します。

(2) ほっとグループホーム伊北と協同で作成したホームページでグループホームの宣伝を行い、広く理解を得ることに努めます。

### 4 経営・人事管理

#### (1) 効率運営

ア 多種多様な利用者に対応するため、世話人や生活支援員等支援スタッフを適材適所に配置します。

イ 運営の効率化をはかるために労務管理体制を強化します。

(2) 組織体制整備

ア 利用者の障がいの多様化や重度化、高齢化に対応できる持続可能な組織を目指すため、事務と支援が混在して煩雑になっているサービス管理責任者の業務分担を見直し、適正な業務分担を図ります。同様に、管理者や世話人、生活支援員の業務についても見直しをします。

イ 人材の確保等

(ア) 看護師を確保し、健康面の専門的指示に基づく支援を行うとともに、高齢化や多様化に伴う通院等に対応します。

(イ) 不足しがちな世話人の安定的な確保に努めます。

(ウ) サービス管理責任者を補助する主任生活支援員を育成します。

ウ 全体世話人会議（年4回）、グループホーム世話人会議（月1回）を通じて、事業所と現場スタッフとの連携を強化します。

全体世話人会、各ホームの世話人会、サービス管理責任者による世話人・生活支援員への個別指導等を通じ、世話人・生活支援員に対して組織のなかで働くことの意識付けを行うとともに、統制のとれた組織の確立と運営を目指します。

エ ほっとグループホーム伊北との情報交換や学習の場を月1回設けます。

オ 平成28年度当初を目処に組織体制の再構築が行えるように検討をします。

(3) 人材の育成

ア 両事業所共同開催の研修会を下表の通り実施し、職員の資質向上に努めます。

○ 職員研修計画

実施時期	4月	6月	10月	1月
研修予定	権利擁護について	高原セミナー参加	接遇について	傾聴について
対象者	サビ管・主任・世話人	主任・世話人	サビ管・主任・世話人	サビ管・主任・世話人

※ 世話人には毎回ホームから必ず1名は参加し、1年を通して多くの世話人が出席するようにします。

イ サービス管理責任者が中心となり、世話人から日常的に寄せられる相談への対応の他、世話人面談（年1回）、全体世話人会（年4回）等の機会を通してコミュニケーションを深め、世話人が抱えている支援上の悩み等に対してアドバイスを行い、世話人の資質向上と長期的に従事してもらえるようにします。

ウ サービス管理責任者の運営管理能力、世話人やヘルパーへの指導力を向上させるための勉強会等を実施します。

## 5 管理業務

### (1) 健康管理

- ア 看護師を配置し、高齢化や重度化への専門的な助言や指示を日々の支援に生かすとともに、緊急時の対応や予防に努めます。
- イ 日々の通院や服薬管理等に生かすため、個人健康記録簿等の様式の見直しをします。
- ウ 看護師が月1、2回ホームを訪問し、利用者の健康相談を行うよう努力します。また、食事療法や軽運動の励行を促し、心身の健康維持・増進を図るとともに、必要に応じて通院にも付き添います。
- エ 地域及び就労先事業所で年1回の定期検診や各種検診を実施し、生活習慣病の早期発見・早期治療に努めます。
- オ 希望によりインフルエンザの予防接種等実施し、ウイルス等感染力の高い病気に対し、注意喚起を促し、予防に努めるとともに、感染者がでた場合には迅速な対応を行い、感染の拡大防止に努めます。
- カ 全ての職員に対し、感染症の防止及び対応についての教育を行います。
- キ 緊急時、看護師が常時対応できる体制を強化します。

### (2) 権利擁護

- ア 利用者の権利擁護の充実を図るために新たに虐待防止委員会を設置し、虐待や権利侵害、犯罪被害からの救済や予防に努めています。特に財産については、「利用者の小遣いに係る取り扱い要領」に従い、適正な処理、確認を行います。
- イ 職員の人権擁護に関する意識の向上を図るために研修会を実施し、職員・世話人の意識の高揚に努めます。また、他団体主催の研修、セミナー等への参加を促進します。

### (3) リスクマネジメントの強化

- ア 世話人会や世話人研修にて事故報告及びヒヤリ・ハット報告の周知を行ない、リスクに対する意識高揚と情報の共有化を図り、事故防止に努めます。
- イ 利用者に事故が発生した場合の生活保障として、傷害保険への加入を継続します。
- ウ 本人の財産や人権を守ることが緊急に必要と思われる利用者に、成年後見制度の利用を勧めます。

### (4) 防災・安全管理

- ア 防火管理者を配置し、消防計画に基づく訓練や設備点検を行い良好な状態を維持できるように努めます。

- イ 全ホーム消防設備点検を消防設備士に依頼し、建物を常に正常な状態に保つように努めます。
- ウ 火災や地震等非常時に利用者の安全を確保するために「緊急対応マニュアル」を見直します。
- エ 支援スタッフ・利用者双方が防災意識を身につけるため、普段から防災についての話し合いをもつとともに、避難訓練を各ホーム年2回実施します。必要に応じ、地域の防災訓練に参加することを通じて、地域社会の理解を求めます。
- オ 車両運行に当たっては、交通法規を遵守し、運行前の点検を行い交通災害の防止に努めます。

(5) 個人情報保護

- ア 個人情報の取り扱いについては、「事業団個人情報保護規則」に基づき適切な取り扱いを行うとともに、目的に沿った情報の収集、利用、提供等適切な運用を行います。
- イ 業務上知りえた利用者の個人情報は、守秘義務をもって厳正に管理するよう世話人・支援員への教育を徹底します。雇用契約時に個人情報保護の重要性を説明し、退職時には漏洩しない旨の誓約書の提出をさせる等、徹底した対応を行い、個人情報の保護に努めます。

(6) 苦情解決の適正運営

- ア 利用者等からの意見・要望・苦情等に対しては、苦情受付担当者が初期対応を行い、必要に応じて第三者委員を交えて適切な対応をします。
- イ 必要に応じて第三者委員との連絡会を開催し、協力が得られるような体制作りをします。

(7) 利用者への満足度調査

入居者のニーズを把握するため、必要に応じて満足度調査等を実施し、調査結果を検証し、サービスの改善を図ります。

(8) 関係機関との連携

本人の意向に沿った安全で適切な支援が出来るよう、市町村等行政機関、医療機関、圏域地域自立支援協議会、圏域**内**事業団関係事業所等と連携を深め、協力関係の構築を図ります。

(9) 事業団が行う調査・検証事業への協力

事業団が行う「知的障がい者の地域生活移行に関する地域生活実態調査・検証事業」(事業団ホーム利用者対象)に協力します。

## 13 ほっと居宅 事業計画書（案）

当事業所は、グループホーム等利用者（以下は「ホーム利用者」という）支援にあたり、ほっとグループホーム伊北、ほっとグループホーム伊南と連携して、通院介助等日常的な生活支援が行えるように努めます。また、ヘルパーの勤務体制の見直しや労働環境の整備に努め、ヘルパーの確保を図りながら事業の充実に努めます。

### ○実施事業及び職員体制

平成27年4月1日見込

事業名		職員数 31人		
地域生活支援事業	移動支援	内 訳	ヘルパー その他	27人 4人
基準該当事業 (指定居宅介護事業)	身体介護、家事援助、行動援護、 通院介助、重度訪問介護		うちパート職員	28人（ヘルパー27人）

### 1 提供するサービスの質の向上

#### ○ 居宅介護等事業

利用者が地域で安心して生活を送るための支援を行います。

- ア 毎月のヘルパーカンパニーにて情報交換を行い、質の向上と労働環境等の改善を図ります。
- イ 新規ヘルパーと既任のヘルパーへの研修の充実、関係資格の取得等により資質向上を図り、事業の充実を目指します。

## 2 地域福祉サービス体制の整備

### （1）居宅介護事業の充実

移動支援事業による外出支援が当所サービスの主流となっています。利用者・家族の要望に応えるように努めます。

ア ホーム利用者を中心に、ほっとグループホーム伊南・伊北スタッフや世話人と協力して外出支援を行います。

イ 家庭の事情を考慮し、必要に応じて身体介護、家事援助等のヘルパー支援を行います。

### （2）余暇（スポーツ（運動）・文化）活動支援

ホーム利用者等の余暇活動の充実を図るため、ほっとグループホーム伊南・伊北等と連携して支援に努めます。

伊那谷の自然、郷土食、豊富な歴史や文化等に触れ合える機会を作り、自然的な暮らしが体験できるようサービスを提供します。

## 3 情報発信

グループホーム事業所と協力して情報発信に努めます。

## 4 人材の育成

スタッフ一人ひとりのスキルアップを図るとともに、チームワークの充実に努めます。

ア 利用者の安全管理、健康管理に十分配慮した支援に努めます。

イ 自閉症・自閉的傾向を持つ方や重度の障がいを持つ方への支援については、研修やケア会議などに積極的に出席し、利用者の状況について共通理解を深め、統一した支援が出来るようにします。

ウ 定例のヘルパー会議やスタッフ会議の充実を図ります。

## 5 管理業務

### （1）リスクマネジメントの強化

「ヒヤリ・ハット」事例をスタッフ間でその都度確認します。また、その事例について振り返り作業を行い、事故の再発防止に努めます。

(2) 個人情報保護

「事業団個人情報保護規則」に沿って、個人情報の保護について、スタッフ間で常日頃から意識を高め、個人情報保護に努めます。

(3) 権利擁護の充実

ア 利用者の権利擁護の充実を図るために新たに虐待防止委員会を設置し、虐待や権利侵害、犯罪被害からの救済や予防に努めています。特に財産については、利用者の小遣いに係る取り扱い要領に従い適正な処理、確認を行います。

イ 職員の人権擁護に関する意識の向上を図るためにグループホーム事業所と協力して研修を実施します。また、他団体主催の研修、セミナー等への参加を促進します。

(4) 安全管理

車両運行に当たっては、交通法規を遵守し、運行前の点検を行い交通災害の防止に努めます。

(5) 苦情解決の適正運営

ア 日頃から利用者・家族との信頼関係が築けるように努めます。

イ 利用者・家族からの意見・要望・不満等に対して、苦情受付担当者が対応します。そこで解決できない事柄については、第三者委員も交えて対応し適切な解決を図ります。

ウ 第三者委員との連絡会を年1回開催し、協力が得られるような体制作りをします。

(6) 利用者への満足度調査

利用者のニーズを把握するため、満足度調査を実施し、今後の運営に反映させ、調査結果を検証しサービスの改善

も図ります。

(7) 関係機関との連携

関係事業所等と連絡調整を行い、利用者の状況について共通理解を深め、本人の意向に沿った安全で適切な支援が出来るよう進めています。

## 14 伊那ゆいま～る事業計画書（案）

伊那ゆいま～るは、多機能型事業所としてスタートし7年目を迎えました。生活介護事業・就労継続支援B型事業ともに地域で暮らす障がいの方々が、自分の夢や希望を見つけ、実現し満足できるように「個々を大切にした質の高い支援と健康で居心地の良い場所づくり」と自分を取り巻く社会や環境と共に生きる「地域や環境への貢献」をモットーとしてサービス提供に努めます。また、多機能事業所の利点を生かし生活と就労の多面的な支援を充実させます。

「特定相談支援」事業は、利用者や家族のニーズを大切にし、総合的に自分の暮らしを思い描き、望む環境にて安心して暮らしていただけけるよう支援に努めます。

全てのことが円滑に進むためにも、地域の方々との交流をはかり理解を得るとともに、市町村や圏域障がい者総合支援センター「きらりあ」（以下「きらりあ」）、他事業所、利用者家族・支援者等と日々連携していきます。

### ○ 実施事業及び職員体制

平成27年4月1日見込

事業名	定員	現員	職員数 19人			
生活介護	15人	13人	内訳	支援	管理者	1人
				サービス管理責任者	1人	
				支援員	12人	
				その他	5人	
				特定相談	相談支援専門員 (管理者・支援員兼務)	2人
就労継続支援B型	20人	24人			その他 (経理者兼務)	1人
特定相談支援						

## 1 提供するサービスの質の向上

### (1) 生活介護事業

利用者それぞれの特性を生かしながらその人の持つ力を十分に發揮し、日常生活に潤いが持てるよう様々な活動を展開します。今年度大切にしたい支援活動ポイントは、①事業所の外に積極的に飛び出し経験や体験・社会とのつながりを大切にします。(他事行所交流・活動発表など) ②前年度は、コミュニケーションが難しい重度者とのコミュニケーション方法を学習しました。更に支援に活用し利用者の声(心の声)を大切にします。

#### ア 介護支援

日常生活に介護を必要とする利用者に、生活ニーズにあわせた適切な介護ができるよう、アセスメント・個別支援計画作成・実践・モニタリングを繰り返す中で、利用者のニーズに応えた入浴、排泄、食事等の支援を行います。毎日の支援状況報告用紙「利用記録」を作成し、ご本人・ご家族の方へ支援内容がさらに伝わりやすく配慮します。

#### イ 療育等活動

支援体制を整備し、支援員による様々な週間プログラム(音楽・運動・機能訓練)や季節行事(花見・七夕・クリスマス・節分など)その他活動(おやつづくりなど)を行います。さらに、有意義な日中活動となるよう各プログラムに外部講師(理学療法士・音楽講師)を活用して、利用者の心身機能・健康増進に努めます。

また、表出の苦手な利用者には効果的なコミュニケーション(マカトン法)がとれるよう支援します。

行動障がいを有する利用者が安心して通所できるために外部研修への参加を行い、職員の資質向上に努めます。

#### ウ 生産活動

軽作業等利用者の希望と適性に応じて、生産活動(リサイクル活動:チラシ・牛乳パック回収など)の機会を提供し工賃を支給します。

回収先企業・店舗との交流を更に進め協力をいただきながら、リサイクル活動を活発に行い社会に貢献します。

#### エ 創作活動

大きな共同作品や、実際に植物や食物観察から作品を創造、また、デジカメ等の利用など今までにない活動からの作品づくりに挑戦します。作品については、事業所内外で展示会を行います(他事業団事業所と連携展示会など)。なお、サービス向上のため外部講師の活用や外部研修等に積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。

オ 入浴サービス

車いす利用の方や、その他多くの方が利用できるよう日課調整・支援調整をおこない、清潔で気持ちの良い時間を過ごしていただけよう努めます。

(2) 就労継続支援 B型事業

誰もがやりがいや誇りを持ち、伊那ゆいま～るにしかできない製品作りや、企業から信頼を得て作業を担うメンバーの育成と、自宅にこもっていた利用者や、自信を無くしていた利用者の働く意欲を高める作業空間を提供します。

昨年以上に、広く多くの方に当事業所活動を知っていただき、自主製品の販売拡大・受託作業先の開拓を進めていきます（「営業」）。また、昨年より開始した「いちご農園」への施設外就労は、長野県セルフセンター協議会の福祉就労強化事業を利用し年間を通して継続的作業として充実させます。支援者と利用者でグループを作り、他事業所見学や研修会参加など、スキルアップの機会を設けます。

ア 「やりがい」のある作業活動の構築に努めます。

受託作業（食品袋詰め、部品検査等）と自主生産作業（布製品製作、木工製品）の制作やイベント等での販売、施設外就労などを通じて仕事の達成感・対価を受ける喜びなどを体験し、作業意欲の向上に努めます。また、支援員はセルフの「工賃倍増カフェ」に参加して他事業所と連携をとりながら、効率性に配慮しつつ受託作業種の拡大や新たな自主製品の製作・販売営業活動に積極的に取り組み、生産性の向上と工賃アップ（月平均工賃 10,000円）を目指します。

また、作業活動以外（交流・レクリエーション）に「やりがい」を見出しながら作業にも携わりたいといった利用を望む方や、社会への第一歩であり、マイペースでの活動を目的とした方もいるため、個々の「やりがいのある活動」が実現できるようアセスメント・モニタリングを重ねながら着実に支援します。

イ 安全で快適な作業環境・空間の整備に努めます。

ウ 新たな作業種を研究し、自主生産作業の拡大・充実から目標工賃に向けて取り組みます。そのため、見学・研修を積極的に行います。

### (3) 特定相談支援事業

地域で暮らす障がい者は、多くの課題を抱えており身近にいつでも相談の出来る体制は必要不可欠です。将来を見据えた計画的な生活設計を立て、有意義な毎日を送くるため計画相談を実施し、積極的に相談支援事業を展開します。

今年度は、相談員の担当・業務・活動時間の見直しを行い、さらに円滑に相談業務が進むよう体制を整えます。

また、課題の多い生活を支援するには当事業所のみでは支援することが難しいケースも多くあります。「きらりあ」や他の相談支援事業所・各関係機関との連携を密にし、アドバイスを受けたり、研修への参加を行い、相談支援専門員の資質の向上を図ります。

### (4) 地域生活支援事業（タイムケア）

伊那ゆいま～るを利用されている利用者とその御家庭の事業所利用時間終了後の支援をします。

「居心地の良い場所」「ほっとできる空間」を提供します。

### (5) 社会体験活動

外出や見学、調理実習やレクリエーションなどを定期的に実施し、日々の生活に変化と刺激をあたえ、有意義な活動につながるよう努めます。特に生活介護事業では社会体験外出を積極的に行い、就労では作業活動に関する見学を行います。また、「事業団生活介護事業所との交流（利用者の社会体験・交流と職員間の交流）」を行い、互いに高めあうことが出来るように働きかけます。

### (6) 余暇（スポーツ・運動・文化）活動支援及び他事業所への協力

当所の活動以外に、他の団体等が主催する活動にも積極的に参加を呼びかける等、利用者の活動の手助けとなるよう支援します。

### (7) 家族及び地域住民との連携

ア　家族や地域の支援者を行事に招いての懇談や交流会の持ち方等について検討します。

イ　4月29日に開催される地元水神町地区の「水神祭」に積極的に参加し地域住民との交流を図ります。また、災害時等で

住民の方の協力が得られるよう普段の交流も進めます。

ウ 水神町地区と防災に関する意見交換を行い、地域住民と相互共助しながら災害時に対応します。

#### (8) 実習生・ボランティアの受け入れ

養護学校生等の実習受入れが有意義な実習となるよう、学校等関係機関の協力を得てアセスメントを行う等積極的に取り組みます。また、受け入れを通して、当所利用の促進につなげていきます。

ボランティアについては、利用者の活動の幅が広くなるよう積極的に受け入れます。なお、ボランティア確保は市町村社会福祉協議会をはじめ地域住民にも働きかけを行います。

#### (9) 信州自然的暮らしの創造

##### ア 自然的シンプルな暮らし・活動

生活介護では、各活動や行事において伊那谷の自然を日々感じることのできる工夫（川辺の散歩・花など自然の物を利用した創作など）をとりいれ、天竜川や桜に囲まれている自然に恵まれた立地条件を最大限に生かします。

就労継続支援 B 型では自然に目を向け、一息つける時間を大切に考え、花見・秋の食事会・新年会などの行事をとり入れます。

##### イ エコな暮らし・活動

エコ活動は、伊那ゆいま～るのモットーでもあり、就労継続支援 B 型では自主製品（リサイクル布や古布を使用した縫製品・パレットを使用した木工品）活動、生活介護では地域の商店や企業の協力を得てリサイクル回収（牛乳パック・チラシ）を行います。

さらに、就労継続支援 B 型事業で出た廃材を活用した活動（創作活動や、焼き芋等の調理実習への利用、薪ストーブへの利用）など楽しいエコ活動も実施します。

今後も、暖房費の節約や体に優しい冷暖房の室温調節・電気水道などの節約を心がけるとともに、地球環境への配慮を考えます。

## 2 情報発信

行事や自主製品の宣伝等広く当所の活動を知っていただくために、広報紙「ゆいま～る」を年2回発行します。また、ホームページを更新し充実を図ります。

## 3 経営・人事管理

### (1) 組織体制の整備

支援体制・支援方法、事務手続き等を整備し、業務の効率化を図るとともに、利用促進に努め経営基盤の安定に努めます。

### (2) 人材の育成

事業団主催の研修や外部研修に積極的に参加し、職員資質の向上を図ります。また、支援計画の充実や福祉関連情報の共有化を図るために、事業所独自の研修を定期的に企画します。

### (3) 新規事業計画

当事業所を利用している高齢・重度利用者や在宅の重症心身障がい者がより安心して支援が受けられるよう、引き続き、ほっとワークス・みのわが計画する「ほっとワークス・みのわ2（仮称）」に全面的に協力します。

## 4 管理業務

### (1) 健康管理

健康面で配慮が必要な利用者には、利用者の特性や食事・排泄等の介護方法をまとめたマニュアルをもとに、効果的な健康管理をします。単身生活者や重度の心身障がい者や精神障がい者には、特性に応じて、毎日看護師によるカウンセリングを行い、医療ケア、メンタルケアに配慮します。また、年2回嘱託医に来所いただき健康診断を実施します。

### (2) リスクマネジメントの強化

利用者の事故防止や事故後の対応マニュアルを作成し職員に周知します。また、「ヒヤリハット」を分析し再発防止に努めます。さらに、虐待により利用者の権利や尊厳がおびやかされることがなく、安定した生活や活動参加が行えるよう、行

動規範の提示や研修を行う等、事業所を挙げて取り組みます。

### (3) 防災・安全管理

- ア 防災計画を策定し、年2回の防災訓練を行い、利用者や職員の防災意識高揚に努めます。
- イ 災害時に備え、所内の設備点検を行います。(年2回)
- ウ 伊那市と水神町地区との防災協定に基づき、相互共助に努めます。

### (4) 個人情報の保護

「事業団個人情報保護規則」に沿い、個人情報の保護、管理体制を確立します。

### (5) 権利擁護の充実

- ア 利用者の権利擁護の充実を図るために新たに虐待防止委員会を設置します。
- イ 職員の人権擁護に関する意識向上を図るために研修会を開催するとともに、他団体主催の研修、セミナー等への参加を促進します。

### (6) 苦情解決の適正な運営

第三者委員を含めた苦情解決体制を整備し、苦情に対する迅速な対応とその解決によるサービスの改善に努めます。また第三者委員の協力を得て、利用者との交流を深める取り組みを実施します。

### (7) サービス評価の実施

- ア より良いサービスを提供するために、利用者と利用者に係る支援者（家族など）との面談・懇談会・満足度調査を実施します。
- イ 「福祉サービス第三者評価」は、生活介護の評価制度が平成27年度に確定するため、平成28年度に受審します。

(8) 事業団他事業所および関係機関との連携

- ア 上伊那圏域の事業団事業所と連携し、事業の効率化を図るとともに、圏域のサービスの質の向上に努めます。
- イ 在宅福祉の充実を目指して、伊那市をはじめとした周辺市町村や「きらりあ」、圏域地域自立支援協議会、長野県セルセンター協議会、各関係機関、教育機関、病院等と情報交換などを行い、連携の強化に努めます。

## 15 ほっとワークス・みのわ事業計画書（案）

ほっとワークス・みのわは、10年目という節目の年を迎えました。上伊那圏域の在宅やグループホームに居住されている障がいの方々に作業の場を提供し、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進できるように、パン製造・販売を生産活動の中心に、地元行事や各種イベントに積極的に参加し交流が図れるよう、サービス提供を行います。また、利用者の工賃アップに向けては、近隣圏域事業団関係事業所等と連携を図りつつ、就労・生産活動の場所や作業種確保・販路拡大に努めています。

「ほっとワークス感謝祭」や、「家族自由参観日」を開催し、地域住民や保護者・家族との交流や活動内容を知っていただく機会を設け、地域に根ざした、開かれた事業所になるよう努めます。また、10周年を記念して利用者が楽しめる企画を考え、働くこと・続けることの喜びを感じる機会を設けます。

一方、第2次長期構想に基づいた、新規事業計画については、上伊那北部ブロック内で生活介護事業所開設及び、現行の就労支援継続B型事業所の移転について平成29年度開設を目指して、準備・検討を更に進めます。

また、特定相談支援事業を充実させ、利用者の思いや生活に寄り添ったサービスの提供に努めます。

### ○実施事業及び職員体制

平成27年4月1日見込

事業名	定員	現員	職員数 10人						
就労継続支援B型	20人	24人	<table border="1"><tr><td>内</td><td>支援員</td><td>7人</td></tr><tr><td>訳</td><td>その他</td><td>3人</td></tr></table>	内	支援員	7人	訳	その他	3人
内	支援員	7人							
訳	その他	3人							
特定相談支援事業	うちパート職員5人（支援員2人、その他3人）								

## 1 提供するサービスの質の向上

### (1) 日中活動の場の充実・拡大

#### ア 就労支援

自主生産作業と受託作業を行っており、工賃アップを図っています。経済状況に左右される部分はありますが、今年度の工賃目標は、月平均23,000円とします。

##### (ア) パンづくり班

冷凍生地やスクラッチによるパンの製造・販売を行っています。

衛生管理を徹底させ、品質のよい製品を安定して製造・販売することに心がけるとともに、生産量・新製品や販路・顧客の確保・拡大に努め、工賃アップや生産活動の安定化を図ります。また、年1回消費者対象に顧客満足度調査を実施し、品質の向上に努めます。

##### (イ) 室内作業班

利用者の高齢化に伴い、健康や生活面に配慮しながら、受託作業（味噌ラベル貼り・部品組み付け・箸袋入れ）の安定確保に努めるとともに、自主製品（ビーズ手芸や編み物・広告の再生品）の製造・販売等にも力を入れ、利用者全員が安定的に作業に取り組める体制を整備します。

##### (ウ) 農園芸班

約500m<sup>2</sup>の畠を近隣農家から借りて野菜等を生育し、一般販売や当所のパンの原材料・給食の食材として提供します。

合わせて、近隣企業からの受託作業（組みばね作業）や、冬季には自主製品（しめ縄飾りの製造・販売）にも取り組みます。

#### イ 送迎サービス

希望者には、辰野町から伊那市までの範囲でサービスを行います。

#### ウ 食事の提供

希望者に給食サービスを実施します。旬の食材や農園芸班で収穫した野菜を使うなど、安全でおいしい食事の提供に努めます。又、栄養士の指示の下に合併症等（糖尿病）を抱える利用者には、カロリーに配慮しながら季節感の感じられる食事を提供します。年1回利用者・職員を対象に嗜好調査を実施し、ニーズを取り入れた食事の提供に努めます。

## (2) 特定相談支援事業

相談支援事業体制を整備し継続して行います。利用者の思いや生活に寄り添ったサービスとなるよう、希望する生活や日中活動を具体的に示したサービス等利用計画を作成し、定期的な相談や関係機関との連絡調整を行います。

## (3) 新規事業計画 『ほっとワークス・みのわ2（仮）』

長野県社会福祉事業団第2次長期構想に基づき、利用者の高齢化や地城市町村の需要にこたえる必要性から、日中活動を支援する、生活介護事業と就労継続支援B型事業を併せ持つ、多機能型事業所を平成29年度南箕輪村内開設を目指して検討・準備を行います。

## (4) 自然的シンプルな暮らし・活動

季節感のあるパンを製造し近隣市町村等での出前販売やイベントへの参加を積極的に行うことで、地域に密着した活動を行います。

また、季節をより身近に感じられる活動として、畑作業で生育した新鮮野菜等を一般販売や給食・季節行事等の食材に利用したり、自然素材（地場産）を利用した自主製品や季節製品作りを行います。

## (5) エコな暮らし・活動

自然に寄り添い、環境を配慮しながら、グリーンカーテンやよしずを活用して省エネに取り組みます。

また、再生素材（広告紙など）を利用したアイデア製品作りやコンポストによる残飯等を利用した堆肥作りなど、食物循環に配慮した生産活動を行います。

## (6) 作業環境の改善

常に施設内の美化・整理整頓に心がけます。個々の障がい特性に合った環境づくりに努めます。

## (7) リスクマネジメントの強化

利用者の安心と満足度を高めるため、製造現場や送迎時の事故防止・衛生管理に努めるとともに、安全で快適な作業環境を提供できるよう努めます。

## 2 地域福祉サービス体制の整備

### (1) 利用者のニーズにあったサービスの充実

体力維持や気分転換を目的に、サンスポートの出前講座や、室内ゲームなど利用者のニーズにあわせた支援の充実に努めます。昨年まで行っていた、室内作業班利用者中心の、レクレーション（手話ダンス）軽スポーツなどのプログラムを少し発展させ、新規事業を念頭に置き、利用者のニーズにあわせた日課を定期的に取り入れ実施します。

また、10周年を記念した、利用者が楽しめて思い出に残る企画を考え、充実感や満足感を味わえる場面を設定します。《新》

### (2) 家族や地域住民との連携

ア 地域住民にパンや当所についてのアンケート（感謝祭時）を実施し、製品改良及び活動の情報提供・理解に努めます。

また、夕方のパン割引販売等を通じて、近隣住民との友好関係を増進します。

イ 9月「ほっとワークス感謝祭」を開催し、利用者や第三者委員の方々を計画段階から関わっていただき、近隣住民との交流を図ります。また、保護者や関連施設にも参加を呼びかけます。

ウ 保護者・家族が作業や日中活動の様子を自由に参観できる機会（日）を設け、情報提供・意見交換・理解が図れるよう計画します。（年1回）

### (3) ボランティア・実習生等の受け入れ

ボランティアを積極的に受け入れます。また、社会人・学生実習や養護学校生の体験実習も積極的に受け入れます。

## 3 情報発信

ホームページの活用や、「ほっとワークスだより」の発行（年2回）により、パン製品や施設行事等の情報発信・開示に努めます。

## 4 経営・人事管理

### (1) 効率的運営

定員より3～5人増の利用者を受け入れ、ランニングコスト縮減に務めます。また、経営面も考慮して今後の生活介護事業導入について検討します。

### (2) 人材の育成

事業団研修への参加や上伊那圏域事業団事業所等と協力して圏域福祉の現状等を知る機会を設け、ニーズに対応したサービス提供ができるよう、職員のレベルアップを図ります。

## 5 管理業務

### (1) 健康管理

嘱託医による定期健診・健康診断（年2回）を実施し、利用者の健康管理に努めます。

### (2) 防災・安全管理

避難訓練（年2回）・消火訓練（年2回）を実施し、防災意識を高めるとともに、避難方法等の習得に努めます。

### (3) 個人情報保護

業務に従事する中で知り得た利用者及び家族等の個人情報管理や他の事業者等への情報提供について、適正に処理できるよう、職員に手順・方法の周知徹底を図ります。

### (4) 権利擁護の充実

ア 利用者の権利擁護の充実を図るために新たに虐待防止委員会を設置します。

イ 職員の人権擁護に関する意識の向上を図るために研修会を開催するとともに、他団体主催の研修、セミナー等への参加を促進します。

(5) 苦情解決の適正運営

利用者の苦情や要望への適切な対応と問題解決を図るとともに、必要に応じて第三者委員に参加いただきサービスの質の向上に努めます。

(6) サービス評価の実施

ア 利用者への満足度調査

年1回、利用者・保護者、家族への満足度調査を行います。調査結果は、職員会議で検証し業務へ反映することにより、サービスの質の向上を図ります。

(7) 関係機関との連携

ア 円滑な当所運営ができるよう、地元箕輪町をはじめ行政機関と連絡会等を行い、連携強化を図ります。

イ 利用者支援の充実や圏域の知的障がい者福祉向上を図るため、西駒郷をはじめ上伊那圏域事業団関係事業所や近隣同形態施設、伊那養護学校、地域自立支援協議会等と連携し情報把握に努めます。

## 16 辰野町障がい者就労支援センター事業計画書（案）

辰野町から建物の貸与を受け、就労継続支援B型事業所として開設7年目を迎えます。辰野町を中心に、地域で暮らす障がい者に就労の場を提供し、利用者が働く喜びと生きがいが得られるよう一人ひとりのニーズに合わせた支援を行います。

当センターの活動を広く情報提供出来るよう、ホームページのリニューアルを図ります。合わせて、生麵製造販売の強化を図るためにインターネット上での販売について本格的に検討を行います。また、移動販売車「ぬくもり号」の稼働により、地域の皆様はもちろん、長野県一円での販売活動が県民の皆様に親しまれるよう、活発な販売を継続し、平均工賃のアップを目指します。また、一般就労を希望される方については、関係機関と密に連携しながら支援にあたります。

指定特定相談支援事業所としての機能を併せ持ち、利用者の地域生活がより豊かになるよう本人、家族等との面談を行い各関係機関との協力を得ながら計画にあたります。

運営に当たっては、辰野町との協力関係のもと、近隣市町村との連携を深め利用の促進に努めます。

### ○ 実施事業及び職員体制

平成27年4月1日見込

事業名	定員	現員	職員数 9人		
就労継続支援B型	20人	24人	内 訳	管理者（兼務）	1人
				サービス管理責任者	1人
				支援員	6人
				事務員（兼務）	1人
特定相談支援事業			内 訳	相談支援専門員（兼務）	3人
				相談支援員（兼務）	1人

## 1 提供するサービスの質の向上

### (1) 利用者支援の充実

- ア 自主生産作業では、うどん・ラーメンの製造を行い、移動販売車「ぬくもり号」の販売を行い、月平均工賃25,000円を目指します。また、インターネットによる生麺の注文販売の導入について本格的に検討していきます。なお、提供にあたっては、コンプライアンス、衛生管理、接客、調理技術の習得が出来るよう配慮し支援にあたります。
- イ 受託作業では塗装部品や紙器加工等の作業を近隣企業から受注し作業を提供します。また、辰野町及び町社会福祉協議会から清掃の委託業務を受注する等変化のある活動を提供し、働く喜びを体験し、就労習慣の確立を目指せるよう支援します。
- ウ 利用者個々の実情をアセスメントにより十分把握し、個々に持つ障がい特性の理解を深めながら個別支援計画を作成して支援します。また、施設内での活動をより充実していくために希望を募り、施設外見学（受託先見学、他施設事業所見学等）を行い見聞が広がるようにしていきます。その中で特に一般就労を希望する利用者には、圏域の障がい者就業支援ワーカー等と連携して次へのステップに踏み出せるよう支援に努めます。
- エ 指定特定相談支援事業所として地域で暮らす障がい者が計画的にサービスを受けることが出来るよう関係機関と協力して事業を進めます。

### (2) 作業環境の調整

利用者が安全で快適な日中活動が行えるよう、施設内の美化に努めます。また、作業内容によって地域福祉センターを利用する等環境調整に努めます。また、手狭な作業環境のため将来的に移転する可能性についても引き続き検討を行います。

### (3) 家族等との連携の強化

家族や地域での支援者との相互交流や相互理解を深めるため、年1回意見交換会（3月）を行い情報交換することで、活動や支援に反映させていきます。

(4) 信州自然的な暮らしの創造計画

ア 自然的シンプルな暮らし・活動

“ほたると清流の町”を意識し、ぬくもり溢れる支援を心がけます。当所に集う障がい者同志の相互理解はもとより、地域社会の中で、ノーマライゼーションの理念が当事業所の活動をとおして浸透していくようにしていきます。

イ エコな暮らし・活動

敷地内で栽培したミニ菜園で栽培と収穫の喜びを味わいながら、移動販売車「ぬくもり号」での販売時（夏季）において、収穫した野菜を使用しお客様におもてなしをしていきます。また、長野県一円を販売することで広報活動の一環を担い、障がい者の社会参加の増進に寄与できる活動としていきます。

## 2 地域福祉サービス体制の整備

(1) 交流事業の実施

当所が辰野町地域活動支援センターと協働して、利用者及び地域で暮らす障がい者と地域住民との相互理解が深められるよう事業に協力します。

(2) 余暇（スポーツ・運動・文化）活動支援への協力

障がい者スポーツ大会への参加や圏域障がい者総合支援センター等他の団体が主催する活動に積極的に参加を呼びかけ、利用者の活動の手助けとなるよう支援します。

(3) ボランティア・実習生等の受け入れ

実習受け入れは充分なアセスメントを行い積極的に取り組み利用促進につなげます。

ボランティアについても、利用者の活動の幅が広くなるよう就労支援事業に支障のない範囲で積極的に受け入れます。また、ボランティア確保に向けては、辰野町社会福祉協議会や町ボランティアセンター等に協力いただけるよう働きかけを行います。

#### (4) 各関係機関との連携

辰野町を始め関係各自治体や自立支援協議会、圏域障がい者総合支援センター、養護学校等との連携を図り、地域福祉の増進に努めます。特に、事業団上伊那北部ブロックの各事業所とは定期的に情報交換を行い、支援の技術向上を図るとともに利用者へも必要な情報提供を行います。

### 3 情報発信

辰野町地域活動支援センターと合同により、施設広報紙「ぬくもりだより」を年2回発行し、利用者、家族、関係各機関、近隣企業等へ情報発信します。また、ホームページを活用し、施設情報の公開、発信に努めます。

なお、ホームページは就労支援センター単独での設置を検討します。

### 4 経営・人事管理

#### (1) 経営基盤の確保

町等と協力して広報活動を行い、利用促進に努め経営基盤の安定を目指します。

#### (2) 運営の効率化

辰野町地域活動支援センターと連携し、職員の相互協力による経営の効率化、支援の充実を図ります。

#### (3) 人材の育成

事業団研修や他の研修等への参加だけでなく辰野町地域活動支援センターと共同で研修を行い、必要に応じた研修を実施することで職員のスキルアップを目指します。

### 5 管理業務

#### (1) 健康管理

町立辰野病院医師による年2回の健康診断や、家族、ホーム世話人等及び町保健師との連絡体制を整え、利用者の健康管理に努めます。

(2) リスクマネジメントの強化

利用者の事故を未然に防止するために日々職員の危機管理意識を喚起し、適切な処置が取れるように努めます。

食品加工、飲食店営業事業所として、衛生管理マニュアルを徹底し、食品の取扱いには充分注意を払い、リスクの軽減に努めます。

(3) 防災・安全管理

防災訓練・避難訓練を年2回実施し、利用者及び職員の防災意識を高めます。また、施設内の防災設備や危険箇所の点検を定期的に実施し、安全管理に努めます。

(4) 個人情報保護

事業団個人情報保護規則に則って、個人情報の保護に努めます。併せてコンプライアンスの徹底にも努めます。

(5) 権利擁護の充実

(ア) 利用者の権利擁護の充実を図るために新たに虐待防止委員会を設置します。

(イ) 職員の人権擁護に関する意識の向上を図るために研修会を開催するとともに、他団体主催の研修、セミナー等への参加を促進します。

(6) 苦情解決体制の整備

第三者委員から適切なアドバイスをいただき、苦情について適正かつ迅速な解決を図りサービスの向上に努めます。

第三者委員とは施設行事をとおして交流を図ることで利用者にとって身近に感じてもらえるようにします。

(7) 満足度調査の実施

利用者及び家族への満足度調査を実施し、サービスの向上を図ります。また、その結果について利用者及び家族だけでなく関係者の皆さんに広報紙等でお知らせします。

(8) 関係機関との連携

各種関係機関と連携し、円滑な施設運営に努めます。特に辰野町とは定期的に連絡会を設定し（年2回）現状の説明を行うことで支援の充実や適正な運営に役立てます。

## 17 辰野町地域活動支援センター事業計画書（案）

辰野町から指定管理を受けて今年度で8年目（Ⅱ期目）をむかえます。昨年度に引き続き、ボランティア交流の充実、地域イベントの参加等、地域社会との交流に力を入れていきます。特に地域住民と障がい者との交流が出来るような事業について、関係機関の協力を得ながら模索していきます。また、事業団上伊那ブロックの事業所と利用者交流会をとおして活動の幅を広げていきます。

日々の活動では、多様化した利用者のそれぞれの個性や趣味嗜好、希望などを考慮し、人と人とのつながりを大切に、安心して利用できる憩いの場となるよう支援します。

特に生活に課題を抱える利用者には、町をはじめ各関係機関と連携し、支援体制の構築を図り、上伊那圏域北部事業所としての役割が果たせるよう事業を推進します。

また、併設された辰野町障がい者就労支援センターと、密接な連携をとり互いに協力し合いながらそれぞれの機能・特徴を生じて、町の障がい者福祉に寄与します。

### ○ 実施事業及び職員体制

平成27年4月1日見込

事業名	定員	現員（登録）	職員数 6人		
地域活動支援センター	20人	17人	内 訳	管理者（兼務）	1人
				主任（兼務）	1人
				支援員	3人
				主事（兼務） (パート)	1人

## 1 提供するサービスの質の向上

### (1) 利用者支援の充実

ニーズや課題が多様化した利用者それぞれの個性や嗜好・希望などに配慮した個別支援計画を作成し、作業的な活動と余暇的活動を大きな柱として日中支援を行います。

- ア 作業的な活動では、ぼかし作り、ウエス作り、受託作業、裁縫、畑作業などをとおして、働くことの喜びや尊さを感じることともに就労への意識を高められるよう支援します。
- イ 余暇的活動では、陶芸・絵画・手芸などの創作活動とダンスや軽スポーツ、散歩などの運動、りんごオーナーへの応募、調理実習、ドライブ、春・秋の遠足等を通して、日々のアクセントとなるよう支援を行います。また、外部講師等を積極的に活用し、手話ダンス、おはなし会、陶芸教室などを実施します。
- ウ 利用者及び家族等からの要請や情報を得て、日常生活に必要な生活・社会適応訓練等ニーズに応じた支援をします。
- エ 創作活動で制作したカレンダーの地域関係事業所への配布や、散歩コースのゴミ拾い等、地域での活動の場を広げていきます。特に創作活動は積極的に取り入れ、作品展示場所として町役場や世代間交流センター、地域福祉センター等の特設コーナー、関係機関のイベント等を活用してアピールしていきます。

### (2) 作業環境の改善

利用者が安全で快適な日中活動が行えるよう、施設内の美化に努めます。また、辰野町障がい者就労支援センターと共同で使用している施設環境により活動が制限されるため、活動内容によって地域福祉センターや町内施設を利用する等施設外活動を取り入れ、円滑な活動となるよう配慮します。

### (3) 家族及び地域住民との連携

- ア 保護者・家族、地域での支援者との相互交流や相互理解を深めるため、年1回意見交換会（3月）を行い、情報交換することで活動や支援に反映させていきます。
- イ 「ふれあい広場」など行事等への参加をとおして、地域住民との交流を深めます。

#### (4) 関係事業所との連携

辰野町障がい者就労支援センターをはじめ事業団関係事業所との連携を強化し、幅広い日中活動の場を提供します。特に、事業団上伊那ブロックの事業所と交流の場を設け、情報交換や利用者交流会を通して連携していきます。

#### (5) 信州自然的な暮らしの創造計画

##### ア 自然的シンプルな暮らし・活動

“ほたると清流の町”の自然を感じて活動できるよう、野菜作り等の野外活動をとおして、人と人との触れ合いを大切に出来る時間を設けます。野外活動として、リンゴオーナーに応募し収穫等の農業体験を行います。また、散歩や散策ドライブを行い地域の自然・四季を感じられるようにします。

忘れかけた古き良き時代を感じてもらうため、地元の伝統行事や習慣に触れられる機会（地域行事への参加）を設けるとともに、地元の伝統食を調理体験出来る活動を行います。

##### イ エコな暮らし・活動

自分達の住む町をきれいにする活動として、普段の活動で散歩しているコースのゴミ拾いを行うことで、エコロジーに対する意識を持つてもらうとともに、住んでいる町への愛着を高められるようにします。

## 2 地域福祉サービス体制の整備

#### (1) 交流事業の検討（新）「地域ふれあい企画」

当所と辰野町障がい者就労支援センターが協働で、利用者及び地域で暮らす障がい者と地域住民との相互理解が深まるような事業内容を関係機関と検討します。

#### (2) 余暇（スポーツ・運動・文化）活動支援への協力

当所の活動だけでなく、圏域障がい者総合支援センターや他団体等が主催する活動にも積極的に参加を呼び掛ける等、利用者の活動の手助けとなるよう支援します。また、日頃から健康への意識の向上や健康維持のため、センター内だけでなく、地域の公園や体育館、施設等を借用し、スポーツ・運動活動を行います。

### (3) ボランティア・サークルの受入れ

利用者の活動の幅が広くなるよう辰野町社会福祉協議会やボランティアセンターの協力を得ながら積極的に受け入れます。また、信州豊南短期大学、辰野高校等を含めた地域住民に対し、積極的にボランティアの参加協力を呼び掛けていきます。

### (4) 各関係機関との連携

辰野町を始め関係各自自体や自立支援協議会、圏域障がい者総合支援センター、養護学校等との連携を図り、地域福祉の増進に努めます。特に、事業団上伊那ブロックの各事業所とは定期的に情報交換を行い、支援の技術向上を図るとともに利用者への必要な情報提供を行います。

### (5) 個別支援の充実

年々障がいが多様化している個々の利用者に、適切な活動や支援を提供するために、本人や家族との面談等をとおして生活課題等の掘り起こしを図ります。

## 3 情報発信

辰野町障がい者就労支援センターと合同により、施設広報紙「ぬくもりだより」を年2回発行し、利用者、家族、関係各機関、近隣企業等へ情報発信します。また、ホームページを活用し、施設情報の公開、発信に努めます。イベント等では報道機関に取材を依頼し、地域新聞等でセンターをより多くの方に知っていただけるよう広報に努めます。

## 4 経営・人事管理

### (1) 効率的な運営

指定管理者としての自覚を持ち、指定管理料の有効活用を図り効率的な運営に努めます。

(2) 利用促進

辰野町、圏域障がい者総合支援センター等と協力して在宅障がい者の利用促進に努めます。

(3) 人材の育成

事業団研修や他の研修等への参加だけでなく辰野町障がい者就労支援センターと共同で研修を行い、必要に応じた研修を行うことで職員のスキルアップを目指します。

## 5 管理業務

(1) 健康管理

利用者の生活面を支える家族・ホーム世話人等との連携を密にし、町保健師との連絡体制を整えて健康管理に努めます。また、町立辰野病院医師による健康診断（年2回）を行います。

(2) リスクマネジメントの強化

利用者の事故を未然に防止するために日々職員の危機管理意識を喚起し、適切な処置が取れるように努めます。

(3) 防災・安全管理

防災訓練・避難訓練を年2回実施し、利用者及び職員の防災意識を高めます。また施設内の防災設備や危険箇所の点検を定期的に実施し、安全管理に努めます。

(4) 個人情報保護

「事業団個人情報保護規則」に則って、個人情報の保護に努めます。併せてコンプライアンスの徹底にも努めます。

(5) 権利擁護の充実

- ア 利用者の権利擁護の充実を図るために新たに虐待防止委員会を設置します。
- イ 職員の人権擁護に関する意識の向上を図るために研修会を開催するとともに、他団体主催の研修、セミナー等への参加を促進します。

(6) 苦情解決体制の整備

第三者委員から適切なアドバイスをいただき、苦情について適正かつ迅速な解決を図りサービスの向上に努めます。

第三者委員とは施設行事をとおして交流を図ることで利用者にとって身近に感じてもらえるようにします。

(7) 満足度調査の実施

利用者及び家族への満足度調査を実施し、サービスの向上を図ります。また、その結果を利用者及び家族だけでなく関係者の皆さんに広報紙等でお知らせします。

(8) 関係機関との連携

各種関係機関と連携し、円滑な施設運営に努めます。特に辰野町とは定期的（年2回）に連絡会を設定し、現状の説明を行うことで支援の充実や適正な運営に役立てます。

## 18 西駒郷事業計画書(案)

本年度は、当事業団が指定管理者として長野県西駒郷(以下「西駒郷」という。)の管理運営を始めて、11年目の年度となります。

西駒郷は、長年に亘って培ってきたノウハウと利用者及び保護者・家族との間で築いてきた信頼関係を基盤に、より質の高いサービスの提供に努めるとともに利用者ニーズの実現に努めます。

加えて、県をはじめ西駒郷保護者会・各種関係機関・諸団体等と連携を保ち、内外から高い評価と信頼を得られるような事業運営に努めます。

とりわけ、重点事業の一つである地域生活移行は、利用者の願いに寄り添いつつ、保護者・家族の理解と協力を得ながら進めます。

また、平成24年度をもって西駒郷基本構想の構想期間(10年間)が終了したことに鑑み、今後の西駒郷のあり方について一定の方向性を示すために、県障がい者支援課の理解と協力を得て様々な角度から検討していきます。

### ○実施事業及び職員体制【駒ヶ根支援事業部】

平成27年4月1日見込 (単位:人)

区分	居住系サービス			日中系サービス			職員総数 173
	事業名	定員	現員	事業名	定員	現員	
障害者支援施設	施設入所支援	110	90	生活介護	140	119	内 支援員 153 訳 その他 20
	短期入所(空床型)	—	—	自立訓練(生活訓練)	10	3	
障害福祉サービス事業所	—	—	—	就労継続支援A型	20	10	
特定・一般相談支援事業所	—	—	—	—	—	—	

## ○実施事業及び職員体制【宮田支援事業部】

平成27年4月1日見込 (単位:人)

区分	居住系サービス			日中系サービス			
	事業名	定員	現員	事業名	定員	現員	
障害者支援施設	施設入所支援	30	14	生活介護	25	22	
	短期入所(空床型)	—	—				
多機能型事業所	—	—	—	就労継続支援B型	54	55	
				就労移行支援	6	4	
特定・一般相談支援事業所	—	—	—	—	—	—	

**I 管理部**

駒ヶ根支援事業部及び宮田支援事業部との連絡調整を緊密に行い、安定した施設運営と利用者サービスの向上に努めます。

**1 経営・人事管理**

## (1) 効率的運営

実施事業の進捗管理を厳正に行うとともに職員へのコスト意識の浸透を図り、効率的な施設運営を行います。

なお、地域生活移行等により入所利用者が減少したことに伴い、老朽化した居住施設「あすなろ棟」を年度当初から利用停止にします。

## (2) 組織運営

利用者ニーズと実施事業の整合を取りつつ、柔軟性のある組織体制を構築します。

具体的には、駒ヶ根支援事業部が運営する障害者支援施設の入所定員を20人減員し、110人にします。

また、宮田支援事業部「わーく宮田」で就労移行支援事業を再開するため、「わーく宮田」を障害福祉サービス事業所から多機能型事業所に変更します。

### (3) 人材育成

実施事業の円滑な運営と組織力の強化を目指し、職員の育成に努めます。

ア 事業所研修を更に充実させるとともに自主研修を奨励し、総合的な人間力の向上に取り組みます。

イ 新任職員を対象にOJTを実施し、職業倫理の徹底と支援力の向上に取り組みます。

ウ 相談支援従事者研修やサービス管理責任者研修等へ積極的に参加して、専門性の向上に取り組みます。

### (4) 新規事業立ち上げへの取組み

平成29年度からの宿泊型自立訓練事業の開始に先立ち、所内関係部署や外部関係機関と緊密に連携を取り、具体的な検討を始めます。

## 2 管理業務

### (1) 健康管理

ア 定期健康診断をはじめ生活習慣病・歯科・婦人科・胃等の各種検診を実施し、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、医療機関の協力を得て健康の維持・管理を徹底します。

イ 精神障がい・身体障がい・発達障がい・生活習慣病等を併せ持つ利用者には、専門医療機関と緊密に連携し適切に対応します。

ウ 理学療法士による身体機能評価に基づき、利用者個々人の実態に即したハビリテーションや運動療法を行い、身体機能の保持・増進を行います。

エ 健康の維持・管理に係る知識の習得や技術の向上を目指し、職員研修会を実施します。

### (2) 食事提供

給食業務受託業者を交えた給食委員会を定期的に開催するとともに嗜好調査を実施し、利用者ニーズを的確に把握します。

また、利用者個々人の健康状態や障がい特性に配慮しつつ、家庭的で季節感に富んだ食事を提供します。

### (3) 施設整備

老朽化した施設設備を隨時改修し、安全・安心で快適な生活環境をつくります。

また、施設内の豊かな自然環境を大切に守ります。

#### (4) リスクマネジメントの強化

リスクマネジメント委員会を隔月開催し、事故・インシデント報告を検証するとともに事故防止策を立て、各部署に徹底します。

なお、必要に応じて各種業務マニュアルの見直しや整備を行います。

#### (5) 防災安全対策

火災や地震等の非常事態に備え防災訓練を実施するとともに、危険箇所の点検・整備を行います。

ア 西駒郷全体では、総合防災訓練を年1回実施します。

イ 各部署では、火災防災訓練・地震防災訓練等を年3回以上実施します。

ウ 消防署の定期査察での指摘事項には迅速に対応し、防災管理を徹底します。

#### (6) 個人情報の保護

当事業団の個人情報保護規則や西駒郷プライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）に則り、利用者の個人情報の保護・管理を徹底します。

#### (7) 権利擁護の充実

ア 利用者の権利擁護の充実を図るために、新たに虐待防止委員会を設置します。

イ 職員の人権擁護に関する意識の向上をはかるために研修会を開催するとともに、他団体主催の研修、セミナー等への参加を促進します。

#### (8) 苦情解決の適正運営

「ご意見箱」等に寄せられた苦情には迅速かつ真摯に対応するとともに、必要に応じて第三者委員を招聘して苦情解決委員会を開催し、適正に解決します。

また、寄せられた苦情は「西駒郷だより」で公表します。

なお、第三者委員には、事業所内の状況把握のために定期的に訪問していただきます。

#### (9) 顧客満足度調査の実施

利用者及び保護者・家族を対象にした顧客満足度調査を実施し、利用者サービスの向上に繋げます。

なお、調査結果は「西駒郷だより」と「西駒郷ホームページ」で公表します。

(10) 福祉サービス第三者評価の受審

本年度は、駒ヶ根支援事業部（障害者支援施設・障害福祉サービス事業所「わーく西駒」）が福祉サービス第三者評価を受審します。

なお、評価結果は独立行政法人福祉医療機構のホームページ（WAM NET）で公表します。

(11) 関係機関との連携

ア 市町村・地域自立支援協議会・障がい者総合支援センター・県知的障がい福祉協会等と連携し、障がい福祉サービスの向上に努めます。

イ 「下平区・西駒郷・こころの医療センター駒ヶ根連絡協議会」及び「宮田村大久保区及び自衛消防団との懇談会」をそれぞれ年1回開催し、地域住民との相互理解を深めます。

ウ 西駒郷保護者会や西駒郷協力会の協力を得て、円滑な事業運営を行います。

### 3 情報発信

「西駒郷だより」や「西駒郷ホームページ」等により、利用者の暮らしや施設運営の状況を内外に発信します。

また、視察や見学を積極的に受け入れ、西駒郷や障がい者への理解を深めていただきます。

### 4 地域生活移行の支援

(1) 自活訓練の充実

「アカシアホーム」及び「すみれホーム」での自活訓練や自活体験を促進するとともに、地域生活に向けての課題解決の方策を探ります。

とりわけ、支援度の高い方や社会生活上課題のある方の支援内容の見直しを適宜行います。

(2) グループホーム見学会及びアフターケアの実施

利用者、保護者・家族及び職員を対象にしたグループホーム見学会を計画的に実施し、地域生活移行への理解を進めます。

また、定期的にアフターケアを行い、地域生活移行した方やその支援者の“良きアドバイザー”としての役割を果たします。

(3) 関係機関・団体との連携

各圏域の地域自立支援協議会や関係団体等が主催する会議や研修会に参加して、情報交換や情報収集を意欲的に行います。

#### (4) 成年後見制度の利用

成年後見制度の利用が相応しい方には、その利用を推奨していきます。

### 5 地域福祉サービス体制の整備

#### (1) 施設利用希望者の受け入れ

市町村・地域自立支援協議会・障がい者総合支援センター・養護学校等と連携し地域ニーズの把握に努めるとともに、施設利用希望には柔軟に対応します。

とりわけ、上伊那圏域地域自立支援協議会や上伊那圏域障がい者総合支援センターとは日頃から情報交換を行い、協働して地域福祉サービスの向上に取り組みます。

#### (2) 保護者・家族及び地域住民との連携

西駒郷保護者会が実施する事業に参加・協力し、相互理解と相互信頼を深めます。

また、地域行事等に積極的に参加・協力するとともに、「にしこま祭」等の所内行事への参加を広く呼びかけ、地域との交流を深めます。

#### (3) ボランティア、実習生等の受け入れ

ア 日頃から繋がりのあるボランティアとの絆をより強めるとともに、新規ボランティアの開拓を行います。

イ 学生実習や体験学習を受け入れるとともに、養成校等との意見交換や実習指導担当職員の研修を通して、指導技術の向上を目指します。

#### (4) 「コスマス会」への支援

「コスマス会」（西駒郷を退所して地域で暮らす方の集まり）の事務局として、その活動を支援します。

### 6 セーフティーネット的機能の発揮

#### (1) 施設入所支援

“支援度が高い”“社会生活上課題が多い”等の理由で、当該圏域内では適切なサービスが受けられない方には、関係市町村や関係機関を交えて十分なケアマネジメントを行い、施設入所支援に繋げます。

### (2) 再入所者への支援

西駒郷から地域生活移行した方が様々な事情で地域生活が継続できなくなった場合には、関係者を交えて十分なケアマネジメントを行い、施設入所支援に繋げます。

なお、再び地域生活を希望する方には、関係市町村や関係機関と連携し、その実現に向けて支援します。

### (3) 短期入所

地域で暮らす障がい者の多様なニーズに即応できる態勢整備を図り、地域で安心して暮らせるように支援します。

## II 駒ヶ根支援事業部

当部の利用者は、障がい程度・障がい特性、年齢等が千差万別であることから、支援体制の複雑化や集団での支援の困難性などが顕在しています。

利用者支援にあたっては、人権尊重と権利擁護に基づく利用者本位のサービス提供を基本として、個々人のストレングスに着目して支援します。

また、地域社会の一員としての“信州自然的暮らしのイメージや楽しみ”を体現できるように、上伊那の自然や地域文化と触れ合う機会を積極的に設けるとともに、地域社会との繋がりがより深まりかつ社会に貢献できる活動を取り入れていきます。

地域生活移行は年々困難性が高まる傾向にあるため、地域生活移行希望者にとって障壁となっている諸課題の解決に取り組みます。

併せて、多様化する利用者ニーズに的確に応えていくために、課内及び課間異動による利用者の編成替えや個別日課の見直しを柔軟に進めます。

### 1 施設入所支援

#### (1) ひまわり支援課

当課の利用者は、身体的介護度の高い方が多いため、身辺処理、健康管理及び安全面に十分に配慮して支援します。

とりわけ、居室が個室化されたメリットを活かして、快適でゆったりとした生活を満喫していただきます。

また、虚弱者や高齢化した利用者の心身状態の把握と行動観察を徹底し、疾病や怪我等の予防と早期発見に努めます。

加えて、ボランティアの積極的な受け入れにより人的交流を深めるとともに、地域住民の障がい者理解の向上を図ります。

##### ア 日常生活活動への援助

食事・排泄・整容・入浴等の身辺処理能力の維持・向上を目指すとともに、心身の健康維持と安全性に重点を置き支援します。

#### イ 生活の充実

余暇活動・社会体験・行事等の場面で自分自身の可能性に挑戦するように支援するとともに、ゆったりとした暮らしづくりに努めます。

##### (ア) 自然的シンプルな暮らし

四季折々の行事（お花見・暑気払い・クリスマス会等）に加えて、日々の生活に環境整備や畠作業を取り入れ、自然に接する機会を数多く提供します。

##### (イ) エコな暮らし

電気や水道等を節約するとともに、夏場にはよしずや緑のカーテンを効果的に利用し、エネルギーの消費節減に努めます。

#### (2) さくら支援課

当課の利用者は、あすなろ棟の利用停止に伴う利用者の受け入れにより、更に障がいの程度・障がいの種類・年齢等が幅広くなったことから、これまで以上に広い視野に立ったサービス提供が求められています。そのために、個々人の障がい特性に応じたグループ編成をして、効率的・効果的なサービス提供をする体制をとっています。

また、利用者の暮らしがより豊かになるように、個々人が持っている力を十分に発揮できる場面を増やすことに努め、安全・安心な生活環境の整備をするとともに、課内のグループ編成及び支援体制の再検討を行います。

##### ア 日常生活活動への援助

個々人の能力や特性を見極めた上で、将来の希望する生活ニーズに沿った支援に努めるとともに、各小寮（ユニット）ごとの共同生活実態に配慮して支援します。

##### イ 生活の充実

季節に応じた行事や社会体験外出・日帰り旅行・一泊旅行等をグループ及び個人単位で実施し、変化と潤いのある暮らしをつくります。

また、ボランティアの方々と交流する機会を通して、人と人との触れ合うことの楽しさや喜びを感じていただきます。

##### (ア) 自然的シンプルな暮らし

お花見・暑気払い・クリスマス会等の季節感を取り入れた行事、旅行、食事会を実施するとともに、棟周辺の環境整備を定期的に実施し、自然を愛し大切にする心を育みます。

また、自治会活動の一環としての映画鑑賞会やクラブ活動（さくら座・マレットゴルフ）を実施し、利用者が主体的につくる暮らしの楽しさを実感していただきます。

(イ) エコな暮らし

電気や水道等を節約するとともに、緑のカーテン等を利用したエコな暮らしに取り組みます。  
また、消耗品等の効果的・経済的な使用方法についても検討します。

## 2 日中活動支援「駒ヶ根日中支援課」

当課は、9グループ（なごみ・ぱれっと・くらふと・はあと1・はあと2・すまいる1・すまいる2・すまいる3・すてっぷ）の編成により、生活介護事業及び自立訓練（生活訓練）事業を実施します。

サービス提供にあたっては、利用者個々人のアセスメントを的確に行い、障がい特性やストレングスに着目して支援します。

また、地域社会の一員としての“信州自然的暮らしのイメージや楽しみ”を体現するために、上伊那の自然・風土・伝統等を考慮した活動を取り入れ、自然を大切にする心を育みながらエコ活動を実践します。

### (1) 生活介護事業

#### ア 日常生活活動への援助

食事・排泄・入浴等の介護サービスは、施設入所支援事業を実施している各課と緊密に連携して提供します。  
なお、通所利用者の希望に応じて、入浴サービスを提供します。

#### イ リラクゼーション的活動

音楽（合唱・合奏等）・美術（絵画・貼り絵等）活動や軽運動を日課に取り入れ、気分転換や情緒安定を図ります。

#### ウ 社会体験活動

買い物体験や季節の行事・公共施設の利用・各種スポーツ大会等を通して地域交流を行いつつ、生きがいづくりや自立意欲の向上を目指して支援します。

#### エ 生産活動

利用者ニーズに応じた生産活動として、導線切り・つまもの等の軽作業を提供し、日々の活動を通して社会参加を進めます。

また、既存の活動環境や活動内容に十分に適応できない利用者には、個々人の得意分野や適性等を見極めた上で、本人に相応しい活動を提供します。

#### オ 健康管理

看護師を中心に利用者的心身の健康の維持管理に努めます。特に、加齢化に伴う心身機能の低下を注視し、必要な支援を早期に行えるよう関係者と緊密に連携します。

## カ 自然的シンプルな活動

上伊那の風土や季節を体感できる活動の一環として、花壇等の環境整備や畑作業を積極的に行います。また、暑気払いや収穫祭等の季節に応じた行事を実施します。

## キ エコな活動

牛乳パックを再利用したはがき・保冷剤や古新聞を利用した袋等のリサイクル製品の製作に加え、夏場の緑のカーテン・打ち水等の省エネ活動を行います。

## (2) 自立訓練（生活訓練）事業

地域生活移行を目指す利用者が、地域生活する上で必要なスキルを獲得できるように支援するとともに、地域生活に不安等を抱いている方には、グループホームの見学や社会資源の活用を通して自信を持っていただきます。

また、地域生活の充実や安定に繋がる余暇活動（趣味・好み・心地よい時間の過ごし方等）の発見と定着に取り組みます。

## ア 生活支援

地域生活する上で必要な生活習慣やマナーを具体的にイメージできるように、社会資源を積極的に活用して支援します。

また、自分の得意分野を活かせる趣味の発見と定着を図ります。

## イ 社会体験活動

買い物体験、地域行事への参加及び公共施設の利用を通して地域社会に触れる機会を多く持ち、コミュニケーション能力の向上や社会生活上のルールやマナーの習得を目指します。

## ウ 生産活動

生産活動や創作活動を通して物を作る楽しさや喜びを体感するとともに、働くことへの意欲の向上を図ります。

また、施設内外での清掃や販売活動等の社会・経済活動に参加してやりがいや達成感を得るとともに、社会の一員としての自覚を促します。

## エ 相談・助言

日常生活等に関する相談や助言を適宜行い、情緒安定や自立意識の向上を図るとともに、地域生活移行へのモチベーションを高めます。

## オ 自然的シンプルな活動

施設内外での清掃活動や環境整備を通して四季折々の季節感を味わうとともに、地域行事への参加・交流を通して地域文化に触れ合うことで、地域で生活することへのイメージアップを図ります。

## カ エコな活動

地域生活していく上でも役立つように、落ち葉の堆肥を利用した野菜栽培や花壇づくりを体験します。

### 3 障害福祉サービス事業所「わーく西駒」（就労継続支援A型事業）

当事業所は、就労継続支援A型事業を開始してから5年目を迎えました。

「信州まめ匠」のどら焼き及び豆腐の製造販売は、品質安定と販路確保の面では一定の目標に達することができましたが、収支面では適正化が十分に図られているとは言えない状況です。

そこで、本年度は“収支の適正化”を最重要課題と位置付け、新製品の開発とその販路拡大に重点を置き運営します。

「西駒会館」では、研修生等の宿泊受入れを積極的に行うとともに、食堂及び売店部門の利用客増大を図る企画を打ち出します。

#### （1）生産活動

##### ア 食品の製造販売（「信州まめ匠」）

豆腐・どら焼きの品質向上を図るとともに、豆乳やおからを使用した新製品の開発と販売を行います。

また、主に中山間地への移動販売車による販売活動に利用者も参加しながら、精力的に地域を巡回して顧客の拡大を図るとともに地域貢献にも努めます。

##### イ サービス業務（「西駒会館」）

利用客の増大を目指して食事提供や売店販売の充実を図るとともに、季節に応じたイベントを適宜開催します。

また、宿泊客を安定的に確保するために、ハード・ソフト両面に亘るサービス態勢の充実に努めます。

##### ウ 自然的シンプルな活動

豆腐・どら焼きについては、地産地消（地元産大豆を使用）を基本に、自然派志向かつ質の高い製品作りを売りに製造販売を行います。

加えて、豆乳や副産物のおからを原材料とした焼き菓子製造を新たな収入源とともに、外部企業等に情報発信し有効利用の方法を模索していきます。

また、駒ヶ根市が特産化を目指している「胡麻」の瓶詰め作業を継続します。

##### エ エコな活動

作業効率の向上を常に意識しつつ、消耗品・電気・ガス・水道等の節約に努めます。

#### （2）一般就労に向けた支援

就労継続支援A型事業での体験や知識を活かし、一般就労へのステップアップを目指します。そのために西駒郷協力会等の関係団体と緊密に連携していきます。

また、企業情報の収集に努めるとともに圏域の就労支援ワーカーと連携し、利用者の意向に沿って求職活動を行います。

#### 4 相談支援事業「駒ヶ根相談室」

相談支援専門員が自己のアセスメント力を高め、的確にニーズを把握できる力を磨くことで、利用者に分かりやすい「サービス等利用計画」を作成します。

また、上伊那圏域で暮らす障がい者の地域生活が充実したものとなるように、必要な地域資源の把握を行うとともに、資源やサービスの拡充に向けて、自立支援協議会や他事業所と緊密に連携していきます。

##### (1) 特定相談支援事業

###### ア サービス利用支援

利用者が希望する生活が目標達成時期に実現されるように、より具体的な手段や解決方法を記した質の高い「サービス等利用計画」を作成します。

###### イ 継続サービス利用支援（モニタリング）

サービスの提供状況を定期的・継続的に検証しつつ、ニードの充足感を確認するとともに新たなニーズを把握していきます。

##### (2) 一般相談支援事業

###### ア 地域移行支援

グループホーム等での暮らしを希望する利用者が安心して地域生活を始められるように、適切な時期に「地域移行支援計画」を作成し集中的に支援します。

###### イ 地域定着支援

単身等で地域生活を継続しようとする利用者の「地域定着台帳」を必要に応じて作成します。

また、個々人のニーズに対して「クライシスプラン」を作成して、自立的生活を目指して支援します。

### III 宮田支援事業部

当部は、施設入所支援・生活介護・就労支援及び相談支援事業を柱に、利用者一人ひとりが働く喜びや尊さを実感しつつ、日々活気のある充実した生活を送れるように支援します。

#### 1 まつば支援課

当課は、働くことを通して生活の充実を図りつつ、規則正しい生活習慣の確立や社会性の向上に重点を置き支援します。

また、日中活動で得た収入で生活をエンジョイするとともに、地域社会との交流を図りながら社会生活する上でのマナーの習得やスキルアップを目指します。

生活介護サービスを提供する「えこ宮田」では、大自然を満喫しながらゆったりとした流れの中で農作業や室内作業を行うとともに、生きがいを実感できる活動や社会体験活動を取り入れて支援します。

なお、施設入所支援の夜間支援を夜間専門職員による断続的勤務体制から、正規職員及び臨時的任用職員による夜勤体制に変更し、多様化する利用者ニーズに的確に対応していきます。

#### (1) 施設入所支援

##### ア 日常生活活動への援助

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、ADLの向上を目指して支援します。

##### イ 社会体験活動

実社会と触れ合う機会（外出・旅行・イベント参加・ボランティア活動等）を通して、社会性や自立意識の向上を図ります。

##### ウ 健康管理

看護師を中心に利用者の健康管理や心身の安定・保持に努めるとともに、衛生面・生活習慣病に対する意識の向上を図ります。

##### エ 地域生活に向けたスキルの習得

感謝する気持ちの大切さを涵養するとともに、社会性の向上や円滑な対人関係の構築を目指して支援します。

また、ソーシャルスキルズトレーニング（SST）的な手法も活用して自己対処能力を高め、社会人としての自覚と自己肯定感を育みます。

##### オ 自然的シンプルな暮らし

心豊かな生活をする上で本当に必要なものは何であるかを皆で考え、シンプルで快適な暮らしを目指します。

##### カ エコな暮らし

電気や水道等の節約に努めるとともに、夏場にはよしずや緑のカーテン等を使用したエコな暮らしに取り組みます。

#### (2) 日中活動支援（生活介護「えこ宮田」）

##### ア 生きがいを実感できる活動

個々人が選択する活動メニュー（創作活動・軽スポーツ・リズム体操・カラオケ・ドライブ・散歩・入浴等）を取り入れ、日々生活する中で“楽しみ”“潤い”“張合い”を感じられるような支援を心掛けます。

##### イ 社会体験活動

買い物外出・四季折々のバスハイク・温泉外出・公共施設の清掃活動等、地域と触れ合う機会を提供し自立意識の向上を

図ります。

また、月2回程度のペースで宮田村社会福祉協議会へボランティアとして出向き、デイケア等で使用するウエス作りに協力します。

ウ 自然的シンプルな活動・エコな活動

農作業では、広々とした圃場で四季折々の野菜を育て・収穫し・食すことの喜びや楽しさを体感していただきます。

また、野菜の栽培・農産物の販売・各種イベントへの参加等を通して、地域住民との交流を深めます。

屋内作業では、受託作業やリサイクル作業を行いつつ、働くことの大切さを学びます。

エ 健康管理

看護師を中心に、定期的にバイタルチェックを行い健康状態の把握に努めるとともに、心のケアにも力を入れて支援します。特に、足白癬・爪白癬などの皮膚疾患の予防や治療に努めます。

## 2 多機能型事業所「わーく宮田」(就労継続支援B型事業・就労移行支援事業)

4つの作業班（紬縫製・軽作業・林産・クリーニング）において就労継続支援B型事業を実施するとともに、就労移行支援事業を再開します。

両事業では、地域社会に密着した受託作業や自主生産作業を通して、就労習慣の確立や知識・技術の習得を図り、利用者の社会・経済生活の向上を目指します。

### (1) 就労継続支援B型事業

ア 生産活動

縫製作業・梱包材製作作業・薪割り作業・クリーニング作業等を提供し、働く喜びや知識・技能の向上を図るとともに、働いて工賃を得ることの喜びを知り、自立的生活への意欲を持っていただくように支援します。

また、駒ヶ根支援事業部と連携し、各種イベントでの自主生産品の売上高の増大を目指します。

なお、各作業班の平均月工賃目標額は、紬縫製班8,000円・軽作業班8,000円・林産班12,000円・クリーニング班13,000円とし、全体の平均月工賃目標額は10,000円とします。

イ 一般就労に向けた支援

一般就労を目指す利用者には、就労習慣の確立を目指して支援するとともに、地域の関連機関や事業所と連携し、その実現に努めます。

ウ 自然的シンプルな活動

日中活動の一環として施設内の環境整備を定期的に行い、四季折々の自然の豊かさに触れるとともに、美化意識の向上を目指します。

エ エコな活動

リメイク、草木染による手芸品、再生トナーバックの梱包材、薪ストーブ用の薪等の製作・販売やクリーニング作業を通して、エコな活動を実践します。

オ 生きがい活動

高齢化に伴う健康面などの課題に配慮した作業を提供するとともに、季節に合った活動や行事を取り入れて、生きる喜びや楽しさを体感していただきます。

(2) 就労移行支援事業

ア 生産活動

生産性を向上させることや高度な作業技術を実体験し、一般就労に向けて自分自身で職業に関する現実的な検討ができるように、技能や態度等を習得します。

イ 学習会

社会人として必要なルールやマナーの向上を目指して、学習会を適宜開催します。

ウ 職場体験・求職活動

圏域の障害者就労支援ワーカーと連携しながら段階的に職場体験や定着支援を行います。

また、関係団体に対し一般就労への協力依頼やハローワークでの求職活動も随時行います。

エ 相談支援

一般就労への意欲向上を図ることや精神的な安定を保つために、定期的に相談支援を行います。

また、就職後は定着を図るために訪問支援を行います。

オ アセスメントの実施

地域ニーズに応じて、就労継続支援B型事業の利用に係わるアセスメントの作成を行います。

カ 自然的シンプルな活動

日中活動の一環として施設内の環境整備を定期的に行い、四季折々の自然の豊かさに触れるとともに、美化意識の向上を目指します。

キ エコな活動

リメイク、草木染による手芸品、再生トナーバックの梱包材、薪ストーブ用の薪等の製作・販売やクリーニング作業を通して、エコな活動を実践します。

### 3 相談支援事業「宮田相談室」

相談支援専門員が自己のアセスメント力を高め、的確にニーズを把握できる力を磨くことで、利用者に分かりやすい「サービス等利用計画」を作成します。

また、上伊那圏域で暮らす障がい者の地域生活が充実したものとなるように、必要な地域資源の把握を行うとともに、資源やサービスの拡充に向けて、自立支援協議会や他事業所と緊密に連携していきます。

#### (1) 特定相談支援事業

##### ア サービス利用支援

利用者が希望する生活が目標達成時期に実現されるように、より具体的な手段や解決方法を記した質の高い「サービス等利用計画」を作成します。

##### イ 繼続サービス利用支援（モニタリング）

サービスの提供状況を定期的・継続的に検証しつつ、ニードの充足感を確認するとともに新たなニーズを把握していきます。

#### (2) 一般相談支援事業

##### ア 地域移行支援

グループホーム等での暮らしを希望する利用者が安心して地域生活を始められるように、適切な時期に「地域移行支援計画」を作成し集中的に支援します。

##### イ 地域定着支援

単身等で地域生活を継続しようとする利用者の「地域定着台帳」を必要に応じて作成します。

また、個々人のニーズに対して「クライシスプラン」を作成して、自立的生活を目指して支援します。

## 19 上伊那圏域障がい者総合支援センター事業計画書（案）

上伊那圏域障がい者総合支援センター「きらりあ」は、上伊那圏域8市町村から委託を受けて行う地域生活支援事業の相談支援のほか、「障害者就業・生活支援センター」事業、「障がい児等療育支援事業」「発達障がいサポートマネージャー整備事業」等の相談支援事業を受託し、総合的な相談支援事業所として障がい者が安心して地域で暮らすために必要な相談支援の充実を目指します。また、圏域の相談支援事業所が担当することが困難な課題を持つ方々のために一般・特定・障がい児の3相談支援も合わせて行います。さらに、昨年度まで県の事業として受託していた「精神障がい者地域生活支援コーディネーター設置等事業」が廃止となったことを受け、新たに「精神障がい者地域生活移行コーディネーター設置等事業」として圏域8市町村から事業を受託し精神障がい者の地域生活移行への支援を継続します。

圏域相談支援事業の「基幹相談支援センター」として中核的役割を果たすため、充実した体制作りと適切な事業運営を行うとともに、外部研修への積極的参加と独自研修を実施して人材育成に努めます。

上伊那圏域自立支援協議会の各専門部会の運営や圏域フォーラムの事務局を担当する等、協議会の発展に努めます。については、各市町村やサービス提供事業所等障がい者に関わる各関係機関はもちろん、社会資源の活用の為に必要な機関等との連携を一層深めて支援に当たります。

### ○実施事業及び職員体制

平成27年4月1日見込

事業名	職員数 21人		
地域生活支援事業 <市町村>	内 訳	相談支援専門員	3人
障がい児等療育支援事業 <県>		相談支援員	10人
発達障がいサポートマネージャー整備事業 <県>		その他	8人
障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）<国>	その他； アドバイザー ピアカウンセラー パート支援員		
障害者就業・生活支援センター運営事業 <県>			
精神障がい者地域生活移行コーディネーター設置等事業 <市町村>			
特定・障がい児・一般相談支援事業 <個別給付>			

## 1 提供するサービスの質の向上

### (1) 相談支援事業（市町村事業）

#### ア 地域生活支援事業

上伊那8市町村からの委託事業である基本的な相談事業では、相談件数が増え多様化する中、当事者・家族の思いを大切にしながら、安心して地域で生活できるよう支援します。また、ピアカウンセラーを配置し、個別相談を行うことにより、相談しやすい環境を作ります。なお、障がい福祉サービス利用を希望する方々には、計画相談支援に結び付けるため市町村と協働して圏域内の相談支援事業所につなげていきます。

また、伊那養護学校等での定期相談の実施や利用しにくい地区への巡回相談を実施する等、より相談しやすい方法を工夫していきます。

#### イ 一般相談支援

地域生活移行支援や地域定着支援を中心に、施設や病院から出て地域で生活することを希望する方々に、安心して円滑に生活ができるよう病院や施設、市町村、各相談支援事業所等の各関係機関と連携を強めて支援します。

#### ウ 特定相談支援・障がい児相談支援

基本相談の中で障がい福祉サービスの利用を希望される方には、サービス利用計画作成のために特定相談支援事業所につなげて福祉サービスの利用促進を図りますが、圏域の相談支援事業所が担当することが困難な課題を持つ方々や複雑な事情のある方々は当所で行います。

### (2) 障がい児等療育支援事業（県事業）

障がい児・者が地域で生活する中で、より早い時期から身近な地域で療育支援や必要な相談等を受けることにより、ライフステージに応じた適切な一貫した支援につながるよう努めます。

#### ア 支援や相談を希望する障がい児・者の家庭や地域へ訪問します。

#### イ 障がい児・者や家族に来所していただき相談等を行います。

#### ウ 障がい児・者に支援を行う学校や施設等の職員に対して療育に関わる技術的な支援を行います。

エ 障がい児・者支援に関わる関係者の資質向上のために事例研究や研修会等の開催を目指します。

(3) 発達障がいサポートマネージャー整備事業（県事業）

平成25年度から実施されている当事業を引き続き受託し、発達障がい児者やその家族がライフステージに応じた適切な一貫した支援を受け、見通しを持って安定した社会生活が送れるよう、発達障がいに関わる支援者等に対する総合的な助言や必要な連携の整備を進めます。

また、発達障がい児者に教育や医療等の各分野の支援者と連携、協力して支援を進めます。

(4) 障害者就業・生活支援センター事業（国、県事業）

ア 就労支援機関（県求人開拓員、技術専門校、ハローワーク、養護学校、障がい福祉サービス提供事業所等）と連携を図りながら、障がい者の一般就労に向けた支援を行います。

イ 支援を円滑に進めるためにも就労支援の関係機関との就労支援ネットワーク作りを進めます。また、他の圏域のセンターとの情報交換を図りながら圏域を超えて支援に役立てるためにネットワーク作りを進めます。また、他圏域のセンターと協働して就労支援のためのセミナー等の実施を検討します。

ウ 退院後の障がい者や在宅の障がい者等に就労支援等の活動の場を紹介し有意義な日中活動が展開できるよう、また、安心して生活が送れるよう働きかけを行います。

(5) 精神障がい者地域生活移行コーディネータ設置等事業

昨年度までの「精神障がい者地域生活支援コーディネーター設置等事業」（県事業）が廃止されたことを受け、精神障がい者の地域生活移行については、今年度から圏域市町村からの委託を受け「精神障がい者地域生活移行コーディネータ設置等事業」として以下の2点について支援にあたります。

- (1) 指定一般相談事業所と協働で支援に当たり、事業所の経験値を高め事業所の力量を向上できるよう支援します。
- (2) 圏域内の相談支援事業所に一般相談支援の必要性を認識していただき、圏域内の精神障がい者の地域生活移行の支援体制が構築できるよう努めます。

## 2 地域福祉サービス体制の整備

(1) 行政、福祉、医療、保健、就労分野、教育分野等と連携を深め、事業を推進します。

特に受託先である圏域8市町村担当者との情報交換会を年2回開催し、情報の共有化や課題解決に努めます。

(2) 自立支援協議会の専門部会の運営等

上伊那圏域地域自立支援協議会「専門部会」の運営を担当して、協議会全体が円滑な運営となるよう努めます。具体的には「専門部会長会議」を開催し各専門部会の連絡調整に当たり、「運営委員会」で活動の統一性や相互性を高めるよう努めます。

また、圏域福祉フォーラム開催事務局の担当や協議会ホームページの充実等を通じ、地域のネットワークの強化に努めます。

### ア 生活支援部会

地域で暮らす障がい者を支えるための連携作りと障がい者に分かりやすく使いやすい資源の提供を考えます。また、様々な情報を集めて圏域内の課題を整理と課題を担当する専門部会との連携で圏域内の基盤構築を担います。

### イ 就業支援部会

就労支援に関わる各機関等のそれぞれの役割を明確にし、一層の連携を図ります。

### ウ 療育部会

各領域の課題を提示し圏域全体の課題として把握・協議しながら、ワーキンググループによる検討を進めるなど各領域間の一層の連携を目指します。

### エ 重心・要医療ケア部会

アンケートによる圏域内の課題について検討し、社会資源の拡充に向けて協議を進めます。また、より多くの関係機関等の参加を促し、重心障がいへの支援と理解を促進するよう努めます。

### オ グループホーム部会

圏域でのGHの特色や地域性を基盤に、今後の障がい者の住まいの在り方について協議をしていきます。

力 権利擁護部会

障がい者虐待の起こる仕組みや障がい者の権利擁護についての正しい理解を得るために、学習と啓発のための活動を展開します。

キ 精神障害者地域生活推進部会

若者バリアフリー事業、支えあい事業等を積極的に活用し、障がいやこころの病について理解を深め、地域の支援力を高めるよう努めます。また、地域移行・地域定着支援の円滑な運用について協議し精神障がい者の地域生活の推進と充実を目指します。

ク 市町村連絡会

各行政機関が障がい者福祉について圏域全体で共通の認識が持てるよう隨時開催します。

(3) グループホーム世話人研修（年3回）を開催する等、事業者や学校、一般市民に向けた専門研修を行います。

(4) 障がい者の当事者会やボランティア団体、家族会等との情報交換、交流を積極的に行います。

(5) 昨年度立ち上げた「相談支援専門員連絡会」の中心的な役割を担当し、圏域内の相談支援の充実や相談支援専門員の質的な向上のため情報交換や学習等を進めながら活動します。

### 3 情報発信

(1) ホームページの充実

当センターの日頃の活動内容やイベント情報等を紹介するホームページの更なる充実に努めます。

(2) 広報紙「はあとぴあ」の発行

当センターの日頃の活動内容について、利用者・家族をはじめ市町村関係者や関係機関、事業者等に向けて情報発信（年2回）します。

(3) 市町村広報メディア（広報紙、CATV等）を通じ、相談会、研修会の開催を周知します。

## 4 経営・人事管理

### (1) 効率的な運営

受託業務の重要性を認識し、受託費用を有効活用しながら効率的な運営に努めます。

### (2) 利用促進

圏域内の障がい者が利用しやすい環境づくりを常に意識し、誰もがいつでも気軽に相談できるよう努めます。

### (3) 人材の育成

当センターでは、発達障がいや複雑な事情を抱えた利用者の相談が年々増加しており、スタッフ一人ひとりのスキルアップを図るとともに、スタッフ間のチームワークのさらなる強化に努めます。

ア 障がい福祉にかかわる各職能に応じた研修会やピアカウンセリング関連研修等に積極的に参加し、資質の向上と人材の育成に努めます。

イ 週1回の所内ミーティング（事例研究）及び月1回所内研修会等、定例のスタッフ会議の充実に努めるとともに、要請のあった支援会議にも参加し、積極的に意見交換や情報交換を行います。

## 5 管理業務

### (1) 個人情報保護

「事業団個人情報保護規則」に沿って、個人情報の保護について、スタッフ間で常日頃から意識し合います。

### (2) 権利擁護の充実

ア 利用者の権利擁護の充実を図る為に新たに虐待防止委員会を設置します。

イ 職員の人権擁護に関する意識の向上を図るために研修会を開催するとともに、他団体主催の研修、セミナー等への参加を促進します。

### (3) 苦情解決の適正運営

ア 日頃から利用者・家族との信頼関係が築けるように努めます。

イ 「苦情解決委員会」を設置し、苦情・要望等に迅速に対応します。

## 20 障がい者福祉センター事業計画書(案)

「障がい者スポーツ振興グループ」として指定管理を受け、2年目を迎える提案した事業計画及び協定等に基づき、誠意を持った進行管理を行いつつ、次期の指定管理を見据えた計画的な運営をしてまいります。特にセンターの設置目的であるスポーツ・運動、レクリエーション、文化活動、各種研修等を通じて、障がい者の健康増進と社会参加の促進を図るとともに、安心、安全にして快適で、使いやすく、また来たい、利用したいと思われる施設づくりに取り組み、障がいのある人もない人も誰もが親しくふれあい、交流の輪を広げるために、引き続き長野県障がい者スポーツ協会が持つスポーツ指導員の協力・参加を得て「障がいのよき理解者」として手厚い支援をします。

また、センターから離れた地域の障がい者に対する事業展開を積極的に推進するため、「障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根」「障がい者スポーツ支援センター松本」、「障がい者スポーツ支援センター佐久」及び「サンスポーツながの」を活動拠点に県内全域を網羅する支援体制により、身近な地域でのスポーツ・運動活動等の充実を図ります。

さらには、サンアップルの利用者の拡大を図るため、各事業の充実や各圏域の地域自立支援協議会、各拠点の教育事務所及び関係機関と連携を強化し、機関紙、ホームページ、広報ビデオ等の積極的活用を行います。

### ○実施事業及び職員体制

平成27年4月1日見込

事 業 名	職員数 32人		
スポーツ運動活動支援			
レクリエーション活動支援	内 訳	指 導 員	20人
文化活動支援		そ の 他	12
登録ボランティア養成	うち嘱託職員 2人		
啓発・広報・情報提供	短時間職員 4人		

## I 総務課

施設の管理・運営に当たっては、常に利用者が気持ち良く利用いただけるよう受付等での丁重な対応を行うとともに、建設して16年経過した施設・設備の劣化状況を点検・改修を図りつつ、安全管理に努めていきます。文化事業については、教室や事業の企画・実施に取り組み、障がい者の多様なニーズに応えたサービスを提供していきます。

### 1 経営・人事管理

#### (1) 効率的な運営及び施設利用の促進

常に組織体制等の見直しや職員の経営感覚の向上を図り、ムリ・ムラ・ムダのない効率的かつ効果的な管理運営を行い、適正な経費の削減と収入の確保に努めます。

なお、ホールの団体利用促進を図るため、長野市周辺で活動するピアノ教室、社交ダンス等健常者の文化団体あてに、ホールの施設概略や利用方法、試行として平成26年6月から利用予約の受付開始を2か月前の初日から3か月前の初日に変更している点等を案内する文書を配布します。《新》

#### (2) 人材の育成

利用者に質の高いサービスを提供していくため、次の業務を行い、職員の能力開発や知識・技術の向上に努めます。

- ア 目標管理制度や勤務評価制度の充実
- イ 職場内研修や派遣研修の実施
- ウ 各種大学の実習生を受け入れて運動実践等指導することによる自己研鑽

### 2 管理業務

#### (1) リスクマネジメントの強化

利用者の安全・事故防止策はもとより、職員の労働上の安全対策、地震・自然災害といった事象に対応した情報管理体制の強化やマニュアルの見直し等を行い、事故の未然防止と万一の発生した事故に適切に対応します。また、資産や資金の健全な管理に努めます。

## （2）防災・安全管理

「緊急時の対応マニュアル」に基づく消防計画や緊急時連絡体系を定め、利用者の避難誘導や関係機関への情報伝達訓練を年2回実施し、利用者に安心・安全なサービス提供ができるよう施設管理に努めます。

## （3）個人情報保護

「個人情報保護規則」により利用目的を明示し、①目的以外の情報は取得しない②個人情報の漏洩等事故防止には万全を期す③本人からの個人情報開示請求権を確保する等の徹底を図ります。

## （4）権利擁護の充実《新》

（ア）利用者の権利擁護の充実を図るために新たに虐待防止委員会を設置します。

（イ）職員の人権擁護に関する意識の向上を図るために研修会を開催するとともに、他団体主催の研修、セミナー等への参加を促進します。

## （5）苦情解決の適正運営

利用される皆様からの苦情を把握し、その解決に努めるため、センター及び3か所のサンスポートに「利用者の声」等の意見箱を設置するとともに、苦情解決責任者及び苦情受付担当者、更には第三者委員を置き、利用者やその家族等からの改善の提案に迅速に対応します。

## （6）利用者への満足度調査等

年間を通して「顧客満足度調査」を実施し、改善すべき提案には速やかに対応するとともに、調査結果を広く関係者に周知し事業の透明性と信頼性を高めます。また、利用者代表や施設職員等による「事業検討・サービス評価委員会」を年2回開催し、事業の効率性・実効性の向上と利用者へのサービス向上を図ります。更に、寄せられた意見を職員の業務改善や意識改革の機会としても受け止め、活用します。

昨年度からサンスポート駒ヶ根においても「事業検討・サービス評価委員会」を設置し、顧客満足度の向上に向けて取組んでいます。

### (7) 関係機関との連携

県内全域の障がい者に文化やスポーツ等の機会を平等に提供するため、特別支援学校・障がい者支援施設・障がい者総合支援センター・地域自立支援協議会・行政機関等との連携を強化して情報提供を進め、障がい者の利用促進に努めます。また、長野県障がい者スポーツ協会、東日本障害者スポーツセンター協議会及び全国障害者スポーツセンター協議会を通じて情報収集を図り、スポーツ・運動事業に反映します。

## 3 提供するサービスの質の向上

障がい者が文化芸術活動を通して社会参加が更に促進することを目指し、地域講師を活用した文化教室等を継続的に開催し、心豊かな張り合いのある暮らしにつなげていきます。また、地域関係団体や一般ボランティア、地域の芸術家等との連携強化により、質の高いサービス提供に努めます。

本年度は、中南信地域の障がい者支援施設関係者と活動支援のあり方についての検討会議を実施します。《新》

### ○主な文化事業計画

区分	長野県障がい者文化芸術祭	文化講演会	アートフェスティバル 2015	芸術作品の展示会	文化教室	活動支援検討会議	ボランティア養成・研修
回数	1回	1回	1回	12回程度	4教室 22回程度	2地域× 3回程度	2回

### (1) 長野県障がい者文化芸術祭（夢・アートフェスタながの）

県内全域の障がい者を対象とした公募作品展を中心に、舞台発表、体験コーナー等を内容とする「第18回長野県障がい者文化芸術祭」（夢・アートフェスタながの）を県と障がい者関係団体で構成する実行委員会組織で、地域のボランティア、NPO法人等の協力を得てサンアップルで開催します。当イベントは、障がい者が文化芸術活動の成果を発表する機会としてだけでなく、多くの県民に障がい者の文化活動を理解していただく機会と捉え、参加者相互の交流を図ります。

また、入選作品は、当イベント開催後、「信濃美術館」ほか県内の美術館で一般の美術作品展示と合わせて展示会を行う他、県内5カ所でも開催し、障がい者の文化活動のより一層の普及・啓発に努めます。

## (2) 文化講演会

障がい者の文化・スポーツ活動の紹介や理解を深めるため、「文化講演会」を「文化芸術祭」に合わせて開催します。

## (3) アートフェスティバル2015（舞台発表・鑑賞会）

県全域の障がい者団体・個人の創作技術の向上や自己実現に向け、演劇、音楽、ダンス等の舞台発表の機会を提供し、その舞台鑑賞をとおして障がい者の文化芸術活動への理解と共感・感動へつなげます。

## (4) 芸術作品の展示会

展示コーナーにおいて、地域で文化芸術活動を行っている障がい者や当センターの文化教室などで制作した絵画、書、工芸、写真などの作品展を年12回程度企画・開催し、障がい者の文化芸術活動への理解を深めます。

## (5) 文化教室（4～8回/年）

文化芸術分野のスキルアップや作品の発表・展示を目標に、定期的・継続的な教室を開催し、多くの方に文化芸術活動に親しむ機会と参加者相互の交流の場を提供します。

本年度は、ニーズの高かった「和太鼓教室・歌声ひろば・絵のひろば」を継続する他、障がい者を対象に手軽に造形制作の楽しさを学ぶ「折り紙」の教室を実施します。《新》また、教室からサークル化した「絵手紙」「カラオケ」の2団体への会員募集広報等の側面的な支援をします。

## (6) 文化活動体験会（1～2回/年）

利用者が気軽に心地よく文化芸術活動に取り組める活動体験の場を提供します。本年度は、「お菓子作り」「筆遊び動書体験」等時季にあった活動体験を開催します。

## (7) 文化活動支援検討会議（地域支援体制の整備、2地域×3回程度実施）

各地域において障がい者の文化芸術活動支援の質を高めることを目的に、施設や地域で障がい者の文化芸術活動に携わる者が連携して、組織的に情報の交換・共有、支援方法の研究等を行う支援体制構築のため、中南信地域の障がい者施設等関係者と活動支援のあり方について、検討会議を実施します。《新》

#### (8) ボランティアの養成

サンアップル利用者を支援する登録ボランティアに養成講座を開催し、支援方法や障がい特性などの情報を提供し、資質の向上を図ります。一方、登録ボランティア等の協力を得て、サンアップル事業の充実に努めます。

### 4 情報提供

#### (1) ホームページ・メールマガジンを活用した情報提供

ホームページやメールマガジン等により、障がい者のスポーツ・運動活動や文化芸術活動の情報提供に努めます。また、利用の促進を図るため、ホームページをより見やすくわかりやすく工夫するとともに、教室・イベントのご案内、ホールや体育館等センター主要施設の空き情報、事業の報告等掲載内容の充実を図ります。

館内では、引き続き受付での施設空き情報の提供、大型ディスプレーにはイベント情報やお知らせなどを掲示し、利用者の利便に供します。また、県ホームページとの相互リンクや障がい者スポーツナビ等を活用した情報提供により、利用の促進を図ります。

#### (2) 「まるかじりサンアップル」の発行

行事の紹介や様々な情報を掲載した広報紙「まるかじりサンアップル」を年4回発行し、関係団体・機関等に情報提供して、サンアップルの活動や障がい者福祉への理解が深まるよう努めるとともに、利用の促進を図ります。また、本年度も利用者の更なる拡大を図るため、地域住民が地元施設と認識して積極的に利用いただくよう、地元長沼、古里、柳原、若槻、朝陽、吉田地区の6自治会に本紙の隣組回覧を行います。

#### (3) 映像媒体を活用した情報の発信

サンアップル紹介ビデオやイベントビデオを、ホームページや動画サイトを媒体として利用促進等の啓発活動を行います。また視察・見学時の紹介ビデオ上映、イベントビデオの館内大型モニター上映等映像媒体をより積極的に活用し、利用の促進を図ります。

### II スポーツ課

個々の障がい者に合った様々なスポーツ・運動プログラムを提供するとともに、県内全域の障がい者にスポーツ・運動の機会

を平等に提供するため、4か所のサンスポーツでの事業の充実や個人・各団体間のネットワークの強化、移動教室の充実、教室卒業者のサークル化支援の強化、地域スポーツ支援リーダーの育成・派遣等を行い、さらなる利用者の拡大を図りながら、障がい者スポーツの普及と底辺拡大を進めます。

昨年度に引き続き、北信地域での出張スポーツの充実を図るとともに、信州のそれぞれの地域に合ったスポーツの振興に取り組むこととし、各サンスポーツでは出張スポーツ事業を中心に、地域の文化、環境を生かした大会も実施します。

また、長野県障がい者スポーツ協会との協働により、特別支援学校、障がい者スポーツ指導員、健康運動指導士、市町村スポーツ推進員、及び医療関係者スタッフ等との連携した障がい者スポーツ事業のネットワークを充実し、スポーツを通じたリハビリ・仲間づくり・生きがいづくり・健康づくりへの支援を行いつつ、県スポーツ課から教育事務所の依頼を受け、総合型スポーツクラブ及びスポーツ推進員等へ障がいのある方のスポーツ・運動方法を実施していきます。《新》

#### ○主なスポーツ事業計画

区分	大会等	定期教室	通年教室 半期教室	出張教室	自由参加運動 プログラム	レク大会	研修会
サンアップル	4大会	14教室	6教室	—	4種目	2大会	2回
サンスポーツながの				随時			
サンスポーツ駒ヶ根	2	6	1	随時	5	2	1
サンスポーツまつもと	2	9	0	随時	5	2	2
サンスポーツ佐久	2	2	2	随時	4	1	1
計	10	31	9	—	18	7	6

## 1 提供するサービスの質の向上

### (1) 障がい者福祉センター（サンアップル）

県内全域を対象とするスポーツ・運動に関するサンアップル事業の基幹施設としての役割を果たすとともに、北信地域の拠点として、障がい者のニーズを把握し関係機関との連携に努め下記の事業を展開します。

#### ア スポーツ相談支援

スポーツや運動を初めて行う利用者や健康に不安のある利用者が、安心してスポーツ・運動活動が継続できるよう、看護師、スポーツ指導員で運動相談を行います。また、定期的に整形外科や内科医師による専門相談を実施します。

#### イ スポーツ・運動教室

スポーツ・運動に親しみ健康維持・増進することや技術の向上を目指す等の機会を提供するために、年間を3期に分けて障害別・種目別に水泳やテニス、スポーツの日（交流の場、サークル化の促進を目的）種目は、①ボッチャ②ポールウォーキング③フライングディスク④卓球バレー《新》など定期で14教室、年間または半期を通して6教室と自由参加運動プログラム（通年を通し、予約なしに自由に参加できるプログラム）4教室（プール種目3、ストレッチ体操1）を行います。また、「サンスポーツながの」がサンアップルから遠隔地の北信地域の障がい者を対象とした出張スポーツ教室を展開します。

#### ウ スポーツ大会・記録会

日頃の練習成果を確認し更なる向上を目指すことや相互の交流を目的として、一般競技団体や地域総合型スポーツクラブ、支援スタッフの協力を得て、障がい者チーム対抗スポーツ大会やバドミントン大会等4大会を開催します。また、大会参加者の拡大とルール理解や技術向上を目途に、大会前ワンポイントレッスン3種を開催します。

第29回関東身体障害者水泳選手権大会を8年ぶりに共催の立場で実施し、指導員が大会に関わることで大会運営及び技術の向上を目指します。《新》

#### エ スポーツ・運動研修会

障がい者スポーツの振興やスポーツ・運動活動支援スタッフを拡大するために、全てのスポーツ・運動に携われる方を

対象に「障がい者スポーツ研修会」を健康運動指導士会長野県支部及び障がい者スポーツ指導者協議会と共に開催します。また、より専門性の高い人材を養成するための「地域スポーツ支援リーダー研修会」を開催し、第5期地域スポーツ支援リーダーの初年度の研修会に取り組みます。また、第1期生から第4期生（合計26名）の意見交換の場として集う機会をつくると共に今後の新たな派遣づくりの充実を図ります。

#### オ 研究・開発

障がい者がスポーツ・運動活動へスムーズに導入できることや意欲的に活動が定着できるよう、健康運動指導士会・特別支援学校・大学等外部関係団体と連携し、障害別・年齢別に運動方法や運動財の研究開発を行います。また、その結果を障がい者体育・スポーツ研究会、障害者スポーツ学会等に発表し、その内容を精査したうえで県内へ発信していきます。

今年度は、「東日本障がい者スポーツセンター協議会」の担当県として、障がいのある方のスポーツ指導の発表を行い有意義なものとなるよう努めます。《新》

#### （2）障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根（サンスポーツ駒ヶ根）

南信地域のスポーツ・運動活動の拠点として、看護大学プールを活用して水泳支援を中心に支援するとともに、障がい者ニーズを把握し関係機関との連携に努め、下記事業を展開します。

##### ア スポーツ・運動教室

年間を3期に分けて障がい別・種目別に定期で水泳を中心に6教室、年間を通して1教室開催するとともに、自由参加運動プログラム（通年を通し、予約なしに自由に参加できるプログラム）5教室（プール種目3、ストレッチ体操1、体育館開放事業1）を開催します。

##### イ スポーツ大会・記録会

卓球大会、水泳記録会の開催とあわせ、フロアホッケー交流イベントを開催します。

##### ウ スポーツ・運動研修会

サンスポーツ駒ヶ根の事業を支える支援の輪を広げるために、障がい者スポーツ指導員、地域スポーツ指導者、地域ボ

ランティア、スポーツ推進員、学生等を対象に、「サポートスタッフ講習会」を開催します。

エ 出張スポーツ教室

障がい者団体や施設・学校等からのスポーツ・運動支援要請に応えて、随時現地に出向き開催します。

(3) 障がい者スポーツ支援センター松本（サンスポートまつもと）

中信地域のスポーツ・運動活動の拠点として、地域の施設を活用してスポーツ・運動支援をするとともに、障がい者のニーズを把握し関係機関との連携に努め、下記の事業を展開します。

ア スポーツ・運動教室

年間を3期に分けて水泳を中心に9教室、自由参加運動プログラム（通年を通し、予約なしに自由に参加できるプログラム）として5教室（水泳ワンポイントレッスン松本、安曇野、諏訪、体育館開放事業松本、安曇野）を開催します。また、スキー教室及びバイスキー講習会をスキー場で開催します。諏訪圏域において、「スポーツクラブ in 諏訪」及び春休み水泳教室（諏訪）を実施します。

イ スポーツ大会・記録会

卓球大会、水泳記録会の2大会及びボッチャ交流会を開催します。

ウ スポーツ・運動研修会

サンスポートまつもとの事業を支える支援スタッフの輪を広げるために、障がい者スポーツ指導員、地域スポーツ指導者、地域ボランティア、スポーツ推進員、学生等を対象に、「サポートスタッフ講習会」を開催します。

エ 出張スポーツ教室

障がい者団体や施設・学校からのスポーツ・運動支援要請に応え、随時現地に出向き開催します。

#### （4）障がい者スポーツ支援センター佐久（サンスポーツ佐久）

東信地域のスポーツ・運動活動の拠点として、地域の施設を活用してスポーツ・運動支援をするとともに、障がい者のニーズを把握し関係機関との連携に努め、下記の事業を展開します。

##### ア スポーツ・運動教室

年間を3期に分けて、地域でニーズの高い水泳を中心に2教室を開催するとともに、自由参加運動プログラム（通年を通して、予約なしに自由に参加できるプログラム）として4教室（体育館開放事業上小、佐久、サッカーレッスン上小、佐久）を開催します。

##### イ スポーツ大会・記録会

サンアップル及び各サンスポーツで開催する県内4地区のサッカー教室参加者を中心に、各地域のクラブチームの協力を得てサッカー大会を行います。競技性を高めるため、他県のチームにも参加を促します。また、東信地区を対象に「ふれあいさなだ館プール」と共催で水泳記録会を開催しサンアップル水泳大会への参加を促します。

##### ウ スポーツ・運動研修会

サンスポーツ佐久の事業を支える支援スタッフの充実を図るため、障がい者スポーツ指導員、地域スポーツ指導者、地域ボランティア、スポーツ推進員、学生等を対象に、「サポートスタッフ講習会」を開催します。

##### エ 出張スポーツ教室

障がい者団体や施設・学校からのスポーツ・運動支援要請に応え、隨時現地に出向き開催します。

## 2 地域福祉サービス体制の整備

#### （1）サテライトとの連携によるスポーツ・運動支援のネットワーク強化

身近な施設で気楽にスポーツを行える環境を整えるためにスタートしたサンスポーツ駒ヶ根、サンスポーツまつもと及びサンスポーツ佐久とのネットワークを更に強化し、サンアップル事業の充実拡大を図りつつ、関係機関・団体と連携する中で、全県障がい者のスポーツ・運動活動支援体制のレベルアップに寄与します。

(2) 各圏域支援体制の協力（スポーツ・運動）

在宅障がい者等がスポーツ・運動を通じて潤いのある生活を送ることができるよう、各圏域の地域自立支援協議会や学校、福祉サービス事業所等と協調して支援体制構築に協力します。

(3) 他の地域や団体への協力

障がい者スポーツの振興を図っている他団体が主催する大会等に積極的に協力するとともに、相互の事業内容について効率的・効果的な運営ができるよう努めます。

(4) 実習生等受け入れ体制の整備

障がい福祉や障がいのある方のスポーツ・運動活動への興味をもっていただくこと、また必要性へ理解をいただくため、高校生から大学生までの実習生を受け入れます。